

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290406001	29年4月6日	29年4月25日	29年5月31日	特定自主検査 検査者検査資格に関する資格の受領資格と受講時間の範囲について	<p>公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会における特定自主検査検査員制度ですが、一定時間の研修時間講習を受けて検査員の資格が与えられるようになり、工場、現場を移動できる機械、いわゆるフォークリフト、ホイールローダ、とどこくエンジン動力により移動および作業が可能な機械全ての検査業務ができる。国土交通省からナンバーの交付を受けていない車両いわゆる車検制度のない物が対象となっており、</p> <p>私は、国土交通省より、道路運送車両法第94条4に従って香川陸運局4県の自動車検査員の資格を有しています。とともに、大型自動車分解整備事業所の許可も頂いています。</p> <p>この分解整備事業所の中には、大型特殊自動車の分解整備が含まれます。いよゆれ建設機械前に述べた機械が全部含まれます。違いは車両に交通省に届けをて公道を往来してもよい許可すなわちナンバープレートを付け車検を受ける作業が発生します。車検整備とは、その車両が法規に適合しておかつ安全に走行作業が出来るか点検分解整備をして検査員が検査の結果適合の判断をして合格にします。そういった事をしている事業場の検査員が、特定自主検査の検査員に申請をするのに、また一から講習を受けない(ものすごい低単価研修)いけないのか矛盾を感じます。</p> <p>申請だけで受理出来れば、小規模企業の何年も検査していない機械の安全面が改善されると、機械点検の独自性も高コストも低コストに変更できる。全国指定業者のなかの大型特殊自動車の認可を受けている業者はそんなに多くはないですが、申請受理が申請だけで許可発行していただければ、</p> <p>1、多くの機械を持っている企業の機械点検コストの削減 2、コスト下がった分機械の新しい買い替えに繋がる 3、無点検の機械が減少(コスト下がる)するみんなが気軽に点検できる、エンジンの修理により修費が20%HCNOXの低減に繋がる 4、我々事業の拡張に敏速に行える許認可のものすごい短縮になる</p> <p>私自動車検査員は、ガソリン、ディーゼルエンジン、最近のハイブリッドの修理のプロ、国の基準に合わない車は公道を走らさない、許可できない、しかしナンバーのないガソリン、ディーゼル、エンジン、油圧を検査している人は許可が必要でない、同じ車と走っているのに、私にすぐ認可頂けるのなら明日からでも行動できます。内容をうまく伝えられないかも知れません。お願いします。</p>	有限会社 紀伊自動車工業	厚生労働省	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項、第54条の3及び第54条の4 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第19条第2項 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第19条の22 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第19条の22第1項第2号の2)第19条の24の2の3第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検査者検査員研修の内容及び時間(昭和47年労働省告示第134号)第3条等	対応不可	<p>特定自主検査の対象となる機械等は、フォークリフトや車両系建設機械、動力プレス等の適切な検査がなされないければ労働災害につながる危険な機械であり、一定の資格を持ったものに特定自主検査を行わせることにより、当該機械等を使用する労働者の安全を確保しているものです。</p> <p>特定自主検査には、フォークリフトであればフォークやマスト、車両系建設機械であればアームやバケットといった機械等による作業に関する部分の検査が含まれており、これらの検査は、自動車の検査項目には含まれません。また、特定自主検査を適切に実施するためには、フォークリフト構造規格、車両系建設機械構造規格等の労働安全衛生関係の法令に関する知識も必要です。したがって、特定自主検査を適切に実施する観点から、自動車整備に関する資格を有する者に対して、検査者検査員研修を全て免除することは困難です。</p> <p>なお、検査員研修は、自動車整備士の技能検定に合格した者について、自動車整備士に係る知識、技能に関する部分を免除するなど、一定の配慮がなされた制度となっています。フォークリフトを例に取れば、検査員研修は、学科研修は20時間、実技研修は15時間以上、検査実習は10日以上行うこととされていますが、一般自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士又は二級ディーゼル自動車整備士の技能検定に合格した者で、フォークリフトの点検又は整備の業務に1年以上従事した経験を有する者は、原動機の種類及び構造、走行装置等、自動車の走行に関する部分を省略した学科研修14時間、実技研修7時間以上、実習10以上の研修を修了すれば検査者検査員の資格が得られることとなっております。車両系建設機械の検査者検査員研修についても同様です。</p>		
290412001	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	飲食店、理容院、美容院、クリーニング店等を営む者が生前に自分の子に事業を譲渡する場合の手続を簡素化すること	<p>【要望内容】 事業承継の円滑化を図るために、個人で営む飲食店等における生前の営業譲渡手続を相続の場合と同様に簡素化すること</p> <p>【理由】 個人で飲食店、理容院、美容院、クリーニング店等を営む者が死亡し、その子が事業を相続する場合、簡易な変更手続だけで可能となる。しかし、生前に譲渡する場合、新規開業の場合と同様の手続が必要となる。親子間で円滑な事業承継を推進するため、これを簡素化する必要がある。</p>	日本商工会議所	厚生労働省	食品衛生法第52条第1項並びに理容師法第11条第1項、美容師法第11条第1項及びクリーニング業法第5条第1項、第2項に基づき、営業の許可を受けた者並びに営業所開設の届出等を行った者について、相続があったときは、それぞれ、食品衛生法第53条第1項並びに理容師法第11条の3第1項、美容師法第12条の2第1項及びクリーニング業法第5条の3第1項に基づき、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)は、許可営業者並びに届出をした営業所の開設者等の地位を承継します。	対応不可	<p>食品衛生法に基づく営業許可並びに理容師法、美容師法及びクリーニング業法に基づく営業所開設の届出などの効果は、当該申請者並びに届出者に限り及ぶこととなりますが、営業者が死亡した場合に、営業者の死亡という不測の事情によって営業者の地位が失われることになると、本相続人は新たに許可並びに理容師法、美容師法及びクリーニング業法に定める構造設備基準に適合する旨の確認を得るまで営業ができなくなることに鑑み、特例的に許可及び届出営業者の地位を相続して承継することができる旨の規定を設けているものです。</p> <p>他方、生前に営業譲渡を行う場合は、あくまでも営業者の意思に基づき地位の変更を行うものであり、上記のような事情は認められないため、営業者の死亡の場合と同様の措置を取ることはできません。なお、旧営業者の許可を受けた状況及び届出を行った状態のまま、新営業者の許可申請及び開設届出を行うことにより切れ目なく営業を継続することが可能です。</p>	△	
290412002	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	古民家等を活用した宿泊施設について、最低客室数や玄関帳場に関する規制緩和を早期に講じること	<p>【要望内容】 古民家等を活用した宿泊施設について、規制改革推進会議の意見に基づき、以下を講じること -最低客室数(旅館5室以上、ホテル10室以上)の撤廃 -玄関帳場の設置義務の緩和</p> <p>【理由】 国家戦略特区に基づく指定区域では、旅館業法上で定められた帳場(フロント)の設置義務が緩和され、古民家や武家屋敷等の歴史的建造物を宿泊施設として活用することができるようになっている。しかし、最低客室数は未だ緩和されていない。新たな日本文化の発信や、増加するインバウンドへの対応を図るため、古民家等について、規制改革推進会議の意見に基づき、最低客室数や玄関帳場の設置義務の規制を緩和するべきである。</p>	日本商工会議所	厚生労働省	旅館業を営もうとする者は、旅館業法第3条に基づき都道府県知事等の許可を受けなければならないとされており、当該申請に係る施設の構造設備基準として、旅館業法施行令第1条においてホテル業業については客室の数を10室以上、旅館業業については客室の数を5室以上とする基準が定められています。また、同条に基づき、旅館業業及びホテル業業を営む場合は、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有することとされています。	検討に着手	<p>旅館業法に係る構造設備の基準については、平成28年12月6日に開催された規制改革推進会議において、同基準の全般について撤廃することができないがゼロベースで見直すべきとの意見が決定されており、当該意見を受け、平成29年2月23日に開催された同会議において、</p> <p>-客室数についてはホテル・旅館業業の一本化に合わせて撤廃 -玄関帳場については受付台の長さ1.8m以上等の数値規制は撤廃し、ICT活用等により前面でのコミュニケーションに代替する方策の活用等による適用除外を認める方向で検討することとしました。</p> <p>今後は、第193回通常国会に提出した旅館業法の一部を改正する法律案の施行と併せて措置する予定です。</p>	◎	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290412005	29年4月12日	29年4月25日	29年6月15日	既に最低限の日本語力を有する外国人に対しては、介護福祉士試験、看護師試験の問題を英語とすること	【要望内容】 既に最低限の日本語力を有する外国人に対しては、介護福祉士試験、看護師試験の問題を英語とすること 【理由】 介護や看護分野は離職も多く、深刻な人手不足状態にある。このため、既に最低限の日本語力を有する外国人は、介護福祉士試験や看護師試験の問題を英語とし、介護福祉士・看護師の増加を図るべきである。	日本商工会議所	厚生労働省	【介護福祉士試験】 ・介護福祉士試験は外国人の受験者も含めて日本語のみで実施しています。 ・なお、難しい漢字へのふりがな付記や疾病名への英語表記、設問文の指示形式を肯定表現に統一するなどのわかりやすい日本語への改善を行っているほか、従来、EPA介護福祉士候補者のみを対象として実施していた全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙の配布について、平成27年度から、外国の国籍を有する者又は日本に帰化した者で希望する者に対しても実施しています。 【看護師試験】 看護師の現場ではコミュニケーションは日本語で行われ、日本語で業務を行うことが不可欠です。患者・家族及び医療関係者とのコミュニケーションを適切に行うことや薬剤の確実な照合等が、安全で適切な医療を行う上で不可欠であり、日本語での業務がままならない場合には、国民の生命や安全を損なうおそれがあります。そのため、看護師国家試験においては日本語による試験とし、平成23年より疾患名への英語併記や難解な用語の平易な用語への置き換え等を行っている他、平成25年よりEPA看護師候補者への特例的対応として全ての漢字へのふりがな付記等を行っています。	【介護福祉士試験】 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第1項および第3項 【看護師試験】 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第17条及び第18条	対応不可	【介護福祉士試験】 介護福祉士試験を英語や母国語で行うことについては、 ①介護現場では、利用者・スタッフとの日本語によるコミュニケーションが必要であり、 ②介護記録の作成や医療職等との連携による安全な介護の提供の観点から、介護専門用語等についての日本語による理解力が不可欠であることから、国家試験を日本語以外で実施することは困難です。 【看護師試験】 看護師国家試験においては、患者・家族及び医療関係者とのコミュニケーションが日本語で行われることなどから、医療の安全を確保し、医療の質を維持しているためには、日本語により医学・看護の専門用語等についての正確な理解がなされているかを確認することが必要であり、試験問題を日本語以外で作成することは困難です。	△
290412026	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	商工会議所が無料職業紹介事業を行う際の手続を「許可」でなく「届出」とすること	【要望内容】 商工会議所が無料職業紹介事業を行う際の手続の簡素化 ・会員企業以外を求人者とする無料職業紹介事業を行う際の手続を、「許可」でなく「届出」とすること 【理由】 商工会議所が行う無料職業紹介事業は、人手不足に悩む中小企業の人材確保の観点から効果的であるが、商工会議所の会員企業以外を求人者とする無料職業紹介事業を始める場合、厚生労働大臣の煩雑な「許可」手続が必要である(会員企業を求人者とする場合は「届出」可)。	日本商工会議所	厚生労働省	特別の法律により設立された法人であって厚生労働省令で定めるもの(農業協同組合や日本商工会議所等)は、専業主管経労働局長を経て、厚生労働大臣に対して特別の法人の無料職業紹介事業届出書を提出することにより当該法人の直接若しくは間接の構成員(以下「構成員」という。)を求人者とし、又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者として無料職業紹介事業を行うことができる。	職業安定法第三十三条の三 職業安定法施行規則第二十五条の三	対応不可	商工会議所法等の特別の法律により設立された商工会議所等の法人が、その直接又は間接の構成員のために行う無料職業紹介事業については、当該法人についてその適正性が制度的に担保されており、かつ、無料職業紹介事業の対象者が限定されていることから、事業運営の適格性に問題が少なくないと考えられることから、届出制により行うことができることとされている。 一方、直接又は間接の構成員以外の法人者又は求職者に対する職業紹介事業を行う場合には、職業紹介事業の許可が必要である。	
290412007	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	患者数が少なく臨床試験が困難な希少疾病向けの医薬品・医療機器の開発の承認期間を短縮化すること	【要望内容】 希少疾病向けの医療機器等開発の承認期間の短縮化 【理由】 希少疾患向けの医薬品や医療機器の開発は、承認までのコストや期間の予測がつかず、企業の研究開発が滞る原因となっている。そのため、国際先進国にかけ、諸外国並みの医薬品・医療機器の開発ガイドラインを整備し、承認までの期間を短縮化することが求められる。 (注)新薬の開発プロセスには、①基礎研究2-3年、②非臨床試験(動物実験など)3-5年、③臨床試験(治験)3-7年、④承認申請と審査1-2年の計9-17年の年月が必要(出典:宇キスナ製薬産業2012) (注)希少疾病とは、薬事法77の2および薬事法施行規則251条において、「対象患者数が本邦において5万人未満であること」と定められている。希少疾病の例:甲状腺がん、成人T細胞白血病・リンパ腫、特発性拡張型心臓症	日本商工会議所	厚生労働省	・医療上の必要性が高いにもかかわらず、患者数が少ない希少疾病向けの医療機器等に対する開発支援措置として、平成5年に希少疾病用医療機器等指定制度を創設しました。 ・希少疾病用医療機器等に指定されたものは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)が製品開発の相談・助言や承認審査を優先的に行う(例えば、医療機器では、通常の審査目標期間である14ヶ月を優先審査では10ヶ月を目標にしている。)迅速な実用化を支援しています。 ・その他の実用化支援措置として、希少疾病用医薬品への指定前支援として製造販売承認取得を目指すベンチャー企業等に対する開発費用の補助を、希少疾病用医療機器等への指定後の支援として企業に対する助成金の交付、税制措置等を行っています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(77条の2)	現行制度下で対応可能	希少疾病用医療機器等の実用化にあたっては、臨床試験における組み入れ可能な症例数等の国内における疾患や開発の状況、海外で実施された臨床試験の状況等を考慮しつつ、個別のケースに応じて治験相対化や承認審査を行っています。 希少疾病用医療機器等は一般に新規性が高く、開発過程の一般化・ガイドライン化にはなじみにくい場合が多いため、実用化を促進するという観点では、上述のようにPMDAが個別具体的に丁寧に相談に応じることが重要であると考えています。	△
290412016	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	特に地方で深刻とされている人材不足を解消するため、中小企業に限りインターンシップを通じた人材採用を認めること	【要望内容】 中小企業に限り、インターンシップを通じた人材採用を認めること 【理由】 中小企業は、人材採用において、大企業と比べ不利な環境にあることから、深刻な人手不足に陥っている。また、新卒採用後3年間の離職率は中小企業で4割、小規模事業者で5割を超えるなど、人材のミスマッチも起こっている。インターンシップは自社に合った人材を発掘する有効な手段と考えられるが、「人的負担が大きい」、「メリットがない」、「採用に直結しない」といった理由から、中小企業では大企業と比べその取り組みが低調である。 加えて、現在、政府において、東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地方在住学生等の地方定着を目指す「地方創生インターンシップ事業」が推進されているところである。 このため、文部科学省・厚生労働省・経済産業省が示す「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」において示されている、「企業がインターンシップ等で取得した学生情報は広報活動・採用選考活動に使用できない」について、中小企業に限っては対象外とするべきである。	日本商工会議所	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくり等を進めるため、就職・採用活動の日程(広報活動・採用選考活動開始時期等)が設定されていることを踏まえ、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」において、広報活動・採用選考活動の開始後に行われるインターンシップであり、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示された場合でなければ、企業がインターンシップ等で取得した学生情報は当該活動に使用できないとされています。	「インターンシップ」の推進に当たっての基本的考え方(平成9年9月文部科学省・厚生労働省・経済産業省作成、平成27年12月一部改正)	その他	文部科学省に「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」を設置し、インターンシップの実施に係る中小企業の負担軽減策や、インターンシップと就職・採用活動との関係も含め、インターンシップの在り方や推進方策について検討を行っているところであり、現在、議論の取りまとめに向けて調整を行っているところである。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290412017	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	「介護離職ゼロ」を実現するため、特別養護老人ホームについて株式会社等の参入を認めること	【要望内容】 株式会社等の特別養護老人ホームへの参入 【理由】 老年人口の割合が上昇し、あわせて独居高齢者の割合も増加する見込みがあり、その対応は喫緊の課題となっている。民間の経営ノウハウを活用することで、施設不足による「入所待ち」の解消だけでなく、介護職員の待遇改善にも繋がる。このため、現在は、設置主体が社会福祉法人か地方公共団体に限られている特別養護老人ホームの経営について、株式会社等多様な経営主体の参入を認める必要がある。なお、株式会社の参入について、事業の安定性や継続性が担保されず、経営悪化による撤退リスクが懸念されるとの指摘があるが、撤退時のルールをあらかじめ決めておくことなどで、対応が可能である。	日本商工会議所	厚生労働省	特別養護老人ホームの設置主体は老人福祉法で定められており、 ・都道府県、市町村、地方独立行政法人 ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・厚生連に限定されています。	老人福祉法第15条第1項・第3項 第4項 第36条 附則第6条の2	対応不可	・特別養護老人ホームについては、 ① 長期間にわたり、重度かつ低所得の高齢者が多く入所していること、 ② 約7割の施設で社会福祉法人等による利用者負担軽減を行う等の独自の低所得者の負担軽減措置を実施していること、 ③ 措置入所の受け皿でもあること、 等から、その設置に当たっては、高い公益性と安定性の担保が必要不可欠です。 ・社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とした非営利法人であり、 ① 剰余金の配当は禁止され、 ② 出資者の持分がなく、解散時の残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者(最終的には国庫)に帰属するものであり、事業の継続性に資する仕組みとなっています。 ・一方、株式会社については、 ① 剰余金の配当が認められ、 ② 株主の持分があり、解散時の残余財産は株主に分配されるものであり、事業の継続性に資する仕組みとなっておりません。 ・また、株主会社について、社会福祉法人と同様、 ① 出資者の持分の禁止や剰余金の配当禁止を課すこと ② 事業の継続性を図るため、撤退時に他の事業者へ資産の無償譲渡を行わせることは株主会社の営利法人としての性格に矛盾し、困難と考えられることから、株式会社による特別養護老人ホームの設置を認めることは適切ではないと考えております。 ・なお、地方公共団体が設置する特別養護老人ホームについては、施設の設置者である地方公共団体自身が、その適正な管理に最終的な責任を有する指定管理者制度のもとで、株式会社を含めた民間事業者に対して管理を行わせることができます。	
290412018	29年4月12日	29年4月25日	29年6月15日	経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること	【要望内容】 株式会社による医療機関への直接参入 【理由】 民間の経営ノウハウを活かし、経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めるべきである。医療法人に民間経営のノウハウを活かすことにより、①資金調達の円滑化、②経営の近代化・効率化、③投資家からの厳格なチェックが得られるようになり、良質なサービスの提供が期待できる。	日本商工会議所	厚生労働省	医療法では、営利を目的として、病院などを開設しようとする者に対しては、解説の許可を与えないことができることとされている。	医療法(昭和二十三年七月三十日法律第二百五号) 第7条第6項	対応不可	医療法では、営利を目的として、病院などを開設しようとする者に対しては、解説の許可を与えないことができることとされている。医療では、医師の裁量が大きき、患者が十分な情報を持っていないことがある中で株式会社等の営利を目的とした経営主体による医療機関の経営への参入については、①患者が必要とする医療と、株式会社の利益を最大化する医療とが一致せず、適正な医療が提供されないおそれがあること、②利益が上がらない場合の撤退により、地域における医療の確保に支障が生じるおそれがあること、③利益を上げるために不要な診療が行われ、医療費の増大を招くおそれがあること、などの理由から困難です。なお、平成16年の構造改革特別区法の改正により、高度な医療を提供すること及び自由診療のみを行うことの要件の下に、株式会社による病院・診療所の開設を認めています。	
290412021	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	商工会議所が無料職業紹介事業を行う際の書類の簡素化 ・無料職業紹介事業を行う際の提出書類(役員の住民票の写し及び履歴書)の簡素化 【理由】 商工会議所が無料職業紹介事業を始める際に、役員の住民票の写しおよび履歴書を提出する必要があるが、その収集が大変な手間となっている。	商工会議所が無料職業紹介事業を行う際の書類の簡素化 ・無料職業紹介事業を行う際の提出書類(役員の住民票の写し及び履歴書)の簡素化 【理由】 商工会議所が無料職業紹介事業を始める際に、役員の住民票の写しおよび履歴書を提出する必要があるが、その収集が大変な手間となっている。	日本商工会議所	厚生労働省	特別の法律により設立された法人であって厚生労働省令で定めるもの(農業協同組合や日本商工会議所等)は、事業主管轄労働局を経て、厚生労働大臣に対して特別の法人の無料職業紹介事業届出書を提出することにより、当該法人の直接若しくは間接の構成員(以下「構成員」という。)を求職者とし、又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者として無料職業紹介事業を行うことができる。	職業安定法第三十三条の三 職業安定法施行規則第二十五条の三	事実確認	特別の法律により設立された法人(商工会議所等)が構成員に関連する無料の職業紹介事業を行うおとる場合、厚生労働大臣への届出が必要となる。その際提出書類については、平成29年4月1日の省令改正により、「役員の住民票の写し及び履歴書」の提出を不要とした。	
290429002	29年4月29日	29年5月23日	29年6月30日	介護プロフェッショナルキャリア段位制度の廃止について ・厚生労働省における実務者研修、介護福祉士国家資格等の資格の付与により、介護に従事する者の参入促進と現に従事する介護職員の資質の向上を行って一方、介護プロフェッショナルキャリア段位制度は「やりがいや処遇改善の材料」「介護分野への参入の促進」等、既存の資格制度と趣旨や内容が重複しており、いわば二重行政的狀態となっている。また、各事業所や法人内でのキャリアラダーを形成していく等の経営の自律性を阻害する要因ともなりかねず、受講者等の救済せざる精神的・身体的負担増をもたらす一因ともなっている。 ・既存の資格制度の充実とあわせて当該制度を統合することにより、現場の負担減と、当該助成金等の費用の削減が期待できると考えられる。	介護プロフェッショナルキャリア段位制度の廃止について ・厚生労働省における実務者研修、介護福祉士国家資格等の資格の付与により、介護に従事する者の参入促進と現に従事する介護職員の資質の向上を行って一方、介護プロフェッショナルキャリア段位制度は「やりがいや処遇改善の材料」「介護分野への参入の促進」等、既存の資格制度と趣旨や内容が重複しており、いわば二重行政的狀態となっている。また、各事業所や法人内でのキャリアラダーを形成していく等の経営の自律性を阻害する要因ともなりかねず、受講者等の救済せざる精神的・身体的負担増をもたらす一因ともなっている。 ・既存の資格制度の充実とあわせて当該制度を統合することにより、現場の負担減と、当該助成金等の費用の削減が期待できると考えられる。	個人	厚生労働省	・厚生労働省では、介護事業所・施設内におけるOJT(On-the-Job Training)を通じて介護職員の実証的な職業能力の向上を図りつつ、その能力を評価・認定することにより介護事業所等における人材を育成することを目的として、当該目的に沿う取組等を行う事業主体に対して補助を行う。「介護職員資質向上促進事業」を実施しており、厚生労働省に設置される介護職員資質向上促進事業評価委員会による評価を踏まえ選定された、「一般社団法人シルバーサービス振興会」が実施する、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」に対し補助を行っています。	平成29年度介護職員資質向上促進事業費補助金交付要綱	対応不可	・介護福祉士は、専門的知識及び技術をもって、日常生活を営むのに支障がある者に対し心身の状況に応じた介護を行うことを業とする者のことであり、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格である一方で、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」は、各事業所の判断で行われる人材育成に関する取組の一つであるため、介護福祉士とは趣旨が異なる制度となっています。 ・このため、御指稿の「統合案」を行うことは考えておりませんが、今後の補助の在り方については、平成30年度の予算編成過程において検討することとしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290502001	29年5月2日	29年5月23日	29年6月30日	『70歳以上被用者該当届』の廃止について	<p>(1)従業員が70歳になると、年金事務所より、70歳到達届を提出するように、会社へ通知が届きます。正確な名称は、『70歳以上被用者該当届』という書類です。そこには、年金番号のほか、70歳に到達した日を書く欄があり、そこには誕生日の前日を記載しなければいけません。年金事務所では年齢は管理されているのですから、わざわざ会社に通知をして、なぜこのような届出をさせるのでしょうか。会社としては面倒であるとともに、税金の無駄でもあると思います。70歳になると、厚生年金保険料は納めなくて良くなりますが、それは機械的に処理できることで、わざわざ年金事務所から会社に通知して、届出させる必要などないと思われます。もし、新たに70歳以上を雇用したのであれば、このような届出も理解できますが、継続して雇用している社員については、退職していなければ自明なのですから、このような unnecessary 届出は廃止して頂きたいと思っております。</p> <p>(2)年金関係の届出書には、『70歳以上被用者該当届』のほかにも、退職日の前日や、誕生日の前日など、1日さかのぼった日を「資格取得日」「資格喪失日」として書く書類がほとんどで、会社としては1日違いの日付を、1つの書類に2つも書くことがほとんどです。「退職日」「誕生日」を記載すれば、その前日を記載しなくても自明なのですから、これらの欄は省略できると思われますので、合理化して頂きたいと思っております。</p>	個人	厚生労働省	<p>70歳以上被用者該当・不該当届は、平成19年4月以降に職老齢年金制度が適用されることとなったことにより、70歳以上の方を新たに雇用したとき、または、厚生年金の被保険者が70歳到達後も継続して雇用したときに、事業主に届出していたてております。</p> <p>適用事業所に使用される方は健康保険・厚生年金の被保険者となりますが、厚生年金の被保険者の資格は70歳までとなっており、70歳以上の方の在職に伴う老齢厚生年金の支給停止を行うため、70歳以降も勤務されている方の適用状況(標準報酬等)についての届出を求めているところです。</p> <p>また、社会保険の資格喪失事由は、会社を辞めたときのほかにも、死亡したとき等があり、資格喪失日を適切に把握するため、資格喪失の理由を明らかにしていただく必要があることから、事業主の方に資格喪失の理由も含め退職日及び資格喪失日をご記載いただいております。</p>	厚生年金保険法第13条(資格取得の時期)、第14条(資格喪失の時期)、第27条(届出)、厚生年金保険法施行規則第15条の2(70歳以上の使用者の者の該当の届出)	検討を予定	70歳以上被用者該当・不該当届は必要ないのではないかとのご意見ですが、届出書は対象者の標準報酬月額も記載事項としており、ここに記載いただいた情報に基づき、年金の在職支給停止に使用しているところです。一方で、届出に係る事業主の方のご負担の軽減は検討しなければならないものと考えております。いただいたご意見をふまえ、70歳以上被用者該当・不該当届の様式の変更等について、手続きの簡素化等の措置を検討して参ります。	△
290516001	29年5月16日	29年6月12日	29年7月20日	柔道整復師への情報提供、湿布処方、医師の同意ルールの確立	<p>(1)スポーツなどで足首等を捻挫した場合、外科にてレントゲン撮影が行われた後に、包帯で固定をしたり、湿布薬だけで終わる場合が多くある。その後、外科に通っても、湿布薬の処方箋をもらうだけとなり、通常の足首の捻挫程度であれば、ほとんどのケースで、それ以上のことは何もしてもらえない。一方、柔道整復師の場合は、レントゲンの情報を知り得ないことから、どのような捻挫であるのか、或いは骨折であるのかについて、目視では分からない状態で、施術をすることになる。そのため、柔道整復師は、怪我の原因や症状から知り得る範囲の情報のみで、レントゲンを見ないままに施術を行っているのが現状である。本当に緊急の応急処置であれば別として、施術所まで来ている人が人に対し、レントゲンを見ずに施術することは、適切ではないと考える。よって、レントゲン撮影を病院で受けた場合は、その画像情報を患者に提供し、患者経由で柔道整復師も見られるようにするべきである。</p> <p>(2)しかも、柔道整復師によっては、医師と異なり、リハビリによる機能回復を図ることを試みるケースが多いことから、むしろ外科医よりも柔道整復師に繰り返し通院することもある。しかも、柔道整復師は湿布薬の交付や、湿布薬の処方箋を交付することが、医師法や柔道整復師法などにより禁止されている。薬の「登録販売者」であれば販売できる程度の湿布薬であれば、柔道整復師が取り扱っても何ら問題ないと考えられる上、薬局による処方が見望しいのであれば、湿布薬の処方箋の交付を柔道整復師にも認めるべきである。</p> <p>(3)現況の柔道整復師は、医師の紹介により在宅訪問をしてリハビリなどの施術をしているケースも多くあるが、保険適用とするには医師の同意が求められている。そのため、医師により売上げの半額程度の手数料が求められるなど、医師法の傘により不当な利益をむさぼる医師もある。しかし、反発すれば柔道整復師として収入を絶たれるため、反発をすることができず、このような現況は明るみとはならない。この問題は、柔道整復師が医師に雇用されて行うのではなく、病院からの要請で、自宅を施術所として登録し、自営業として行うことが求められることから生じている。したがって、保険適用のための医師の同意については、医師が経済的利益を受けられないように制度を見直す必要がある。</p>	個人	厚生労働省	<p>(1)について 現状においても、柔道整復師は、病院で撮影されたレントゲンを患者経由で確認可能である。</p> <p>(2)について 医師法(昭和23年法律第201号)第22条において、「医師は、患者に対し治療上薬物を調剤して投与する必要があると認められた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならない。」とされています。柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第16条において、「柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない」とされています。</p> <p>(3)について 健康保険法上の療養費の支給対象となる柔道整復師の施術は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、このうち、施術に当たり医師の同意を必要とするのは、骨折及び脱臼の場合に限定しています。また、患者の求めに応じて、柔道整復師の施術を受けるための同意書を保険医療機関が交付する場合は、保険医療機関及び保険医療費担当規則等により、保険医療機関は無償で同意書を交付することとしています。</p>	(1)、(2)について 医師法第22条 柔道整復師法第16条 (3)について 健康保険法第67条 保険医療機関及び保険医療費担当規則第6条 柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項	(1)について 現状においても、柔道整復師は、病院で撮影されたレントゲンを患者経由で確認可能である。 (2)について 柔道整復師は、脱臼、骨折、打撲、捻挫等に対しその回復を図る施術を業として行う者です。柔道整復師法第16条において薬品の投与を禁止しておりますが、柔道整復師の薬品使用については、危険性がなくかつ柔道整復師の業務の質が向上する場合のみ限定的に認めるべきであり、原則、認めるべきではありません。このため、柔道整復師に処方せんの交付を認めることは困難です。 (3)について 現行制度において、患者の求めに応じて、柔道整復師の施術を受けるための同意書を保険医療機関が交付する場合は、保険医療機関及び保険医療費担当規則等により、保険医療機関は無償で同意書を交付することとしています。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290520001	29年5月20日	29年6月12日	29年7月20日	保存期間規制の見直し	<p>会社が保存しなければいけない書類について、税務関係書類や社会保険関係書類などがある。これらは、それぞれの法令により保存期間が定められており、会社は保存が義務付けられている。しかしながら、これらの保存期間については、あまりにもバラツキがあり、会社としてはこれを把握して運用しなければならず、負担となっている。</p> <p>昨今、短期消滅時効についても、年数が複雑となっていることから、年限の整理がされるところではあるが、保存期間についても整理されるべきである。</p> <p>特に、厚生労働省は省令で保存期間を定めているところ、担当部署ごとに適当な期間を決めているため、次のとおり複雑となっている。</p> <p>社員の健康診断結果 5年 雇用保険書類 4年(社員に関しないものは2年) 労災保険書類 3年 健康保険書類 2年 厚生年金保険 2年</p> <p>また、健康診断結果を5年間保存して、5年前のものを活用することなど、実務として遭遇することは全くない。保存期間が必要に長いものは、個人情報の保存は企業にとって負担となるので、合理的に必要と考えられる期間に短縮するべきである。</p> <p>なお、データとして保存する場合でも、漏洩から守らねばならず、消失の危険も回避しなければいけないので、会社に負担があることに変わりない。よって、特に厚生労働省は、これらの保存期間を見直すべきである。</p>	個人	厚生労働省	<p>【健康診断結果】 事業者は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第1項等の規定に基づき、労働者に対して健康診断を実施し、その結果を記録しなければならないとされています。また、健康診断の結果の記録については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第51条の規定に基づき、5年間保存しなければならないこととされています。</p> <p>【雇用保険書類】 雇用保険に関する書類については、事業主及び労働保険事務組合の義務として、2年間(被保険者に関する書類は、4年間)の保存が義務付けられています。</p> <p>【労災保険書類】 労災保険書類については、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第51条により、3年間の保存が義務付けられています。</p> <p>【健康保険・厚生年金保険書類】 健康保険及び厚生年金保険における事業主に係る書類の保存期間は、省令により2年と規定しています。</p>	<p>【健康診断結果】 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条、第68条の3、第103条労働安全衛生規則第51条等</p> <p>【雇用保険書類】 雇用保険法施行規則第143条</p> <p>【労災保険書類】 労災保険法施行規則第51条</p> <p>【健康保険書類】 健康保険法施行規則第34条</p> <p>【厚生年金保険書類】 厚生年金保険法施行規則第28条</p>	対応不可	<p>【健康診断結果】 事業者は、職場における労働者の健康の保持増進を図るため、労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。その際、医師が労働者の所見の有無について判断するためには、健康診断の結果の経年的な変化を把握することが重要であり、労働者の健康管理上の必要性からみて5年間保存することとしているものです。したがって、健康診断の結果の記録については少なくとも5年間保存する必要があり、保存期間を短縮することは困難です。</p> <p>【雇用保険書類】 雇用保険法上、失業等給付の支給を受ける権利等の消滅時効は2年とされています(雇用保険法第74条)。 また、雇用保険の支給資格の決定に当たっては、倒産・解雇等による離職でない場合、離職の日以前2年間のうちには3箇月以上の被保険者期間が必要となるが、離職前、疾病、負傷等の理由で働くことができない者については、働くことができない日数を最大4年まで、この期間(2年間)に加算することができることとなっています(雇用保険法第13条)。 雇用保険に関する書類の保管期限は、以上を踏まえ、雇用保険の被保険者の利益に鑑み設定されたものであるため、当該期限の短縮は困難です。</p> <p>【労災保険書類】 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号、以下「労災保険法」という。)上、書類の3年保存が義務付けられている理由は、同法第51条により、事業主等に関する罰則(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が定められており、その罰金にかかる公訴時効が3年(刑事訴訟法第250条第2項第6号)であるためです。 労災保険法第51条により、刑事罰の対象となる行為は、事業主等が、行政庁の命令や質問に対して拒否や虚偽の陳述をした場合であり、これらの行為に対する公訴が可能3年間については、司法捜査が必要となるため、書類を保存していただく必要があります。したがって、労災保険法上の書類保存期間を短縮することはできません。</p> <p>【健康保険・厚生年金保険書類】 事業主は、被保険者の負担する保険料を自己の負担する保険料と合わせて納付する義務を負っています(健康保険法第161条第2項、厚生年金保険法第92条第2項)。 また、事業主は、納付すべき保険料額が適正であるかどうかを年金事務所(健康保険組合)に対し明らかにする必要がある。被保険者一人一人に対しても、保険料額や、その基準となった標準報酬月額等を必要に応じて明らかにする必要がある。こうしたことから、健康保険・厚生年金保険の書類については、少なくとも保険料の徴収権を有する期間(健康保険法第193条第1項、厚生年金保険法第92条第1項に基づき時効は2年)は保存する必要があり、保存期間を短縮することは困難です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290526001	29年5月26日	29年6月12日	29年7月20日	特許印紙など収入印紙以外の印紙の廃止	<p>特許庁における手続き(特許出願や商標登録出願など)は、収入印紙ではなく、特許印紙が使われているため、必ずしも特許印紙が必要とはなっていない。</p> <p>しかしながら、特許庁としては、口座引き落としや振り込み等での支払いも認めているため、必ずしも特許印紙が必要とはなっていない。</p> <p>利用者についても、特許や商標の出願等は、一般家庭ではなく会社などの事業者が利用する手続きであり、実際の手続きでは出願では弁理士、譲渡などでは行政書士が代理をすることもある。そうすると、支払い方法をすべて振り込みにしたとしても、手続きが困ることはほとんど考えられない。</p> <p>したがって、無駄なコストを削減するために、特許庁は納付方法ごとのコストについて調査し、比較して特許印紙のコストが高いのであれば、特許印紙を廃止すべきである。</p> <p>これは、雇用保険印紙、健康保険印紙、自動車検査登録印紙、自動車重量税印紙にも言えることである。</p> <p>なお、会社の登記簿簿本請求などで利用していた登記印紙は、特別会計廃止によりすでに廃止された。前述の印紙を一般会計に組み込み、収入印紙に統合することも、同時に検討されて良いと思う。</p>	個人	財務省	<p>【自動車重量税印紙】</p> <p>自動車重量税は、自動車重量税印紙による納付のほか、自動車保有関係手続のワンストップサービスにおける電子納付等が認められています。</p>	自動車重量税法8条9条、10条、10条の2他	対応不可	<p>自動車重量税については、業者等に手続きを委託する場合のほか、自動車ユーザー自身が手続きを行う場合もあり、納付方法を電子納付のみとすることは現実的ではありません。</p> <p>自動車重量税印紙を廃止して車検証の交付等を行う陸運局等の窓口で現金で納付する場合、毎日大量の車検を扱う中で、窓口が混乱したり、陸運局等で公金を管理するための体制の整備等が必要となることから、簡便な納付方法として印紙納付制度が採用されています。</p> <p>また、自動車重量税は、その収入のうち1000分の40を地方に譲与することされており、自動車重量税の金額を特定する必要があることから、他の税や手数料等の納付手段として用いられている収入印紙と統合することはできません。</p>	△
							厚生労働省	<p>【雇用保険印紙】</p> <p>雇用保険の日雇労働者給付金は、労働保険特別会計から支出されていますが、これは、雇用保険法による雇用保険事業に関する経理を明確にすることを目的としています。(特別会計に関する法律第96条)</p> <p>【健康保険印紙】</p> <p>健康保険法における日雇特別被保険者に係る保険料は、年金特別会計に収納された後、日雇特別被保険者の健康保険事業を実施する協会けんぽ(保険者)に対して交付されていますが、これは、健康保険法による健康保険に関し政府が行う業務に関する経理を明確にすることを目的としています。(特別会計に関する法律第108条)</p>	【雇用保険印紙】 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第23条	【健康保険印紙】 健康保険法(大正11年70号)第169条	<p>【雇用保険印紙】</p> <p>日雇労働被保険者に係る保険料の徴収や日雇労働者給付金の支給を含む雇用保険事業については、特別会計により行うことで経理を明確にしております。そのため、雇用保険印紙を一般会計に組み込み、収入印紙に統合することは困難です。</p> <p>また、雇用保険の日雇労働被保険者を使用する事業主が、日雇労働被保険者に賃金を支払ふ程度、雇用保険印紙の貼付と再印することによって印紙保険料を納付することとされているのは、不特定多数の事業主に雇用され、賃金の変動もあるという日雇労働者の就労実態からして、通常の保険料納付の場合のような現金収納することが困難であり、また、日雇労働者給付金の受給要件等の確認にも印紙貼付状況の確認は必要不可欠なものであるからです。</p> <p>【健康保険印紙】</p> <p>健康保険事業を実施する目的のため、日雇特別被保険者に係る保険料の徴収及び協会けんぽへの交付は、特別会計により経理することで、給付と負担の関係を明確にしております。一般会計(国庫)に組み込むことは、日雇特別被保険者の保険料収入とその他の(国庫)収入の区別がなくなり、給付と負担の関係が不明確となることから困難です。</p> <p>また事業主が、健康保険印紙を購入する方法ではなく、口座引き落としにより後日、保険料を支払うことについては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主は各日に使用した日雇特別被保険者と報酬をそれぞれ記録し、別途協会けんぽ等に報告しなければならぬこと ・協会けんぽは、上記人数及び報酬について報告が正しいか定期的に調査を行う必要が生じること ・保険料が引き落とされるまで日雇特別被保険者の受給資格の確認が難しく、確認までの期間に保険給付を受けられなくなる恐れがあること <p>から事業所及び協会けんぽの事務コストや日雇特別被保険者の不利益を考慮すると、現行制度の見直し、口座引き落とし等へ変更することは困難です。</p>	
							経済産業省	<p>【特許印紙】</p> <p>特許料及び手数料の納付については、特許法第107条第5項及び第195条第8項等の規定により、特許印紙を使用して行う旨を原則とした上で、同項ただし書により、経済産業省令で定める場合には、現金をもって納付することができることとされています。</p> <p>特許料等の現在の納付方法は、特許印紙による納付、特許印紙による予納、現金納付、電子現金納付および口座振替による納付の5つの方法があります。</p>	特別会計に関する法律 印紙をもって収入金納付に関する法律 特許法 実用新案法 意匠法 商標法 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律	対応不可	<p>特許庁では、特許料等の納付については、特許印紙による納付(予納を含む)に加え、平成8年には現金納付制度、平成17年にはインターネットを活用した電子現金納付制度、平成21年には口座振替による納付制度を導入し、特許印紙による納付に比べてコストを抑えた納付方法の拡大に努めてまいりました。</p> <p>一方、現状において、特許料等の納付の約8割が特許印紙による予納で行われており、特許印紙による予納を利用している理由として、「使い慣れているから」、「納付手続が簡単だから」といった利用者の声が多く、特許印紙を廃止することは困難だと考えられています。</p> <p>なお、特許特別会計は、出願人からの出願料、審査請求料、特許料等の収入により、審査、審判、登録等の事務を適切に行うために、一般会計と区分して経理を行うため設置され、特許法等に基づく手数料等の収入を特許特別会計の歳入として経理するために特許印紙が採用されました。これまで、受益者負担の考えに基づき、一般会計に依存しない収支相償で運用しています。</p>	
国土交通省	<p>【自動車検査登録印紙】</p> <p>自動車の検査、登録に係る手数料については、運輸支局等において手続きを行う場合は、自動車検査登録印紙をもって納付することとされています。</p>	印紙をもって収入金納付に関する法律 第2条	対応不可	<p>検査、登録に係る申請者が運輸支局等において手続きを行う場合、運輸支局等の近辺に所在する自動車検査登録印紙売りさばき所において自動車検査登録印紙を購入することが可能である一方、仮に印紙を廃止した場合、申請者には運輸支局において申請を行うとは別に、金融機関等に向い出納付手続を行う必要が生じることとなり、申請者の負担が増加することから、自動車検査登録印紙を廃止することは困難と考えます。</p> <p>また、印紙の売りさばき時点を当該手数料が自動車安全特別会計自動車検査登録勘定に帰属する歳入であることを明らかにする必要があるため、自動車検査登録印紙を収入印紙に統合することはできません。</p>								

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290614001	29年6月14日	29年7月3日	29年7月20日	薬販売の営業時間の規制緩和と実務経験の改革	<p>現在一週間の営業時間の総和の1/2の営業時間が義務付けされています。例えば24時間営業のコンビニでは、一週間84時間(一日12時間)が義務づけられています。休業日を設けると更に1日当たりの営業時間は増えます。24時間、年中無休は想定されているのでしょうか？</p> <p>この営業時間の規制がどうして24時間のコンビニなどは厳しいかと言うと、働きたい時間と働いて欲しい時間とのミスマッチを起こすからです。子育てをしている主婦・主夫の希望はやはり短時間のパートタイムを希望されます。しかし長時間営業を義務付けられている現状と実務経験を積むことが困難な状況では、長時間勤務の労働者の確保に重点が置かれます。短時間の労働しかできない人は実務経験も積むことも経験の維持も難しい現状です。(人件費のコストを考えると実務経験のない人を経験をつんでもらうために配置することは過剰人員になる。)</p> <p>このままでは、実務経験のない単なる試験に受かった販売者だけが毎年1万人以上生まれ、登録販売者制度自体、有名無実化するのではないかと危惧します。かかりつけ薬局や医療費削減の取組においても登録販売者の活躍と誕生が欠かせないと思います。</p> <p>これは政府が進めるセルフメディケーションの促進や働き方改革、女性の社会進出、長時間労働の削減の流れを明らかに妨げる規制だと考えます。顧客の利便性から考えても、営業時間の規制より、薬の取扱い店舗数を増やす方が、利便性が向上すると考えます。</p> <p>例えば、病院などが休みの時や土日だけ薬を売る店舗があってもいいのではないのでしょうか？ その方が利便性やセルフメディケーションに資するのではないのでしょうか？</p>	個人	厚生労働省	<p>薬局並びに店舗販売業者及び配置販売業者の業務を行う体制を定める省令第2条第1項第5号、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第147条の2</p> <p>店舗販売業者の事情により医薬品を販売しない時間帯が存在する場合は、医薬品を陳列する区画を閉鎖するなどの措置を施すことにより、開店時間の2分の1未満の時間に限り販売しない時間を認めております。医薬品の購入者の利便性等を考慮すれば、店舗販売業者の許可を受けている店舗では、営業時間を過ぎ医薬品の販売が行われることが原則であり、ご提案の内容を認めることは困難です。</p> <p>また、一般用医薬品の販売における安全性を確保するためには、一定期間内に従事経験があり、医薬品販売に関する知識を取得した者の管理及び指導の下に従事する必要がありますと考えています。</p> <p>なお、販売従事登録(登録販売者)の申請前に一般従事者として従事した期間についても実務経験の対象となるため、登録販売者試験の合格者が実務経験がない者であるとは限りません。</p>	<p>対応不可</p>	<p>対応の概要</p>		
290621001	29年6月21日	29年7月3日	29年9月22日	企業へのインフルエンザ訪問予防接種について	<p>規制改革実施計画 平成29年6月9日に発表された内容についてご提案があります。</p> <p>●投資分野 IT時代の遠隔診療 「平成 29 年6月9日 閣議決定・医師の判断で実施可能な具体的な症例として、全て遠隔で行う禁煙外来、1回の診療で完結する疾病が想定されること。」</p> <p>上記内容ですが、企業へのインフルエンザ訪問予防接種に適用となるよう提案します。1回の診療で完結する診療になります。</p> <p>現在、医師と看護師で企業に訪問し、医師の診察、看護師が注射をしております。そこで、医師の診察を遠隔で実施し、看護師は企業へ向かい注射を行う。そうすれば、医師の移動コストも下がり、多数の企業に対し低コストで訪問予防接種を実施できると考えております。</p> <p>日中に従業員が揃いつらい業種においても、深夜や早朝の対応も可能になり、予防接種が普及され、インフルエンザの罹患率も下げられる可能性もあります。</p> <p>副作用の緊急対応につきましては、看護師が救急道具を持参すれば、バイタルチェックおよびイベントで、救急車到着までの対応を考えております。</p> <p>ご回答お願いいたします。</p>	民間企業	厚生労働省	<p>○ 医師法(昭和23年法律第201号)第20条において、医師は、自ら診察しないで治療をしてはならないこととされています。</p> <p>○ 「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」について(平成9年12月24日付付健政発第1075号厚生省健康政策局長通知)において、「診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本であり、遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補充するものとして行うべきものである。」との基本的考え方を示しております。</p>	<p>対応不可</p>	<p>予防接種にあたっては、副作用の緊急対応に備えるだけでなく、医師の診察による予防接種対象者の選別が必要です。遠隔診療は、これまでの通知でお示しているとおり、あくまで対面診療を補充するものとして行われるべきであり、1回の遠隔診療のみで予防接種を実施することは認められません。</p>		
290713001	29年7月13日	29年7月25日	29年9月22日	アウトドアレジャー体験事業に伴う食事提供に関する規制緩和	<p>平成27年1月13日付で経産省はアウトドアレジャー事業と旅館業法の関係を明確にする発表をしました。</p> <p>アウトドアレジャー事業でこれから伸びてくる市場としてグランピングを言ふ新しいスタイルのキャンプがあります。この施設には一般家庭並みのキッチンがついた屋根が仮設の宿泊施設であったり、移动式宿泊施設であったりしますが、ラグジュアリーなキャンプをしたいというニーズに出張料理人による食事の提供というサービスが考えられます。</p> <p>これにこたえたと一般飲食店並みの施設をキャンプ場に求められることがわかりました。</p> <p>これではキャンプではないですし、グランピングという新しい分野のニーズにこたえることが出来ません。</p> <p>せめて飲食提供する際の設備は祭り屋台等の基準適用を求めたいと思います。下ごしらえは料理人が所有する食品衛生法に基づいた設備でなされた、最後の仕上げはグランピング施設にある一般家庭レベルのキッチン設備(屋根は仮設)での提供という事であれば、祭り屋台よりはるかに衛生的な状態で食事の提供が出来ます。</p> <p>中山間地域に富裕層の訪日客の誘致が可能になる規制緩和になるかと思うので是非とも検討をお願いいたします。</p>	個人	厚生労働省	<p>都道府県は、食品衛生法第51条に基づき、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設について、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。</p> <p>飲食店営業等を営もうとする者は、同法第52条第1項に基づき、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長、以下同じ。)の許可を受けなければならない。また、都道府県知事は、同条第2項に基づき、その営業の施設が、都道府県が条例で定める基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。</p>	<p>都道府県が定める条例 ※食品衛生法(昭和22年法律第233号)において、条例により基準を定めることとされている。</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>食品衛生法に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設につき、条例で公衆衛生の見地から必要な基準を定めることとされている。したがって、この営業の施設にどのような基準を適用するかは都道府県が判断するものである。</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290907001	29年9月7日	29年9月20日	29年10月6日	まつげ施術可能な資格試験の設立	まつげエクステーションは現在でも人気を集めサロン数も膨大に増えております。現在「美容師免許取得者のみ美容所の届出内で施術を行なう」となっております。これを執行した事で困っている事が「美容師不足」である事です。まつげエクステサロンが大幅に増え資格取得者のみしか施術を行なっていないといった事で、美容室の人材確保が難しくなり経営困難な美容室オーナー様のお声をよく耳にします。そこで、当社がご提案したいのは、まつげを触る施術のみ資格を作るということです。アメリカでは、美容ライセンスが4種類ほどあります。美容師は全ての美容業務が可能、エステはエステ・まつげのみ施術可能、ネイルはネイルのみ、理容師は理容業務のみです。このライセンス制度を真似し、当社はまつげエクステ資格を設定すべではないかと考えます。事故を起こさない為にはしなければいけない事は「施術を行なう者がしっかりと知識をみにつける。」「施術を行なう者が受けるものに安全・安心の技術を提供する。」「これが一番ではないでしょうか。しかし、施術を行なう者が一番知りたい事は「必要な知識を深く教えてもらうこと」です。まつげを施術し生計を立てたいと考えている者に美容国家試験を受けさせる必要は果たしてあるのでしょうか？美容師免許を取得したからと言って、次の日からカット、パーマ、カラーは出来ません。上司がおり、指導を受け行なう事で技術向上となります。まつげエクステを行ないたいと考えている者が美容師免許を取得したところで、ワンデニング、オールウェーブ、カットは使いませんし国家試験の技術を使う事が無いのに全日2年、通値3年の時間や資金を費やすのはもったいないのではないのでしょうか。当社が行なうスクール内容はまつげエクステの技術はもちろん、学科におきましては必要な所を重点的にしっかりと講義し、美容国家試験の学科を受験しても「合格」するレベルの講義が出来ればと考えております。近日企業実践特別制度等を活用させて頂き、資格制度を取り入れて頂ける様にしていきたいと考えております。この資格を得る事で人材を確保しやすくなり、女性が増え出し出社して働く事のできる環境作りが可能になり経済的に良くなるのではないのでしょうか？その手助けが出来る企業、スクールでありたいと当社は考えております。	個人	厚生労働省	○美容師法第2条において、「美容」とは、パーマネットウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることであり、「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいい、「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設と定義しています。 ○また、美容師法6条において、美容師でなければ、美容を業としてはならないこととしています。	美容師法第2条及び第6条	対応不可	○美容師は、技術だけでなく関係する法律等も含め、体系的に学んでいるため、衛生的で安全な業務が行えるものと考えます。業務内容ごとに細分化し、それぞれの業務を資格として取得させることは、公衆衛生上適切な規制とは考えていません。	△
290911002	29年9月11日	29年10月3日	29年11月7日	高血圧治療薬配合剤ミカトリアの保険適応に係る留意事項に関する記載事項の再考提案	本邦で4000万人潜在的に高い高血圧は最大の心血管病危険因子であるにもかかわらず治療が不十分であり、十分な高血圧治療薬を確実に服用することが不可欠である。しかし、現在国内で唯一使用できる3剤(利尿剤・アンジオテンシン受容体拮抗薬・カルシウム拮抗薬)合剤ミカトリアを処方するにあたり、「ミカトリア配合剤の保険適応に係る留意事項について」(2016年12月26日厚生労働省保健局医療課長通知(保医発1226第8号))が現実とそぐわない内容であることが処方制限となっている重要な要因になっている。具体的に、留意事項にある「切り替えた月の診療報酬明細書の摘要欄に記載していただく」という以下の点が再考される現場の医療従事者としては大変大きな改革となり、本邦の高血圧患者が少ない内服錠数で安定した治療効果が得られ、心血管病予防に必ず貢献することが期待できる。 1)「テルミサルタン80mg、アムロジピン5mg及びヒドロクロロチアジド12.5mgの併用療法として使用していた品名及び使用期間」は、「原則として」と留意事項の文脈にあるように、患者の容態に応じて担当医師の裁量で認められるべきことであり、現行のような詳細な記載が必須である必要はなく、本来ミカトリアによる効果を受受すべき患者の不利にならない。 2)「テルミサルタン80mg、アムロジピン5mg及びヒドロクロロチアジド12.5mgの併用療法における血圧コントロールの状況及び安定した血圧コントロールが得られていると判断した際に参照した血圧測定値及び当該血圧測定の実施年月日」は、安定した血圧コントロールは主治医の判断にゆだねられるべきものであり、さらに血圧測定法(診察室血圧なのか家庭血圧なのか、収縮期血圧なのか平均血圧なのか、どの時間帯で測定した血圧なのか)が高血圧学会でも議論が結論が出ていないし、疑義を持って審査期間が短くなる可能性があることは本来できない(してはいけない)ものである。この記載の必要性はぜひ再考いただきたい。 3)「本製剤の継続使用に当たっては、本製剤へ切り替えた月の翌月以降の診療報酬明細書の摘要欄に、本製剤へ切り替えた診療年月を記載してください」は、前月・前々月の診療報酬明細書によって審査期間が確認可能な情報であり、担当医の必ずすべき業務とは言えない。記載の必要性を再考いただきたい。	個人	厚生労働省	ミカトリア配合剤については、平成28年11月18日に保険適用しましたが、その後、当該医薬品について「ミカトリア配合剤の適正使用についての指針の発出について」(平成28年11月25日厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡)が発出されたことに伴い、「ミカトリア配合剤の保険適応に係る留意事項について」(平成28年12月26日保医発1226第8号厚生労働省保健局医療課長通知)により、当該医薬品の保険適用に当たって以下の点に留意するよう通知しています。 1 ミカトリア配合剤については、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課において適正使用の指針が定められ、今般、別添のとおり連絡されているところであるので、使用に当たっては十分留意すること。 2 原則として、テルミサルタン80mg、アムロジピン5mg及びヒドロクロロチアジド12.5mgを8週間以上、同一用法・用量で継続して併用し、安定した血圧コントロールが得られている場合に、本製剤への切り替えを検討すること。 3 本製剤への切り替えに当たっては、次の事項を切り替えた月の診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (1)テルミサルタン80mg、アムロジピン5mg及びヒドロクロロチアジド12.5mgの併用療法として使用していた品名及び使用期間 (2)テルミサルタン80mg、アムロジピン5mg及びヒドロクロロチアジド12.5mgの併用療法における血圧コントロールの状況及び安定した血圧コントロールが得られていると判断した際に参照した血圧測定値及び当該血圧測定の実施年月日 4 本製剤の継続使用に当たっては、本製剤へ切り替えた月の翌月以降の診療報酬明細書の摘要欄に、本製剤へ切り替えた診療年月を記載すること。	「ミカトリア配合剤の保険適用に係る留意事項について」(平成28年12月26日保医発1226第8号厚生労働省保健局医療課長通知)	対応不可	1)ミカトリア配合剤については、配合剤は用量が固定されており、初期投与により過剰な血圧低下の恐れがある。投薬の調整をすることが難しく、副作用が生じた際に原因となる薬剤の特定が困難である等の懸念点があるという理由から、添付文書において、「原則として、テルミサルタン80mg、アムロジピン5mg及びヒドロクロロチアジド12.5mgを一定の期間、同一用法・用量で継続して併用し、安定した血圧コントロールが得られている場合に、本剤への切り替えを検討すること。」とされています。その上で、有効性と安全性の観点から本剤への切り替えを検討する際の具体的な基準について、関係学会の協力を得て、「原則として、以下の併用療法を「8週間以上」継続することと定め、「ミカトリア配合剤の適正使用についての指針の発出について」(平成28年11月25日厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡)以下「指針」という。)において、連絡しています。 このため、「ミカトリア配合剤の保険適用に係る留意事項について」(平成28年12月26日保医発1226第8号厚生労働省保健局医療課長通知。以下「留意事項通知」という。)においても、テルミサルタン80mg、アムロジピン5mg及びヒドロクロロチアジド12.5mgの併用療法として使用していた品名及び使用期間について、切り替えた月の診療報酬明細書の摘要欄に記載することとしており、医薬品の適正使用が確保されるために必要な措置であると考えています。 2) 血圧コントロールについても、同様に、添付文書において、「安定した血圧コントロールが得られている場合に、本剤への切り替えを検討すること。」とされており、指針においても同様と定めています。 このため、留意事項通知においても、テルミサルタン80mg、アムロジピン5mg及びヒドロクロロチアジド12.5mgの併用療法における血圧コントロールの状況及び安定した血圧コントロールが得られていると医師が判断した際に参照した血圧測定値及び当該血圧測定の実施年月日について、切り替えた月の診療報酬明細書の摘要欄に記載することとしており、医薬品の適正使用が確保されるために必要な措置であると考えています。 なお、具体的な血圧コントロールの状況や、安定した血圧コントロールが得られていると判断するための血圧測定法としては、簡便な降圧効果の判定指標として朝夕の家庭血圧が想定されますが、詳細については日本高血圧学会の高血圧治療ガイドライン等を参考として医師が適切に判断すべきものと考えております。	◎
290913010	29年9月13日	29年10月3日	29年10月20日	個人型確定拠出年金について、加入者が希望する場合は加入者資格喪失年齢を85歳まで引き上げることが可能とする。 【提案理由】 ○確定拠出年金法第62条第3項第2号において、個人型確定拠出年金の加入者は「60歳未満の者」と定められている。 ○現在、多数の企業が勤務延長制度や再雇用制度を導入する中(注)、60歳以降も掛け金を拠出したいというニーズが高まっており、年齢引上げは老後の資産形成に資する。 (注)2016年度の60～64歳の就業率は、63.6%(男性76.8%、女性50.8%)。出所：総務省統計局「平成28年 労働力調査年報」。 ○なお、企業型確定拠出年金は、規約に定めることで65歳まで引上げが可能である。	(一社)全国地方銀行協会	厚生労働省	個人型確定拠出年金への加入については、確定拠出年金法において、60歳未満の者が加入できると規定されています。よって、60歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。	確定拠出年金法第62条第1項第2号	対応不可	当該事項に対応するためには、法改正が必要となるため、今後、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。	◎	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290913014	29年9月13日	29年10月3日	29年10月20日	金融機関の営業職員による確定拠出年金の運用商品の情報提供を禁止する業務規制の撤廃	金融機関の営業職員による確定拠出年金の運用方法に係る情報提供業務の業務を可能とする。 【提案理由】 ○金融機関において、預金、信託、有価証券、保険を取り扱う営業職員は、確定拠出年金の加入者に対する中立性確保の観点から、運用関連業務(確定拠出年金の運用方法の選定、加入者に対する提示、運用方法に係る情報提供)を業務することが禁止されている。 ○このため、店頭で確定拠出年金の運用商品の情報提供を求める顧客(加入者)が来店した場合、本部専任者や専用のコールセンターへ取り次ぎを待たず、顧客利便性が損なわれている。 ○2017年1月より個人型確定拠出年金(DeCo)の加入者の範囲が拡大されたことを受け、官民挙げて制度の普及促進に取り組む中、顧客と対面で接する機会が多い営業職員による運用商品の情報提供が可能となれば、制度の利便性が高まり、一層の普及促進に繋がると考えられる。 ○なお、昨年度の要望に対し、金融庁および厚生労働省は「検討を進めていく」旨回答しており、早期に検討を進めてほしい。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁 厚生労働省	営業職員による運用関連業務(運用方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の業務の業務は禁止されています。	確定拠出年金法第100条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	検討に着手	営業職員による運用関連業務の業務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用方法に係る情報提供業務は、営業職員が業務できる方向で関係機関と調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。	◎
290913016	29年9月13日	29年10月3日	29年10月20日	確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合の(a)役員の兼職状況、(b)主要株主の商号・住所・持株割合、(c)役員住所の届出を廃止する。 【提案理由】 ○銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要があるが、この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要がある、多大な事務負担となっている。 ○次の項目については、以下の理由から記載を不要としても問題ないと考える。 (a) 役員の兼職状況 銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に従事する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の運営登録拒否事項に係る法人との兼職がないことの確認が可能である。 (b) 主要株主の商号・住所・持株割合 銀行法上、銀行の議決権を5%超保有する株主は内閣総理大臣への届出が必要であり、それを確認すれば足りる。 (c) 役員住所 確定拠出年金運営管理機関にふさわしくない者が役員にいないことを確認するためであれば、役員住所のみ(「(c)役員住所」は不要)の届出で問題ない。	(一社)全国地方銀行協会	厚生労働省	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際に、申請書に役員の氏名及び住所や当該銀行の役員の兼職状況、主要株主の商号・住所・持株割合を記載する必要があります。	(a)(b) 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条 (c) 確定拠出年金法第89条	対応不可	確定拠出年金運営管理機関の登録の申請書の記載事項は、確定拠出年金運営管理機関の監督上確認する必要がある事項であり、かつ一定の項目について対応するために法改正が必要であることから、関係者等による慎重な検討が必要となります。	△
290918003	29年9月18日	29年10月3日	29年11月7日	旧来の認可外保育園を認可外保育園に別の特組を設けて欲しい	社会員数を旨として認可外保育園を立ち上げた約20年経ちます。会社とは異なり、社会貢献を第一に利益を最小限にして来た為、政府の認可化促進事業にも乗れません。保育士の人数も規定を満たせません。園舎の面積も規定を満たせません。園庭もその辺の小規模保育園よりかなり広く(150坪以上はあるでしょう)規定以上の面積です。厨房だって保健所の指導を受けながら設置したので規定を満たせません。しかし、認可外保育園を専業とし、且つ利益を最小限にしているため、認可の基準の第一ステップ、一年分の家賃と運営費の担保がクリア出来ません。よく、認可と認可外の違いはというと、施設設備や保育士の数、保育内容が劣っていると説明されていますが、そこをどうクリアするよう努力して来て来たことは、結局、真面目に利用者向き合っているか、真面目に監督指導に沿って運営しているか、そんなことより資金力があるかどうかのポイントだということでした。社会に出回っている説明で、そこをこのころ触れているのを目にしたことありません。また、最近、分類としては認可外保育園に入るものの、条件を満たせば補助金が入る企業主導型保育園というものができましたが、雇用保険財源で企業の拠出金を負担して運営しています。つまり、当社は、雇用保険をきちんと納めていますので、認可外保育園が認可外保育園を支えているわけでは、是非とも認可外保育園が認可外保育園を支える構図はやめて欲しいです。過去から今現在まで、確かに良い認可外保育園が存在するのは事実でしょう。しかし、だからといって十把一絡げに劣悪組に組み込まれ、蚊帳の外に置く制度ってどうなんでしょう。旧来の認可外保育園であっても、小規模保育園や企業主導型保育園にもひけを取らない認可外保育園には別の特組で分類して欲しいものです。	民間企業	厚生労働省	認可外保育施設は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2において、都道府県知事に届け出ることにより、その事業を開始することができます。企業主導型保育事業は事業所内保育事業を軸として、平成20年より実施されており、事業開始に当たっては、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し、届出を行う必要があります。	児童福祉法59条の2	現行制度下で対応可	1 認可保育園への移行に向けた取組に対する支援について、厚生労働省においては、認可保育園への移行を希望する認可外保育施設に対して、運営費や改修費の一部を補助し、移行に向けた支援を行っています。 (参考)「認可外移行運営費支援事業」の概要 認可外移行計画を策定し、計画期間内(原則5年)に認可保育所や小規模保育事業等への移行を希望する施設に対し、保育士の有資格者比率に応じた運営費の補助を行っている。(平成28年度交付決定か所数 289か所) 2 加えて、土地の購入を含む施設整備や経営に係る資金については、独立行政法人医療機構において、認可保育園への移行を目指す認可外保育施設に対して、低金利で優遇措置のある貸付を行っています。 (注)国から補助を受けている認可外移行の認可外保育施設に対して、通常80%の融資率を90%に引き上げる優遇措置を実施している。 3 是非こうした支援を活用し、認可保育園への移行に向けた取組を行っていただきたいと考えています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925027	29年9月25日	29年10月19日	29年11月7日	「医療機関債」発行等のガイドラインの見直し、医療法による整備	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療経営の安定性を高める方策の一つとして資金調達手段多様化を図るため、直接金融の手法として医療機関債の発行を円滑化する観点でガイドラインが制定されたものの、活用機会が極めて少ない。 民法上の消費貸借として行う金銭を借り入れたことを証する証拠証券と定義され、有価証券である社債と法的性格が異なる。 法的根拠がなく、ガイドライン上でも資金使途が資産取得に限定される等、制限が多いことから、発行者及び金融機関の障壁となっている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「社会医療法人債」のように医療法の改正を行い、一般事業法人同様の社債発行を可能とする。 「ガイドライン」上の制限緩和(資金使途・利率・勧誘方法等) <ul style="list-style-type: none"> ①発行時の柔軟な条件設定を可能とするため、借換や運転資金も含めた調達を認めること(資金使途に制限を設けないこと)や利率について標準利率の規定を設けないこと(競争原理に基づき自由に設定できること) ②発行前の勧誘を行う1ヶ月前までに届出が必要な事務(発行要項・発行説明書・事業計画書及び調達方法の説明書等の作成)について、投資家が適格機関投資家の場合は除外すること など <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会医療法人については有価証券としての「社会医療法人債」が整備済。しかし社会医療法人は281法人(平成29年4月1日現在)しか存在せず発行実績はごく僅か。 一方、医療法人全体では51,958法人(平成28年3月31日現在)存在するにも関わらず、現段階で医療機関債による調達が普及しているとは言えない。 ⇒平成25年3月8日厚生労働省公表によると調査時点で18法人が41件発行に留まる。 一般事業法人において、振替債制度の活用で一定の財務水準(金融機関の適債基準充足)を対外的に公示できる信用力PRニーズは底堅く、例えば「銀行保証付私募債」を中心とした私募債マーケットは拡大中(2016年度発行件数11,841件、前年度比33%増・ほふり銘柄公示情報(一般債)より抽出)。 医療法人についても、今後、中長期的に病床再編、老朽化した病院建替等といった多額で長期の資金ニーズが見込まれる中、法的整備、制限緩和がされれば、ガイドラインの目的とする直接金融の手法として社債の活用が期待されるもの。 	都銀懇話会	厚生労働省	「医療機関債」発行等のガイドラインについて(平成16年10月25日付厚生労働省医政局長通知)	① 対応不可 ② 検討を予定	<p>ご要望内容のうち、医療法改正により一般事業法人同様の社債発行を可能とすることについては、医療法人は非営利性を原則としていところ、医療法人が投資対象となって資金を収集することは、非営利性を損なうおそれがあるため、適切でないと考えっております。</p> <p>なお、社会医療法人は、公益性の高い医療サービスを安定的・継続的に提供できるよう、例外的に収益業務が認められている法人であり、社会医療法人債についても、その財務基盤を強化するために、住民にとって必要性の高い救急医療等確保事業に使途を限定した上で例外的に認められた制度です。</p> <p>ご要望内容のうち①資金使途の撤廃や標準利率の撤廃については、左記検討会での議論にもあるとおり、「債権保全の観点から運転資金としての調達禁止と募集時の調達資金の使用目的の明確化」が必要と考慮しており、また、非営利を原則とする医療法人に対して高利設定を可能とすることは適当でないことから、これらの撤廃は適切でないと考えております。</p> <p>発行前の事前届出制についても、医療法人と投資家(消費者)の双方を保護する観点から監督官の関与が必要であると考えられるため、その撤廃は適切でないと考えております。ただし、専門的知識を有する適格機関投資家が引き受ける場合の手続きについて、左記の消費者委員会の提言の趣旨を損なわない範囲で、何らかの簡素化を検討することは可能と考えております。</p>	△	
290925028	29年9月25日	29年10月19日	29年11月30日	介護給付費債権等を担保とした資金調達の障害除去	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護給付費債権・訓練等給付費債権は利用者(要介護者等)に帰属し、サービス事業者は債権の取立権能を有するに過ぎないと判断した下級審判決(大阪高判平27.8金融法務事情2034号78頁)が下されたことにより、金融機関がこれらの債権を適確な担保として評価することが困難になり、中小介護事業者の資金調達に問題が生じている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省が、介護給付費債権・訓練等給付費債権がサービス事業者に帰属する旨の解釈指針を発出するなどして、これらの債権の担保取得や流動化が可能であることを明確化していただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護給付費債権・訓練等給付費債権がサービス事業者に帰属することを明確にするなどして、これらの債権を担保とした介護事業者の資金調達が妨げられている状況を改善すべく、要望するもの。 なお、健康保険法や国民健康保険法に基づく診療報酬債権は、判例上、医療機関が町村に対して直接の診療報酬債権を有することが確認されているため(裁判昭48.12.20民集27巻11号1594頁)、医療機関の診療報酬債権は広く担保取得・流動化の対象となっている。したがって、介護給付費債権等と診療報酬債権との平仄が合わない事態が生じている。 	都銀懇話会	厚生労働省	介護保険法41条6項、7項 障害者総合支援法29条4項、5項	その他	<p>ご要望の件については、「国民健康保険団体連合会における介護給付費にかかる債権譲渡並びに差押の取扱について(照会)」(平成28年2月26日付け厚生労働省老健局介護保険計画課あて公益社団法人国民健康保険中央会事務連絡)、「国民健康保険団体連合会における障害福祉サービス等給付費にかかる債権譲渡並びに差押の取扱いについて(照会)」(平成28年2月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課あて公益社団法人国民健康保険中央会事務連絡)において、「大阪高等裁判所における判決の中で指定居宅サービス事業者は国保連合会に対し介護給付費債権を有していない旨が示されたが、国保連合会に対し介護給付費請求権を有していることを前提として、当該債権を譲渡並びに差押してきた従来の取扱いや心を得ず継続して差し支えないか」との照会をいただいております。</p> <p>「国民健康保険団体連合会における介護給付費にかかる債権譲渡並びに差押の取扱いについて(照会)」(平成28年2月29日付け公益社団法人国民健康保険中央会あて厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)、「国民健康保険団体連合会における障害福祉サービス等給付費にかかる債権譲渡並びに差押の取扱いについて(回答)」(平成28年2月29日付け公益社団法人国民健康保険中央会あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)により、「貴見のとおり取り扱って差し支えない」と示しています。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925030	29年9月25日	29年10月19日	29年11月7日	退職手当制度に係る退職一時金の確定拠出年金制度への移換	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金制度を導入する企業が、確定給付企業年金又は退職手当制度に係る退職一時金の全部又は一部を確定拠出年金へ移換することは、確定拠出年金法第94条において認められている。 一方、加入者単位で、確定拠出年金への移換が認められているのは、確定拠出年金法第54条の2において、「確定給付企業年金の脱退一時金相当額」、「存続厚生年金基金の脱退一時金相当額」ならびに「企業年金連合会の規約で定める積立金」のみ定められており、「退職手当制度に係る退職一時金」の移換は認められていない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職手当制度に係る退職一時金について、加入者単位で、確定拠出年金への移換を可能としていただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国においては、退職一時金制度を導入する企業が全体の約75%を占めるなど、広く退職一時金が普及している。しかしながら、退職一時金は預貯金のみで運用されているケースが多い状況である。 退職一時金の確定拠出年金制度への移換は、公的年金を補完する確定拠出年金制度の更なる普及に資するものであり、個人の効果的な資産形成にも繋がりが得るものと考えられる。 また、我が国の家計部門における金融資産約1,700兆円のうち、その多くを占める預貯金の一部が、投資信託等の運用資産にシフトされることにより、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しすることも期待できる。 	都銀懇話会	厚生労働省	<p>企業型年金における他制度からの資産移換については、以下のとおりになっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【事業所単位での移換】 <ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金法第54条において、確定給付企業年金、存続厚生年金基金及び退職手当制度に係る資産の全部又は一部を企業型年金へ移換することができる。 【加入者単位での移換】 <ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金法第54条の2において、確定給付企業年金の脱退一時金相当額、存続厚生年金基金の脱退一時金相当額及び企業年金連合会の規約で定める積立金を企業型年金へ移換することができる。 <p>※存続厚生年金基金に係る部分は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第3項にて規定されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金法第54条、第54条の2 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 附則第5条第3項 	対応不可	当該事項に対応するためには、法改正が必要となるため、今後、ニーズ等を踏まえて、関係者等による慎重な検討が必要であると考えます。	
290925031	29年9月25日	29年10月19日	29年11月7日	確定拠出年金制度における外国籍加入者の中途引出手続きの緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金制度では、確定拠出年金法附則第2条の2及び第3条において、原則として60歳までの中途引出手続き(脱退一時金の支給)が認められていない。 例外要件として、「1.5万円以下の小額(確定拠出年金法施行令第59条第2項)」、「通算拠出期間3年未満もしくは50万円以下」、「25万円以下で継続して個人型運用指図数であった者」(確定拠出年金法施行令第60条第2項)が認められているが、「外国籍加入者」であることを要件とした中途引出手続き(脱退一時金の支給)は認められていない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金制度の外国籍加入者が、当該企業を退職し日本を出国した後に来日の際に予定のない場合、同制度の中途引出手続き(脱退一時金の支給)要件として認めていただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業グローバル化の進展に伴い、近年、日本で労働する外国籍労働者は増加傾向にある。 外資系企業のみならず国内企業においても、少子高齢化等を背景として外国籍労働者の雇用は拡大している。 一方、現行の確定拠出年金制度においては、外国籍加入者が退職した場合においても、要件を満たさない場合には、原則として60歳まで中途引出手続き(脱退一時金の支給)を行うことができず、手数料を支払わなければならない。 	都銀懇話会	厚生労働省	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなり、外国籍の加入者が帰国した場合、まずは企業型年金からの脱退一時金要件に該当すれば、脱退一時金を支給することになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当しない場合、個人型年金からの支給要件には「国民年金保険料の免除者であること」の規定があり、外国籍の加入者は日本国籍が無く、国民年金の被保険者になることができないことから、当然免除者となることもできず、脱退一時金が支給されないこととなります。 <ul style="list-style-type: none"> 【企業型DCからの脱退一時金】 <ul style="list-style-type: none"> 企業型年金加入者、企業型年金運用指図数、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図数でない 年金資産が15,000円以下 最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 【個人型DCからの脱退一時金】 <ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料の免除者である 最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から2年以内 年金資産が25万円以下 または 通算拠出期間が1年以上、3年以下 確定拠出年金の積立給付金の受給権者でない 企業型喪失時に脱退一時金を支給していない 	<ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金法附則第2条の2、第3条 確定拠出年金法施行令第59条第2項、第60条第2項 	対応不可	脱退一時金については、企業型年金は任意加入であることや手厚い税制優遇措置が設けられていることから、従来より例外的な措置としていところす。さらに、昨年の法改正により個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大に伴い、脱退一時金の支給要件をより厳格にするよう措置したことから、外国籍の加入者に例外を認めるのは困難です。	◎
290925065	29年9月25日	29年10月19日	29年11月7日	ファイナンス・リース契約における中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化について	<p>【具体的内容】</p> <p>医療機器のファイナンス・リース取引に限定して、リース会社がユーザーに現状有姿で当該医療機器を売却する場合には、製造販売業者宛の事前通知を不要とすること。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ファイナンス・リース取引は、ユーザー(使用者)とサプライヤーとの間で導入する設備を選定し、当該設備をリース会社が当該ユーザーに対してリースすることである。 ファイナンス・リース取引の開始以降、リース期間中におけるリース物件(医療機器)は、ユーザー(医療機関等)が、法令等を遵守して、善良な管理者の注意をもって業務のために使用(医療機関等)又はユーザーが指定するサプライヤーをもつてリース物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つよう保守、点検及び整備を行い、リース物件が毀損したときはユーザーに修復責任があることから、リース期間が終了したリース物件は、ユーザーにより上記状態が担保されている。 ユーザーが、自己資金等で取得した場合とファイナンス・リース取引で導入した場合を比べても、医療機器を使用している期間中は、当該医療機器の安全性を確保するための保守・点検・整備の手続き等はまったく同一である。 これらの理由により、ファイナンス・リース取引の終了時の所有権の移転にのみ着目してリース会社に対し、製造販売業者宛の事前通知義務を課することは極めて不合理であり、ユーザーに対して医療機器を現状有姿で譲渡する場合の通知義務を撤廃すべきである。 また、ユーザーの施設に医療機器が設置され、その使用状態等はユーザーが最も熟知していることから、例えば、ユーザーがリース会社に代位して、製造販売業者等への通知を行うことについて、法令上、容認されると理解できるが、これが容認されない場合は、この取り扱いを認めること。 	公益社団法人 リース事業協会	厚生労働省	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和58年厚生省令第1号、以下「施行規則」という。)第170条においては、高度管理医療機器等の販売業者等が使用された医療機器を他に販売し、授けし、又は貸与しようとするときは、あらかじめ当該医療機器の製造販売業者に通知をしなければならないこととなっています。また、施行規則第178条第2項及び第3項においても、特定管理医療機器、特定管理医療機器以外の管理医療機器又は一般医療機器の販売業者等についても施行規則第170条の規定を準用しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。))に基づく販売にあたります。 第178条第2項、第3項 	対応不可	<p>医療機器の貸与業者が、貸与した医療機器を貸与先にそのまま売却・譲渡する場合であっても、所有権が移転し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。))に基づく販売にあたります。</p> <p>使用された医療機器を販売、貸与等する際には、これまでの使用実績、製品の状態及び使用環境等を的確に把握し、その品質、有効性及び安全性が確保されているか確認する必要があります。</p> <p>このため、施行規則第170条において、業として販売、貸与等を行う販売、貸与業者が製造販売業者に事前に通知を行うこととしており、ユーザーが代位して通知することは認められません。</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290928001	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	管理医療機器販売申請の規制緩和について	保健所への申請書類の提出、許可が必要となっている対象商品に、治癒型絆創膏が入っているが、使用方法によって大きな健康被害が想定される商品ではないため、届出制ではない(一般医療機器)の指定をしていただきたい。 人体へのリスクについては、商品包装裏面、添付文書にて説明されている。含有成分の種類や規格の妥当性の認定は、主に目的とする治癒機能を十分備えているかの判断ではないが、機能を備えていなければ管理医療機器として認定されず、効果効用も届えない事で排除されるものと思われる。 該当商品の添付文書には「使用して腫れ・かゆみ等問題があれば医師に確認して下さい」との表記があるだけで、これを見ても重篤なリスクがあると思えない。 過去に、コンドームや傷口洗浄液が規制緩和されたのと同様に、広く国民の健康に寄与する面が大きい医療機器として、規制緩和の対象としてご検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律145号、以下「法145号」)に基づき、管理医療機器販売業・貸与業を行う場合は各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長等に対しその営業所ごとに管理医療機器販売業・貸与業の届け出を行う必要があります。 医療機器の分類については、法第二条第五項から第七項に高度管理医療機器、管理医療機器、及び一般医療機器の定義が記載されており、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器(平成十六年七月二十日厚生労働省告示第二百九十八号)の別表において、その医療機器に副作用又は機能の障害が生じた場合のリスクに応じて指定されています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	対応不可	医療機器については、国際的なルールに基づき人体へのリスクに応じたクラス分類がなされており、その分類に応じた規制がなされています。このうち、管理医療機器に該当する医療機器については、当該医療機器の適切な管理のため、販売をしようとする者に対して都道府県知事等への届出を求めており、その営業所の構造設備基準や品質の確保等についての遵守事項を課しています。 ご指摘の品目は、一般医療機器として位置づけられている絆創膏とは異なり、創傷との接触面がマイクロプロッド等の保水性の高い素材でできており、傷口を湿潤環境に保つことで治癒を促進するものです。当該品目が有する効果、効能等を適切に評価し、当該製品の品質、有効性及び安全性を確保するためには、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による承認審査又は登録認証機関による認証審査を通して、含有する成分の種類や規格の妥当性、安全性等を確認する必要があります。そのため、一般医療機器ではなく、管理医療機器としての位置づけが適切であると考えます。	◎
290928002	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	薬機法一部規制緩和について	一般用医薬品の販売方法及び情報提供方法を緩和し、営業時間内での店舗における有資格者の常駐を緩和していただきたい。店舗において有資格者を1名配置することで、一般従事者への管理・指導を含め、日常的な店舗運営、販売管理は対応可能であると考えます。 また、店舗において有資格者が不在である場合においても、別の場所の有資格者がテレビ電話等にて購入者に情報提供を行うことは可能である。加えて、インターネット販売が解禁されており、対面型ではない情報提供が既に行われている。 以上の理由から、店舗において常時資格者を配置する必要はないと考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	店舗の一般用医薬品を販売する営業時間内は、常時、当該店舗において医薬品のリスク区分に応じた専門家が勤務していなければなりません。 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、第一類医薬品は薬剤師に、第二類医薬品及び第三類医薬品は薬剤師又は登録販売者に販売させ、又は授与させなければなりません。	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第2条第1項第1号及び第2号、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の9	対応不可	一般用医薬品については、需要者の選択により使用されるものであることから、不適切な使用による重篤な健康被害等の発生を可能な限り防止するため、販売・授与の際に、リスク区分に応じた薬剤師・登録販売者による一定の関与を義務付けています。 インターネット販売においても、許可を取得した店舗において適切に保管・管理されている医薬品を、当該店舗に勤務する薬剤師・登録販売者が、必要な情報提供等を行った上で販売・授与する仕組みを講じているものであり、ご提案の内容を認めることは困難です。	
290928004	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	登録販売者試験・資格取得制度について	過去5年間で2年以上の実務経験要件緩和について 現在の正規登録販売者は5年以内に24か月の実務経験を満たさなければ仮登録販売者になりますが、子育て・介護を行う資格者等にも資格を継続する機会を与えるため、実務経験期間が不足しているにも更新試験(筆記・面接等)に合格すれば、資格を継続できるような制度についてご検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	過去5年のうち一般従事者又は登録販売者として実務又は業務に従事した期間が通算して2年に満たない登録販売者は、薬剤師又は従事経験のある登録販売者の管理及び指導の下に業務に従事しなければなりません。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条	対応不可	一般用医薬品は、その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがあるものであり、必要に応じて登録制度を定めるべき場合もあるため、一般用医薬品の販売等の管理を担う登録販売者については、一定期間内に薬剤師又は従事経験のある登録販売者の管理及び指導の下、医薬品の販売等の現場において、医薬品の取扱いはを知ることや、購入者等の状況に応じて個別に応答の仕方を知ることなどの従事経験が必要であると考えており、ご提案の内容を認めることは困難です。	
290928005	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	OTC販売時の規制について	OTC販売時間の規制(店舗営業時間の2分の1以上)緩和について 店舗販売業においては店舗営業時間の2分の1以上の時間、OTCを販売することが義務付けられているが、顧客の利便性や販売拠点の裾野を広げる観点から、週/日で一定時間以上販売している店舗については営業時間の2分の1を下回っても販売可能としていただきたい。 1日8時間以上OTCを販売している場合は営業時間が16時間を超える場合でも販売可能とする。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	店舗は、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和が、当該店舗の開店時間の1週間の総和の2分の1以上であることが必要です。	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第2条第1項第5号	対応不可	店舗販売業の許可を受けている店舗では、営業時間を通して医薬品の販売を行える体制が確保されていることが原則であるところ、やむを得ず店舗販売業者の事情により医薬品を販売しない時間帯が存在する場合は、医薬品を陳列する区画を閉鎖するなど措置を施すことにより、開店時間の2分の1未満の時間に限り販売しない時間を認めることとしているものであり、これ以上、要件を緩和することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290928010	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	移動販売の販売許可手続きの簡素化について	移動販売実施における営業許可について、各管轄の保健所に申請を実施する際に審査基準・審査期間の地域差や担当者差が大きい。 また、特に以前の温度管理が不安定でない現時点での車面における生鮮品の取り扱いへの規制や、パッケージ商品主体の販売に手洗い設備の撤し指摘等、現在の移動販売には不要な内容に展開開始前から時間がかかっている状況である。各保健所での情報共有を徹底いただき、審査期間の短縮・偏差解消についてご検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	食品衛生法では、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、法第51条の規定に基づき、都道府県等は、公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生上の見地から必要な基準を定めるものとされ、法第52条第1項により、当該営業を営もうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないこととされています。	食品衛生法	現行制度下で対応可能	食品衛生法では、都道府県等が公衆衛生上影響の著しい営業の許可基準を業種別に条例で定め、許可を判断しています。本事務局は自治事務であるため、厚生労働者から都道府県等に対して、必要な技術的助言を行っています。 移動販売の生鮮品の取扱については、昭和42年3月3日付環乳第5016号「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について」により、固定店舗と同水準の必要な衛生水準が確保されるよう、営業の許可に当たっては、飲食に起因する衛生上の危害を防止するために必要な限度において、あらかじめ包装したものに限り取り扱う等の品目の制限その他の条件を付すことができるとしており、都道府県等は、店舗が確保できる衛生水準に応じた対応を可能としています。また、手洗い設備の設置については、平成29年11月6日付作業食監発1108第2号「自動車による食品の移動販売に関する取扱いについて」により、施設及び食品取扱者の適切な衛生管理が担保されると判断できるときは、設備の簡素化について差し支えないとしています。 なお、都道府県間、保健所間等の手続等の偏差については、各都道府県等に対して御意見を周知するとともに、営業許可に係る条例等の制定情報を提供することとします。	
290928029	29年9月28日	29年11月6日	30年1月15日	外国人技能実習生の申請要件について	日本で受ける技能実習と同種の業務に従事した経験を有することであるが外国人技能実習制度において前職の者しか入国できないという仕組みになっている。 邦外での前職同等経験が無い者でも入国可能としていただきたい。 東南アジア諸国はまだまだ発展途上の国も多く食品製造経験者という規制により候補者が減り、母国の経済発展に寄与する優秀な人材の確保を阻害している。 一部の監理団体は前職無入国が認められており、個別の規制緩和はおかしいと考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 厚生労働省	技能実習生に対しては、「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」を省令上求めています(省令第10条第2項第3号ホ)は、以下①～③の場合には、この省令上の「特別な事情があること」の要件を満たすものとして取り扱われます。 ① 教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合(修了見込みの場合も含む) ② 技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合 ③ 実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合	外国人の技能実習に関する法律施行規則(平成26年法務省令第3号)	現行制度下で対応可能	省令第10条第2項第3号ホにおいて、技能実習生には、「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」が「制度の現状」の欄でご説明したとおり、「特別な事情があること」の要件を満たす場合においては、「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験がない場合でも、入国が認められることとなっています。 また、一部の監理団体により規制緩和を行っている事実はありません。	
290928032	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	外国人雇用状況届出における、届出先の統一について	現在事業所において外国人を雇用する際に、その外国人が雇用保険の適用者か否かで、届出先(ハローワーク)が異なる。雇用保険適用者であれば事業所を管轄するハローワークであるが、そうでない場合は現に勤務する地域のハローワークへ届出ることになっている。よって、全国に事業所等を有する事業者の場合は、その営業所の所在地を管轄するハローワーク毎に届出を行うことになっている。 事業者が本社で被雇用者を一括管理・届出している場合は届出が非常に煩雑になるため、ひとつのハローワークで届出を受理できる体制をご検討いただきたい。 外国人雇用者が増加する中、事業者の迅速・正確な届出に資することに繋がり、社会問題となっている不法就労者への対応の一助にもなるものとする。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	外国人労働者を雇い入れる際には、その労働者が雇用保険の被保険者となる場合は雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワークに、被保険者とならない場合は事業所の所在地を管轄するハローワークに外国人雇用状況の届出を行うこととしております。	雇用対策法第28条、雇用対策法施行規則第12条	現行制度下で対応可能	届出に係る事務手続きについては本本社等においてインターネット上の「外国人雇用状況届出システム」をご活用いただく等の方法で、一箇所で行っていただくことも可能です。	
290928033	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	製造業における労働者派遣制度の見直しについて	登録型派遣の禁止についてご検討いただきたい。 製造業においては、エネルギーや法人税の負担が大きく、人件費の変動化による差益性向上でかろうじて利益を出している中小企業は多い。売上の変動にに対し、一定の比率で派遣従業員を利用することは、通常のパートに比べ割高な賃料とはいえメリットは大きい。 しかし工場では、直接雇用のための募集しても応募がこない、というのが現状であり、それが派遣比率を高めている原因の1つにもなっている。 【要聖理由】 応募がない原因として、登録型派遣が考えられる。派遣元の業者に登録することで、広い範囲の業者からの募集に対応でき、賃料も高くなる可能性が高いからである。 登録型派遣を禁止しないことは、社会保障への加入資格の拡大とも相反するといわざるを得ない。 【実現した場合の効果】 直接雇用の増加、工場の収益性の改善による労働単価の上昇、社会保険加入率の上昇	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	労働者派遣事業関係業務取扱要領(平成11年11月17日付女発第325号、職発第814号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律、関係政省令の施行について」の別添「労働者派遣事業関係業務取扱要領」(最終改正:平成29年11月))	労働者派遣事業関係業務取扱要領(平成11年11月17日付女発第325号、職発第814号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律、関係政省令の施行について」の別添「労働者派遣事業関係業務取扱要領」(最終改正:平成29年11月))	対応不可	いわゆる登録型派遣については、平成26年1月の労働政策審議会建議において、「経済活動や雇用に大きな影響が生じるおそれがあることから、禁止しないことが適当である」とされており、現時点において禁止するとは考えておりません。 一方、いわゆる登録型派遣により派遣労働に従事する者については、雇用が不安定になること等の課題があるため、派遣で働く方の正社員化に向けた雇用安定措置や、社会保険の適用促進に向けた取組みを通じて、適切に対応してまいりたいと考えております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290928034	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	雇用保険複数企業での加入について	雇用保険を複数企業で加入できるようにしていただきたい。現状雇用保険は1箇所しか加入できない。そのため、掛け持ち勤務または前職で喪失手続きが行われていない場合、会社の申請が止まってしまう。解消するのに数ヶ月を要し、その間、退職することも多く、雇用保険料を徴収できないことがある。掛け持ち勤務が増加傾向にあり、社会的ニーズがあると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	同時に2以上の雇用関係にある労働者については、当該2以上の雇用関係のうち、当該労働者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける1の雇用関係についてのみ、被保険者となります。なお、被保険者資格に係る当該1の雇用関係については、週所定労働時間が20時間以上などの適用要件を満たす必要があります。	雇用保険法第6条	検討を予定	雇用保険の複数企業での加入については、平成28年12月13日の雇用保険部会報告において「仮にマルチジョブホルダーについて適用を行う場合には技術的な論点、雇用保険制度そのもののあり方との関係など専門的に検討する課題があることから、専門家による検討会を設置し、検討を進めていくことが必要」とされたこと等を踏まえ、今後立ち上げを予定している検討会において、議論を行うこととしています。	
290928035	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	事業所を異にする場合の労働時間の計算について	事業主が異なる掛け持ち勤務時の労働時間を、通算しないでいただきたい。現状掛け持ち勤務の際でも通算して労働時間を計算し、法定残業が発生した際はいずれかの企業が支払うとされている。掛け持ち勤務が増加している中、自店以外の勤務時間を把握することは非常に難この規定がある限り、予期せぬ残業割増代を請求されるリスクを企業が負うことになる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	労働基準法第38条第1項では「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」と規定されており、「事業場を異にする場合」とは事業主を異にする場合をも含みます。労働時間の通算の結果、法定時間外労働が発生した場合は、割増賃金の支払いが必要となります。	労働基準法第38条第1項	対応不可	「働き方改革実行計画」においては、副業・兼業の普及を図っていくことは重要であるとされ、一方で、副業・兼業の普及が長時間労働を招いては本来転倒であることも示されています。また、労働時間の通算規定は労働者保護の目的で設けられたものであり、労働時間を法定する趣旨から必要な規定となっています。なお、実際に副業・兼業を行う労働者を雇用する方にとって、労働時間の管理の方法が分かりにくいという声もあることから、厚生労働省に平成29年10月に設置した「柔軟な働き方に関する検討会」において、現行の法令に基づいて労働時間をどのように管理すべきかを盛り込んだガイドラインの策定に向けた検討を行っています。	
290928036	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	労災保険の特別加入条件の緩和について	【具体的内容】 中小事業主等の労災保険(特別加入)の条件の見直し加入条件の1つの『労働保険事務組合に事務処理を委託している』を除外していただき、特別加入しやすいうようにしていただきたい。 【提案理由】 (a) 中小事業主・家族従事者は労災保険(特別加入)の加入条件は、 ・雇用する労働者について保険関係が成立している ・労働保険事務組合に事務処理を委託している この2つの条件となっている。 加盟店の大多数の事業主は労働保険事務組合に加入していないため、労災保険の特別加入はできない現状にある。 (b) 大半の加盟店事業主は、事務組合に処理を委託しておらず、労災保険の特別加入条件に該当していない。 (c) 当社の加盟店の大半は従業員が50名以下の事業主であり規制緩和された場合、特別加入の対象となる。 さらに、コンビニエンスストア店経営の事業主・家族従業員の加入が見込まれると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第33条第1号により、中小事業主等が労災保険に特別加入する要件として、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託するものであることが規定されています。	労働者災害補償保険法第33条	対応不可	中小事業主等の特別加入制度は、本来的には労災保険の対象とならない事業主・自営業者等の労働者以外の方々について特別に労災保険への加入を認め、労働災害から保護するという制度です。そのメリットを享受する前提として、事業主等が、自身が雇用する労働者について、確実に保険加入及び保険料負担の義務を果たしていることを担保するため、中小事業主等の特別加入に際して労働保険事務組合への加入を要件にしております。	
290928037	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	ハローワーク「外国籍従業員情報のWEB登録」について	「雇用保険資格取得届」に外国籍従業員の国籍・在留資格情報等を記載した上取帰届を提出し、別途同じ情報をWEB上に登録する必要があるが、二重登録になるため、WEB登録を廃止、「雇用保険資格取得届」に統一していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	雇用保険の被保険者となる外国人に係る外国人雇用状況の届出は「雇用保険資格取得届」に必要事項を記載し、雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワークに提出することで行っていたことになっており、当該届出を行った場合インターネット上の「外国人雇用状況届出システム」で二重登録を行う必要はございません。	雇用対策法第28条、雇用対策法施行規則第12条	事実誤認		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290928038	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	<ハローワーク/年金事務所> 資格取得/喪失遅延時の手続きの簡素化について	資格取得届、喪失届の提出が遅れた場合、給与台帳、出勤簿の添付が必要だが、給与台帳のみの添付、また現在は2〜9ヶ月遅れると添付書類が必要になるところを6ヶ月経過程度に緩和していただきたい。 給与台帳があれば該当月の在籍が確認可能と考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省		【雇用保険】 雇用保険の資格取得届の届出期限を超過した場合には、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等の就労実態が確認できる書類を添付していただくこととしていますが、就労実態が確認できるものであれば、必ずしもこれら全ての書類を添付する必要はありません。 また、資格取得届の添付書類が必要になるのは、届出期限を超過した場合であり、超過期間の長短により扱いが異なるものではありません。 【厚生年金】 資格取得日及び資格喪失日が届出から60日以上遡る場合には、在籍の有無のみならず、標準報酬を確認する必要があることから、賃金台帳及び出勤簿の提出を求めているところです。	【雇用保険】 雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第6条、第7条 【厚生年金】 厚生年金保険法第13条、14条 厚生年金保険法施行規則第15条、22条	【雇用保険】 【現行制度】 現行制度下で対応可能 【厚生年金】 【厚生年金】 対応不可	【雇用保険】 【雇用保険】 雇用保険関係届出の添付書類については、賃金台帳により就労実態が確認できる場合は賃金台帳のみの添付で可能です。 また、提出期限内に届出いただく場合は添付書類を省略させていただいているところであり、労働者保護の観点からも期限内の提出をお願いします。 【厚生年金】 これらの書類は、過去の年金記録問題の発生を契機に、不適正な遡及訂正処理の発生を防止し、適正な事務処理を徹底するための方策として、事実発生年月日の確認をより確実に行うために求めているものです。	
290928064	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	クリーニング商品受け渡しロッカーの設置について	現在、宅配便の再配達対策や省エネルギー実現のために、国土交通省が主導して市中(主に駅等)に宅配便受取ロッカーの設置が推進されているが、同様にロッカーを利用したクリーニング品の受渡サービスを許可していただきたい。クリーニング業は生活衛生関連業種のため、厚生労働省の管轄下においてクリーニング業法によってその業務が規制されているが、昨今インターネットを介して顧客からクリーニングの依頼を受け、宅配便を利用してクリーニング品を受け渡すというクリーニング業法とは違反である(本年3月の予算委員会で塩崎大臣が、宅配便の車両が無店舗のクリーニング業としての届け出がなされていない)業態も広く利用されるようになっている。また、この方法ですと先に記載した受け取りロッカーでクリーニング品を受け渡すことが可能となり、業法が有名無実化している、ところが、クリーニング受渡のロッカーについては、これまで単体での設置については許可がでたこととはなく、管轄の保健所に問い合わせても前例がないという理由で許可ができません。過去、メロロや小豆色電線が既に設置したことがありますが、保健所に対してはクリーニング業者からの指摘が入り撤去命令が出され、現在、国内では保健所の認可を受けたクリーニング受渡ロッカーの設置事例がないのが実情である。しかしこれもマンション内に設置されたロッカーではクリーニング品の受渡については規制されたこともなく、今の実情を鑑みれば、規制は現実的ではないため、ロッカーを設置する場合のルールを定めた上で、設置を認める方が消費者の利便性も向上すると考える。また宅配便でクリーニング品を送るといった実情も法的解決が図られると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省		○クリーニング業法第2条第1項において、「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣服その他の繊維製品又は皮革製品を原状のまま洗たくすること(繊維製品を使用させるために溶剤し、その使用済み液はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。)を営業とすることとしています。 ○また、同条第2項において、「業者」とはクリーニング業を営む者(洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。)と定義しています。	クリーニング業法第2条及び第5条第2項	対応不可	○クリーニング業法第5条第2項では、洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする場合は、取次店として届け出ることとされており、対面ではなく、ロッカー等を媒介して洗たく物の受取及び引渡しを行う場合においても、当該届出が適切となります。 ○ロッカー等の設置に当たっては、ロッカー等の設置又は管理する事業者が取次店に該当し、ロッカー等は当該取次店の施設の一部とみなすことが適当であることから、衛生管理及び保管管理に支障をきたさないため、当該取次店の店頭等に併設されるものが適当と考えます。	◎
290928076	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	認定職業訓練指導員の免許業種の変更	【具体的内容】 職業能力開発促進法施行規則の免許業種「プレハブ建築科」を「建築科」に統合していただきたい。 【提案理由】 現在の厚生労働省職業能力開発局の認定では、住宅メーカー内に設置している職業訓練校は「プレハブ建築科」で認定されています。全国の高校、高専、及び大学には建築系の学部学科が設置されていますが、プレハブ建築科という学部学科はありませんので、職業訓練校での職業訓練指導員免許取得は現実的に不可能です。「建築科」に統合されれば職業訓練校で指導員免許の取得が可能となり、新規技能者の育成及び職業訓練校の運営がスムーズになります。両業種では基礎課程が共通しており、専攻学科について若干の違いはあるものの、施工、材料という点では共通しており、無理なく統合できるものと考えています。指導者不足が、国としての喫緊の課題である施工技能者不足の原因の一つとなっていると考えられますので、何卒早急なご対応をお願い致します。	公益社団法人西経連連合会 厚生労働省		<職業訓練指導員(以下指導員という。)について> 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)以下「法」という第27条第1項の規定のとおり、公共職業訓練や認定職業訓練において訓練を担当する者を指し、法第2条の基本理念に沿って、法第13条や法第15条の7等の規定に基づく公共職業訓練等の実効を確保する役割を担っています。 <法に基づく職業訓練について> 法第13条や法第15条の7の規定のとおり、公共職業能力開発施設や事業主等が行う普通職業訓練や高度職業訓練のことを指します。 <指導員の「免許」制度について> 法第28条第1項の規定に基づき、専門分野の技術・技能や指導力など、職業訓練実施担当としての能力を有する者であるなどの行為能力を担保するために、職業訓練を担当する者としての適否の判断を、免許制度を通じて実施しています。 なお、法第28条のような免許制度による規制の内容や必要性などについては、「国際労働機関(ILO)」による以下の勧告においても盛り込まれており、現行法との整合性も図られています。 ①「職業訓練に関する勧告」(1982年第117号) ②「人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する勧告」(1975年第150号) <指導員の「試験」制度について> 法第28条第3項のとおり「指導員試験の合格した者」を、また、法第30条各項の規定のとおり、指導員試験の受験資格を有する者を規定しています。 一般的に試験には、実務のための教育試験と、一定の業務についての適格性判定のための資格試験とがありますが、指導員試験は後者として、「適格性」を、試験制度を通じて判断しています。 <指導員免許の職種・種類について> 法施行規則(昭和44年省令24号)以下「法」という第37条第1項及び第2項、別表11の規定のとおり、当該指導員の保有する免許職種は公共職業訓練と関連付けています。 <指導員免許の取得方法(以下「ルート」という。)> 法第28条第3項各号の規定のほか、同条第4項や同法施行規則第36条の15などの規定のとおり、免許の取得ルートについては、「複数のルート」を選択できるようにしています。 <指導員免許の「事務」について> 法第28条第1項及び法施行規則第40条の規定に基づいて、「自治事務」として都道府県知事が行っています。	職業能力開発促進法第28条第3項各号、同条第4項、第30条の2第2項、同法施行規則第36条の15、第37条、第38条、第39条、第48条の3、附則第9条、別表11	検討を予定	職業訓練を実施している都道府県や他の認定職業訓練実施事業主等も含めた多様な意見に基づいて判断するとともに、他法令・制度との整合性を勘案する必要があることから、「建築・住宅分野」における法施行規則の見直しを検討を予定している「平成32年度」において、提案理由を検討することとします。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290928079	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	医療保険制度において減額査定された場合の自己負担金(自己負担金)の過払い額の返還方法の改善	<p>医療保険制度又は保険薬局(以下「医療保険機関等」)から療養の給付を受け、窓口で一部負担金を支払った後に、当該療養の給付に係るレセプトが審査支払機関又は保険者によって減額査定された場合、一部負担金に過払いが生じる。その際、厚生省の通知によれば、「一部負担金等の額の減額の大きいケースについては、医療費の額の通知にその額を付記することとされており、「一部負担金等の額の減額の大きいケース」は、「保険者協議会において、さしあたり、査定額に係る自己負担相当額が1万円以上のものとされている」。</p> <p>被保険者はこの減額査定通知をもつて一部負担金に過払いが生じていることを知り、医療保険機関等と自ら交渉してその返還を求めるとなる。しかし、保険者が減額査定通知を実施していない場合もある(実施状況は健康保険組合で50%(H19年度)）。また、減額査定通知においては、「疾病名並びに疾病名の特定化につながる薬剤名及び診療科名等を通知しないこと」及び「レセプトの写を添付して通知しないこと」が求められていることもあり、医療知識の差も相俟って、医療保険機関等との交渉には多大な手間・時間を要する。このため、被保険者は、医療保険機関等と交渉する場合は、返還請求のハードルを上げることにより、医療保険機関等が適切でない(過剰な)療養の給付を行ったことによる一部負担金の過払い分(いわば不当利得)を、医療保険機関等が保持し続けることを実質的に許容していると言える。こうした運用は、被保険者の財産権保護の観点からはもとより、医療保険機関等における過剰診療・処方につながるものであり、医療費適正化の観点からも是正すべきである。</p> <p>よって、被保険者の負担を軽減し、医療保険機関等の不当利得を確実に返還させるために、以下の方法をとることとしてはどうか</p> <p>1 療養の給付に係るレセプトが減額査定された場合、保険者が医療保険機関等に支払う当該療養の給付に関する費用から、一部負担金の過払い金額を控除(医療保険機関等の被保険者に対する債務の買取り)</p> <p>2被保険者が保険者に納付する保険料から、一部負担金の過払い金額を控除(被保険者の保険者に対する債務と、保険者の被保険者に対する債務との相殺)</p> <p>なお、この方法は、保険者が間に立つことで医療保険機関等と被保険者とのトラブルを避けることにもつながり、保険者機能強化にも資する。</p>	個人	厚生労働省	<p>減額等となった一部負担金等の額の医療費通知への付記について平成22年5月21日「保発第0521第4号」・保国発0521第1号)・後期高齢者医療制度における医療費減額査定に伴う被保険者通知の実施の強化について(依頼)(平成21年12月28日付け事務連絡)</p> <p>○審査支払機関の診療報酬の審査により医療費の額に減額があった場合には、被保険者等の一部負担金等に過払いが生じることから、保険者の事務量等を勘案しつつ、一部負担金等の額の減額の大きいケースについては、医療費の額の通知にその額を付記することとしております。</p>	<p>○ご提案いただいた内容は、被保険者が医療機関等に対して有する債権を、当該被保険者の属する保険者が当該被保険者に代わって行使するものであるとあり、保険者の責任において医療機関等からの過払い金の返還に係る事務を行うこととするものであると考えます。</p> <p>○当該事務については、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定がないため、ご提案を実現するにあたっては、保険者に当該事務を行わせることを義務とすること、保険者が医療機関等に支払うべき額から一部負担金の過払い額を控除すること、当該過払い額を保険料から控除すること等が可能かどうかという点などについて、慎重に検討が必要であると考えます。</p> <p>○また、運用面においても、保険者は、被保険者が医療機関等へ支払った額及び返還額等を確認することや、被保険者の保険料から減額査定分の額を控除した額を徴収することとなり、事務負担の増加等の課題があることから、保険者等の意見を踏まえつつ、慎重な検討が必要であると考えます。</p>	△		
290928088	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	食薬区分確認申請者が審査要件や判断基準を掴むことを助けるための相談窓口を厚労省に設置することを検討していただきたい。 <p>現在、食薬照会とは各企業所在地の都道府県業務課を通じて申請されることになっているが、審議する厚労省と単なる受付窓口の都道府県業務課との間に隔たりが生じており、申請者が審査基準を把握しきれず十分な内容で申請されている例が見受けられる。例えば、ATPIについて2016年(www.mhlw.go.jp/stf/shing2/0000132416.html)、またN-アセチルシステインについて2015年(www.mhlw.go.jp/stf/shing2/0000087738.html)、いずれも「判断基準」の(1)及び(2)の3に該当し、「専ら医薬品として使用される成分本質」に該当すると判断することが妥当とされた。」と回答されているが、海外での食品素材としての実績等が如何に審査で考慮されたのか、あるいは何判断基準で記されていることなのか(保健衛生上の観点として)如何なるものが「医薬品として規制する必要性」を判断されたのか等が不明瞭である。</p> <p>食薬区分照会の相談窓口を厚労省に設置することは、健康食品関連産業の発展への期待のみならず、手続きの合理化を通じて医療費抑制の一助を健康食品素材が担うことにもつながると期待され、日本社会にとって価値の高いものと考えられる。</p> <p>食薬照会の意見提出(2016年規制改革ホットライン集中募集)で審議内容の公開を求めたところ、厚労省より前向きな回答を頂戴し、実際に2017年の医薬品の成分本質に関するワーキング・グループの議事概要の記載(www.mhlw.go.jp/stf/shing2/0000168777.html)では一部の素材について過去事例よりも詳細な内容を記載いただき、また、専ら医薬品リストからの削除に関して「新たな安全性に関する知見等により、必要に応じて変更することとしています。」との回答を頂戴したところである。しかしながら、食品として使用可能となるための要件は未だ不明瞭であり、安全で海外流通実績のある素材が日本国内で食品として使用できないという問題は現在も継続しており、食薬照会手続きの一層の合理化/透明化が求められる。</p>	一般社団法人 健康食品産業協議会	厚生労働省	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条 等</p> <p>「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日付付発第476号厚生省薬務局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」において、「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」にも、「医薬品的効果効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」にも記載されていない成分本質(原材料)を含む製品を輸入販売又は製造する事業者は、あらかじめ、当該成分本質(原材料)の学名、使用部位、薬理作用又は生理作用、毒性、麻薬・覚せい剤性作用、国内外での医薬品としての承認前例の有無、食習慣等の資料を都道府県業務担当課(室)を通じて、厚生労働省医薬品局監視指導・麻薬対策課へ提出し、その判断を求めることができる。」</p> <p>「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日付付発第476号厚生省薬務局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」</p>	<p>新構成成分本質(原材料)が「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)」と「医薬品的効果効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質」のどちらに該当するか判断する考え方は、「医薬品の範囲に関する基準」の別紙1「食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いについて」の「1. 専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」の考え方」で示しているところである。</p> <p>事業者等において、この「考え方」について不明な点がある場合など、通知記載内容の解釈の相談は、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課においても相談を受け付けています。</p> <p>しかしながら、個別の品目に関する食薬区分上の判断の事前相談については、業務量の観点から、都道府県において相談を受け付け、不明な場合には都道府県を介して厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課の相談を受け付けることが適当と考えます。</p>	◎			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290928089	29年9月28日	29年11月6日	29年11月30日	「専ら医薬品素材のうち一定要件を満たすものを食品機能性の関与成分として扱うことが可能にする例外規定	以下の要件を満たすものについては特定保健用食品あるいは機能性表示食品の関与成分として使用可能とするよう、機能性表示食品の届出等に関するガイドライン(平成28年4月1日施行、平成27年3月30日、平成28年3月31日一部改正)(以下、「ガイドライン」)等を改訂していただきたい。 1. 特定保健用食品または機能性表示食品として使用可能とするに先立って、医薬品の成分本質に関するワーキンググループにおいて、「無承認無許可医薬品の指導取締りに関して(昭和46年6月1日 業発第476号、各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)別添2 ○専ら医薬品として使用される成分本質(原材料リスト)」「(以「専ら医薬品リスト)」素材中の例外として食品扱いしうることの妥当性を審議する。 2. 医薬品としての機能効果を標榜しない。 3. 特定保健用食品もしくは機能性表示食品としてのみ用いることを可能とし、一般加工食品やいわゆる健康食品」と用いることを禁止する。 「専ら医薬品リスト」中の素材は機能性表示食品制度において機能性関与成分として用いてはならないとされており、海外等で食品流通実績もある安全な素材が日本国内で食品として使用できないという事象が重大な損失となっている。本来、そのような素材については同通知の「(別添3)○ 医薬品の機能効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に掲載されてしかるべきであるが、様々な経緯もあり無条件に食品として解禁することが困難である場合は、特定保健用食品ならびに機能性表示食品の範囲で許可する例外規定を検討していただきたい。機能性表示食品にあつては「ガイドライン」記載の要件に沿って、関与成分の安全性と機能性が確認され、特定保健用食品にあつては、食品としての安全性と機能性を十分に審査されている。本提案により、これまで国内で用いることが叶わなかった食品素材についても、国民の医薬品に対する認知の混乱を招くことなく、安全性を確保しながら機能性研究成果を社会実装することが可能になると考えられる。	一般社団法人 健康食品産業協議会	消費者庁 厚生労働省	食品表示基準(平成27年内閣府令第10号) 機能性表示食品の届出等に関するガイドライン(平成27年3月30日付け消費第141号) 機能性表示食品の指導取締りに関して(昭和46年6月1日付け業発第476号厚生省薬務局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」を参照し、別添2「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に含まれるものではないことを確認する」と規定されています。	食品表示基準(平成27年内閣府令第10号) 機能性表示食品の届出等に関するガイドライン(平成27年3月30日付け消費第141号)	検討を予定	現行では、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消費第141号)の中で、「当該食品又は機能性関与成分について「無承認無許可医薬品の指導取締りに関して(昭和46年6月1日付け業発第476号厚生省薬務局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」を参照し、別添2「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に含まれるものではないことを確認する」と規定されています。 なお、上記別添2のリストに掲げられている成分本質(原材料)であっても、医薬品医療機器等法の規制対象となる医薬品とならないことが明確になる場合に当該成分本質(原材料)を機能性関与成分として機能性表示を行うことについては、当該表示を行う際に事業者において特に留意すべきこと等を検討した上で、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」等を改訂し、当該表示を行うことを可能にすることを検討しています。	◎
290929013	29年9月29日	29年11月6日	30年3月9日	共済代理店の範囲の見直し	平成20年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。 生協や労働金庫と同じ協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性はもちろん、基本サービスや福利厚生の変更の向上につながると思われる。 利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加していただきたい。	一般社団法人 全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第4号)により導入されたところである。この際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができることから、共済代理店になることができる者と規定されて、信用金庫については異なる扱いとされたところである。 本件については、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき設定された見直し周期に沿って、今後とも議論していくことになります。	
290929015	29年9月29日	29年11月6日	29年12月15日	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による業務禁止の緩和	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による業務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確実化を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法100条において、例えば特定の運用商品への指図の動向が禁止されることなどが整備されている。 そのため、現状の一時的な業務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで業務を認めると、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討したい。	一般社団法人 全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 厚生労働省	営業職員による運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の業務は禁止されています。	確定拠出年金法第100条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	検討に着手	営業職員による運用関連業務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業職員が業務できる方向で関係機関調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。	◎
290929016	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	確定拠出年金の脱退要件の緩和	平成29年1月から、法改正により、原則20歳以上の全国民が確定拠出年金制度に加入可能となった。それに伴い、確定拠出年金の脱退要件も見直され、個人別管理資産の額が一定額(現行1.5万円)以下の企業型年金加入資格喪失者と保険料免除者以外は脱退一時金を受け取ることができなくなった。 加入者の中には不測の事態が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられることから、他の企業年金制度と同じく、一定の条件(例えばペナルティ課税)のもと、年金資産の中途引出しを可能とするなど、規制のさらなる緩和を検討したい。	一般社団法人 全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 【企業型確定拠出年金制度からの脱退一時金】 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が15,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 【個人型確定拠出年金制度からの脱退一時金】 ・国民年金保険料の免除者である ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から2年以内 ・年金資産が25万円以下 または 通算拠出期間が1年以上、3年以下 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない	確定拠出年金法附則第2条の2、第3条	対応不可	脱退一時金については、企業型年金は任意加入であることや手厚い税制優遇措置が設けられていることから、従来より例外的な措置として行われてきた。さらに、昨年の法改正により個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大に伴い、脱退一時金の支給要件をより厳格にするよう措置したことから、確定拠出年金の脱退要件の緩和を認めるのは困難です。 よって、ペナルティ課税といった措置を設ける以前に、加入時において、原則中途脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929017	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	確定拠出年金運営管理機関の登録事項変更にかかる届出期限の延長	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内に主務大臣に届け出ることとされているが、特に非常勤役員変更時における書類提出の準備等には時間を要するため、届出期限を延長していただきたい。 なお、所管官庁が異なるものの、昨年の銀行法改正に合わせて、銀行代理業者(銀行法第52条の39)および信託契約代理店(信託法第12条)の登録事項変更にかかる届出の期限が「2週間以内」から「30日以内」に延長されており、確定拠出年金運営管理機関についても同様の取扱いが可能であると考え。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは2週間以内にその旨を主務大臣に届け出ることと規定されています。	確定拠出年金法第92条第1項	対応不可	非常勤役員を含め確定拠出年金運営管理機関の登録事項は、確定拠出年金運営管理機関の監督上速やかに確認する必要があり、また、確定拠出年金法の法体系では、各種届出や申請を行う際に、事業所の消滅や事業主の死亡など著しく重大と考えられる事項を除き、五日以内又は十四日以内に行うこととしていることから、当該届出までの期間が不合理な短さとは考えず、ご要望については、対応は困難です。	
290929018	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制の緩和	マッチング拠出の加入者掛金の設定に当たっては、ア、事業主掛金との合計額が拠出限度額の範囲内で、かつ、イ、事業主掛金を超えてはならないとされている。 事業主掛金が少額の加入者については、上記ア、の限度額にゆとりがあったとしても、上記イ、の規制により、加入者掛金を少額しか拠出することができない。 また、平成29年1月から、個人型確定拠出年金(iDeCo)との同時加入も認められたが、iDeCoの口座管理手数料が加入者が負担するなどのデメリットがあることから、マッチング拠出が可能な企業型確定拠出年金加入者は、これを活用した方がリットが大きい。 ついでには、更なる自助努力による資産形成の観点から、上記イ、の規制を撤廃するよう検討願いたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	企業型年金の加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)については、当該企業型年金における拠出限度額内で、事業主掛金に上乗せして、加入者自らが掛金を拠出する制度です。 加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えないように年金規約に定めるよう、法律に規定されています。	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2	対応不可	企業型年金は事業主が実施主体となり実施するものであり、その掛金についても事業主が拠出するものであることから、加入者掛金については、あくまで補助的に上乗せするものであると考えます。したがって、加入者掛金については、事業主掛金の額を超えない範囲で拠出することが妥当であると考えます。	
290929028	29年9月29日	29年11月6日	30年3月9日	信用組合が共済代理店となることを可能とする。(共済代理店の範囲の見直し)	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条において、共済代理店として労働金庫は認められているものの、信用組合は認められておりません。信用組合は、労働金庫と同様に、相互扶助を理念とする協同組織金融機関です。 つきましては、組合員の利便性を図るためにも、信用組合が共済代理店となることを可能とするよう要望します。	一般社団法人全国信用組合中央協会	金融庁 厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分解整備事業者を定めています。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規程第9条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号)により導入されたところから、その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができることから、共済代理店になることができるとして規定されており、信用組合については異なる扱いとされたところから、脱退一時金の支給要件を緩和することは困難です。 したがって、実施する事業主においては、加入時において、原則途中脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。	
290929029	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	確定拠出年金における支給要件の緩和	<提案の具体的内容> 企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく支給要件を緩和すること。 <提案理由> 現状の規制は以下のとおり。 (1)原則60歳に到達するまで受給不可。 (2)資産が極めて少額(1,5万円以下)である場合および国民年金の保険料免除者であって通算拠出期間が短い(3年以下)または資産額が少額(25万円以下)の場合は、受給可能。 ・確定拠出年金における脱退一時金の支給要件は極めて制限されており、同じく老後の所得確保を目的とする年金制度である確定給付企業年金については広く中途脱退給付が認められていることと不整合となっている。 ・今後、特に退職金規程からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 【企業型確定拠出年金制度からの脱退一時金】 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が15,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 【個人型確定拠出年金制度からの脱退一時金】 ・国民年金保険料の免除者である ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から2年以内 ・年金資産が25万円以下または通算拠出期間が1年以上、3年以下 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない	確定拠出年金法附則第2条の2、第3条	対応不可	脱退一時金については、企業型年金は任意加入であることや手厚い税制優遇措置が設けられていることから、従来より例外的な措置としていたるところで、さらに、昨年の法改正により個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大に伴い、脱退一時金の支給要件をより厳格にするよう措置したことから、脱退一時金の支給要件を緩和することは困難です。 したがって、実施する事業主においては、加入時において、原則途中脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929030	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和	<提案の具体的内容> ・65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とすること。 ・50歳未満の退職者において、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とすること。 <提案理由> ・現在、老齢給付金は、60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき、または、50歳以上65歳未満の規約に達した日以後に退職したときに支給するものであることとされている。 ・そのため、定年年齢が65歳超の場合は、在職中の年金開始となる。また、現在、50歳以上の退職した場合は、即座に年金開始が可能であるが、49歳11ヶ月で退職した場合は、60歳まで年金開始とならない。 ・このように、所得が確保できている在職中の年金開始や、公的年金の支給開始前の退職直後に年金開始できないことは、公的年金とあいまって老後の所得を確保することを担う企業年金の役割を阻害する要因となっている。 ・特に、50歳未満退職者の50歳～60歳の間における老後の生活資金としての年金支給ニーズは高く、退職の発生時期によって年金開始時期を制限されることは早期退職を利用等の自由な人生設計を阻害する要因となっている。また、企業内の円滑な制度運営の観点からも50歳以上の退職者との均衡を図る必要がある。 ・これらの要件の緩和は、確定給付企業年金の普及促進に資すると考えられる。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の老齢給付金の支給資格は以下のときに与えられる。 ・60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき ・50歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったとき	確定給付企業年金法第36条 確定給付企業年金法施行令第28条	対応不可	確定給付企業年金制度の老齢給付金については高齢期の所得確保を支援する年金制度であることを踏まえ、現行の支給開始年齢を定めているところです。ご要望については企業年金の拠出時、給付時の見直しや高齢者雇用の在り方、社会情勢の変化等を踏まえて議論を重ねていく必要があるため、現時点では対応が困難です。	
290929031	29年9月29日	29年11月6日	29年12月15日	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	<提案の具体的内容> ・中小企業者が確定給付企業年金を実施する場合において、中小企業者に該当しなくなった場合に限らず、中小企業退職金共済の解約手当金を被共済者に返還せず確定給付企業年金の掛金に充当することを認めること。 <提案理由> ・現状、中小企業者にとって、中小企業退職金共済は、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始までの従業員の老後の所得確保の役割を果たしている。 ・そのような中、現在、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時のみに認められている。 ・企業のアライアンスが活発化している現状においては、中小企業者が合併や事業譲渡などの組織変更を行うケースも多い。 ・中小企業退職金共済を実施している中小企業者が、確定給付企業年金を実施している中小企業者と合併した場合などにおいて、その合併に伴い中小企業者に該当しなくなった場合を除いて、確定給付企業年金の掛金に解約手当金を充当することができず、退職金の事前積立金のスムーズな引継のニーズに対応できていない。 ・また被共済者にとっては、合併時などの退職時以外に解約手当金として返還されてしまうことになり、退職時所得としての本来の役割を果たせない状況となっている。 ・確定給付企業年金の制度変更時には労使合意を前提とする規制があるため、不当に被共済者の不利益になることは考え難い。 ・なお、合併等における中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用については、平成28年6月に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」により可能となるが、本要望は、合併等に限らず中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用を求めるものである。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金への資産移換については、現在、事業主が中小企業退職金共済法の「中小企業者」の定義に該当しなくなったことに伴い退職金共済契約を解除された場合に可能としています。また、平成28年6月に公布された確定拠出年金法等の一部を改正する法律により、中小企業退職金共済制度を実施している企業と確定給付企業年金等の企業年金を実施している企業が合併等を行った場合にも可能となるよう措置したところです(公布日から2年以内の政令で定める日より施行予定)。	中小企業退職金共済法第17条 確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)による改正後中小企業退職金共済法第31条の4	検討を予定	中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金への資産移換については、確定拠出年金法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)による改正により、加入者の老後所得確保のため、合併等が行われた場合に認められるよう措置を講じたところです。 合併等が行われた場合等に限らず資産移換を認めることについては、中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に資すること等を目的とした退職金制度である一方、企業年金制度は、公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした年金制度であり、それぞれ異なる制度の趣旨や目的の下で設立され、その制度固有の考え方に基づき税制上の優遇措置が講じられていることも踏まえ、改正法の施行後、その施行状況なども踏まえながら慎重に検討を進めていく予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929032	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	<p><提案の具体的内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約の変更等において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、加入者に不利益にならない変更等)とともに、届出・申請書類および届出・申請手続の簡素化(例えば、規約変更理由書、労使合意に至るまでの労使協議の経緯の添付を一律不要とする、定年延長のみ等の給付額が減少しない変更については減額判定を省略、厚生局に提出する申請書類数を一律1セットにする等)を図ること。 ・確定給付企業年金の規約の事業主、従業員の理解を促進するため、規約記載事項の簡素化を図ること。 <p><提案理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならないが、届出で足りる範囲は限定的である。 ・厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、平成29年3月末時点で約13,500件存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が遅延することが懸念されることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であると考え、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。 ・なお、平成20年12月には届出で足りる規約変更内容の拡大および一部の添付書類の簡素化が図られ、平成22年4月には事務連絡「確定給付企業年金に関する承認・認可申請にかかる事務処理の改善について」が発出され、規約の制定時における事務処理の改善が図られた。また、平成24年1月および平成26年4月の確定給付企業年金法施行規則の改正により届出事項の拡大等が図られたが、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きについては、一層の簡素化を進める余地がある。 ・確定給付企業年金の規約は、退職金規程等の事業主の規程と比較すると大変複雑であり(規約例では95条)、事業主、従業員の十分な理解が難しい。規約記載事項を届付に関する事項のみとする等、簡素化を図り、事業主、従業員の十分な理解を促進する。 	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	<p>確定給付企業年金規約の変更は、確定給付企業年金法において、厚生労働省令で定める軽微な変更を除き、厚生労働大臣の承認を受けなければならないと規定されています。このため、厚生労働省令で定める軽微な変更に限らず、届出事項については、厚生労働大臣の承認が必要です。</p> <p>確定給付企業年金規約の記載事項については、確定給付企業年金法体系により、一定の事項について記載を義務づけています。</p>	【届出範囲の拡大】 確定給付企業年金法第6条、第7条、第16条、第17条、第79条、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正前の厚生年金保険法第107条および第110条の2【記載事項の簡素化】 確定給付企業年金法第4条、確定給付企業年金法施行令第2条	【届出範囲の拡大】 対応不可 【記載事項の簡素化】 検討に着手	加入者の権利利益の保護の観点から、届出事項の範囲の拡大は困難です。確定給付企業年金の承認申請手続等の簡素化については、規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)に基づき検討を行っております。	
290929033	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	閉鎖型確定給付企業年金における労使間手続の省略	<p><提案の具体的内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金の規約制定・変更手続きにおいて、労働組合等の同意手続の省略を可能とすること。 <p><提案理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金であっても、確定給付企業年金を実施または変更しようとするときは、特に軽微な変更を除き、労働組合等の同意を得て確定給付企業年金に係る規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受ける等の手続きを執らなければならないとされている。 ・受給者は労働組合の組合員等とは直接的に関係がないOB・OGであるため、労働組合等は同意に際し判断がつかないなど、閉鎖型確定給付企業年金を実施または変更する障害となることが想定される。 ・本要望は、確定給付企業年金の普及促進および円滑な運営に資するものであると考えられる。 	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	<p>受給者のみで構成される閉鎖型の確定給付企業年金における規約制定・変更手続きについては、労使合意が必要です。</p>	確定給付企業年金法第5条、第6条	対応不可	受給者のみで構成される閉鎖型の確定給付企業年金における規約制定・変更手続きについては、直接的に従業員に関わるものではないですが、制度の実施は企業の判断によるものであり、また、積立不足が生じた場合には、事業主は掛金の追加拠出が必要となる等、企業経営に影響を及ぼし、従業員の雇用等にも間接的に影響する可能性があることから、意思決定に労使合意が必要と考えます。仮に、労使合意を要とした場合、代わりに受給者の同意を必要とするか否か、通常の確定給付企業年金の意思決定における受給者の関わり方はどうするのか等、制度の根幹に関わる検討が必要となります。	
290929034	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	確定拠出年金における承認・申請手続きの簡素化	<p><提案の具体的内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約の変更等において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、掛金に係る規定の条項の移動等)こと。 ・確定給付企業年金と同様に、被合併法人から合併後存続する法人に、制度を実施する事業主の地位を承継できる措置等を講ずること。 <p><提案理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認を受けなければならないが、届出で足りる範囲は限定的である。 ・これまでも、平成26年4月施行の確定拠出年金法施行規則の改正や平成29年1月施行の同規則改正などにより、届出で足りる規約変更内容の拡大等が図られたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。 	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	<p>企業型年金規約の変更は、確定拠出年金法において、厚生労働省令で定める軽微な変更を除き、厚生労働大臣の承認を受けなければならないと規定されています。このため、厚生労働省令で定める軽微な変更に限らず、届出事項については、厚生労働大臣の承認が必要です。</p> <p>また、確定給付企業年金制度については確定給付企業年金法施行令第85条に基づき、確定給付企業年金を実施する被合併法人から合併後に存続する法人に事業主の地位を承継することが可能ですが、確定拠出年金制度においては法制上同様の規定はありません。</p>	確定拠出年金法第5条、第6条、第47条、確定拠出年金法施行規則第5条、第6条	対応不可	企業型年金規約の変更に係る手続の緩和については、これまでも、関係者の要望等を受け、承認ではなく、届出による対応としても影響がないと認められるものは手続きの簡素化を行ってきたところです。また、確定拠出年金制度は確定給付企業年金制度と異なり届出時に資産の区分が明確とことから、現行制度では合併時に同一事業所内に2つの規約を併存することは認められており、被合併法人から合併後存続する法人に制度を実施する事業主の地位を承継することは事実上行うことが可能ですが、加入者の権利利益の保護の観点から、承認事項としているところです。上記いずれの事項も年金制度としての受給権保護の観点から対応を緩和することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929035	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	確定給付企業年金から確定拠出年金への移行要件の弾力化	<p><提案の具体的内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合において、確定給付企業年金の積立金を確定拠出年金の企業型の個人別管理資産に移換することができる者(移換加入者)となる者のうち、半数超が移換相当額を一時金で受取ることを希望しても、制度移行を可能とすること。 <p><提案理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合、移換加入者となる者の半数以上の同意を取り付けることが要件となっている。 移換加入者となる者は、制度の移行自体に同意しない場合に限り、確定給付企業年金からの移換相当額を一時金で受取ることができる。 これにより、移換加入者となる者の半数超が移換相当額を一時金で受取ることと希望した場合、併せて制度移行に同意しないこととなり、移行のものが実現しないという問題が発生しうる。 移換相当額を一時金で受取ると希望しても、制度移行自体には賛成している者がいることから、移換相当額を一時金で受取るか否かにかかわらず、移換加入者となる者の半数以上の同意があれば、制度移行を可能とすべきである。 本要望の実現により、確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行がより柔軟となることから、企業年金の普及促進に資するものであると考えられる。 なお、平成28年度分の規制改革ホットラインにおいて、「措置の分類:検討に着手」とし、関係機関と調整を進める旨回答されているが、早期の実現をお願いしたい。 	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の実施事業主等が確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金に移換する場合、確定給付企業年金の加入者のうち企業型確定拠出年金に積立金を移換する対象となる者の2分の1以上の同意が必要であり、不同意者について、企業型確定拠出年金に移換する積立金相当の額を一時金として支払うことができず。	確定給付企業年金法第82条の2、確定給付企業年金法施行令第54条の2	検討を予定	第14回社会保障審議会企業年金部会において、DC移行に係る同意をされた者についても一時金での受け取りを可能とする方向で検討することとされており、中長期的な課題として検討を行う予定です。	△
290929036	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	確定拠出年金における、加入者等の同意を要さない運用商品除外要件の緩和	<p><提案の具体的内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 利率保証のある保険商品等、確定拠出年金における「運用の方法」について、低金利環境の継続等により、運用商品提供会社が個々の運用商品を提供し続けることが困難となった場合に、加入者等の同意によらず、将来に向かって、新たな掛金の受け入れ等を停止することを可能とすること。 <p><提案理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 改正確定拠出年金法(公布後2年内施行分)により、事業主等による運用商品の入れ替えについて、商品選択者の一定割合(3分の2)以上の同意があれば除外が可能となるよう要件が緩和されている。 一方、運用商品提供会社による加入者等の同意を要さない運用商品の除外については、運用商品提供会社等の2次に次のとおり規定されており、運用商品自体が消失するような場合に限られている。 (1)投資法人の発行する投資証券等について、当該投資法人が登録の取り消しを受けした場合 (2)運用の方法に係る契約の相手方が破産した場合 (3)投資信託の受益証券等について、投資信託約款に基づく償還が行われた場合 しかしながら、運用商品自体が消失しない場合においても、低金利環境の継続等により、運用商品提供会社の健全性維持の観点等から、運用商品の提供を継続することに支障が生ずる場合があり、本要望はこのような場合にも除外を可能とするよう要件の緩和を求めらるものである。 なお、過去の掛金部分も含めて除外を可能とする場合には、加入者等に対する影響が大きいため、新たな掛金の受け入れ等に限定することにより、その影響を抑制することが可能となる。 本要望は、確定拠出年金制度を安定的に維持・発展させていくために有用と考える。 	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	企業型運用関連運営管理機関等が、提示運用方法から運用の方法を除外する際には、確定拠出年金法改正後(平成30年5月施行)は、規約に定める手続により、除外しようとする商品の指図を行っている者の3分の2以上の同意を得ることが原則必要となりますが、省令にて例外として以下の場合には加入者等の同意を要しないとされています。	確定拠出年金法第26条、確定拠出年金法施行規則第20条の2	対応不可	運用商品を除外する場合、加入者や運用指図者の受給権を保護する必要性から、加入者等の同意を要さない運用商品除外については厳格に規定されているところから、また新規の掛金の受け入れ停止については確定拠出年金は年金資産であることを踏まえて長期継続的に資産運用を前提としていることから、対応は困難です。	
290929037	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	確定給付企業年金の非継続基準の財政検証及び掛金拠出の基準の見直し	<p><提案の具体的内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金の非継続基準の財政検証において、最低積立基準額の算定に用いる予定利率が低下しすぎぬよう、予定利率の設定基準の見直しや労働組合等の同意を前提として弾力的な設定を可能とする措置などを講じること。 また、財政検証において純資産額が最低積立基準額を下回った場合、当該下回った額を基準として掛金を計算することとなっているが、当該掛金拠出の基準を見直すこと。 <p><具体的措置の例示></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在は30年国債の応募者利回りの5年平均をもとに予定利率が決定されているが、5年より長い期間(10年など)の平均値とする。 労働組合等の同意を得て予定利率に乗じることができる(0.8~1.2)の幅を拡大する。 非継続基準に抵触した翌々事業年度にD6規則第58条(積立比率に応じる方法)に基づいて掛金を計算する際、翌々事業年度の最低積立基準額の増加見込み額に合理的な割引率を乗じることが可能とする。 <p><提案の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 最低積立基準額の算定に用いる予定利率は30年国債の応募者利回りをもとに定められるが、国債の利回りが低下しているため、今後、非継続基準の財政検証が厳しくなっていくものと予想される。 非継続基準に抵触した場合、現行基準では、通常、事後的に掛金を拠出することとなり、金利の低下により最低積立基準額が大きく変動したとき、事業主等は予期せぬ掛金拠出を求められることとなり、確定給付企業年金制度の持続可能性の低下を招くと考える。 	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 最低積立基準額の計算の基礎となる予定利率は、当該事業年度の末日の属する年前5年間に発行された国債(期間30年のものに限る。)の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率とされており、30年国債の応募者利回りの5年平均が使用されています(当該率に0.8~1.2乗じること可能です)。 非継続基準に抵触した場合にDB1、①翌年度に拠出する場合には、最大で最低積立基準額に対する積立金の不足額を拠出すること ②翌々年度に拠出する場合には、掛金収入のみならず、給付による減分及び運用収入による増減分を含んだ積立金の増加見込額を控除した額(減少が見込まれる場合には減少見込額を加算した額)とすることとされています。 	確定給付企業年金法第60条第3項、確定給付企業年金法施行規則第55条、確定給付企業年金法施行規則第58条	対応不可	最低積立基準額の計算の基礎となる予定利率は、加入者等の受給権保護の観点から、リスクフリー資産である国債の利回りを基に算定することとしているものであり、金利の低下により当該規定を変更することは対応は困難です。なお、非継続基準に抵触した場合に、その積立不足の見込み額に必ずしも翌事業年度における予定利率の低下を反映する必要はなく、適正な年金数理と云える範囲内で設定する予定利率を用いて積立不足を見込むことも許容されます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項)
- ：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △：再検討の必要を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929040	29年9月29日	29年12月18日	30年6月15日	行政機関からの照会に係る事務手続きの簡素化	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続きを電子化いただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関は、財産調査等を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約100万件の税務関連照会、約30万件の福祉関係照会を受けている)。現状、生命保険会社は、このような行政機関からの照会について、手作業で目視確認しながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関への回答を行っているが、照会文書の様式が統一化され、手続の電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものと考えられる。 具体的には、例えば省庁間共通のプラットフォームを通じてデータ連携を行うなどの方法により照会手続きが電子化できれば、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続の迅速化により、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援が早期化するなど国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。 『官民データ活用推進基本法』(2016年12月公布・施行)においては、行政手続のオンライン利用の原則化(同法第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(同法第15条)が定められるなど、今後、政府一丸となって国民の情報連携に係るオンライン化の取組みが推進されることとされており、当該取組みを通じて、行政機関から事業者への照会手続きを電子化することは、政府の方針にも適うものと考えられる。 なお、2012年より同様の要望を提出しており、照会文書の様式統一化については、国税庁・厚生労働省との間では様式の統一を実施し、現在、統一状況をフォローしている状況である。また、総務省からは、地方税に係る照会文書の様式統一について「地方団体への周知等を進める」旨の回答が得られており、対応が進められているものと理解している。2017年8月時点において、国税庁では統一様式への切替が完了していることを確認しているが、他の行政機関においても実質的に統一様式への移行が完了するよう周知・徹底を進めていただきたい。 	一般社団法人生命保険協会	内閣官房総務省厚生労働省	<p>【総務省】</p> <p>地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面で行われています。</p> <p>【財務省】</p> <p>国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な脱税等に対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して控除又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>○照会様式の統一化の周知・徹底について 照会文書の様式の統一については、平成27年度から様式を統一化しております。引き続き、福祉事務所と生命保険会社における取扱いの現状を踏まえ、周知・徹底を行ってきたいと考えています。</p>	<p>【総務省】</p> <p>地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条)</p> <p>【財務省】</p> <p>国税通則法第74条の2、第74条の3及び131条、国税徴収法第141条</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>生活保護法第29条</p>	<p>【内閣官房】</p> <p>検討を予定</p> <p>【総務省】</p> <p>検討を予定</p> <p>【財務省】</p> <p>検討を予定</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>検討を予定</p>	<p>【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】</p> <p>行政機関から金融機関に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバナンス実行計画(平成30年1月16日)のガバナンス関係会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行います。</p> <p>具体的には、内閣官房は、2018年度を目標に、一部の金融機関(銀行等)及び行政機関(地方公共団体)において、情報システムを用いた預貯金等の照会の効率化に係る実証実験が開始されるよう、関係機関との調整を行います。また、内閣官房は、この実証実験において洗い出される課題を踏まえて、関係府省(総務省、財務省、厚生労働省等)や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目標に、その後の方向性をとりまとめます。</p> <p>【総務省】</p> <p>地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。</p> <p>【財務省】</p> <p>財務省(国税庁)としては、取引照会のオンライン化の前提として要望されていた、①照会文書の用紙・書式の統一化、②取引照会の照会文書の郵送に関する業務の改善、③取引照会の回答の電子媒体による提出の3点については、業界団体との協議を経て、平成27年4月に措置済みです。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>○照会様式の統一化の周知・徹底について 毎年3月初旬頃に開催される地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で周知を行う予定</p>	◎
290929046	29年9月29日	29年11月6日	29年12月15日	雇用保険の事務統一(ローカルールの廃止)	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>各地方の労働局にて事務取り扱いが統一されていない現状を改め、全国統一の事務対応としていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方により手続き方法が異なっていると、事業主における事務の本社集約化・システム化が困難となり、生産性を高めることができない。 例えば、育児休業開始時の届出の際、ある公共職業安定所では、「育児休業給付受給資格確認票」および「休業開始時賃金証明書」、従業員が記載した「育児休業申請書」、母子健康手帳の写し等の必要添付書類の提出で可されるのに対し、ある公共職業安定所ではそれに加え、事業主の回答状(従業員の育児休業の申請を承認した証拠)の提出も求められる。この点については、「育児休業給付受給資格確認票」に事業主が証明印を押印することにより当該休業を事業主が承認したことを確認可能と思われるため、事業主の回答状添付を不要とする手続きに統一していただきたい。 また、雇用保険法施行規則16条・17条に基づく、離職証明書の作成方法も地方により異なっている。具体的には「離職票-2」の賃金記載方法について、記載場所の指示が異なっており、計上対象の指示が異なっていたりするなど指示が統一されておらず、社内統一のシステム化に支障をきたしている。 現在、各省庁において行政手続コストの削減に向けて基本計画を策定し、取り組まれているところであるが、行政手続コストを削減するうえで、ルールが全国で統一されていることが大変重要と考えられるため、事務対応を統一してほしい。 	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	<p>雇用保険法施行規則第14条の3、第101条の13、第16条、第17条等</p>	<p>検討を予定</p>	<p>今回頂いた提案も受け平成29年10月末から雇用保険関係届出における事務取扱いの調査を開始しており、その結果を踏まえ必要な対応を検討する予定です。</p>		
290929047	29年9月29日	29年11月6日	29年12月15日	(厚生年金・健康保険)産前産後休業取得者申出書と育児休業等取得者申出書を統合していただく。また、帳票1枚で複数名の申出が可能な帳票も作成していただきたい	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>産前産後休業取得者申出書と育児休業等取得者申出書を統合していただきたい。また、帳票1枚で複数名の申出が可能な帳票も作成していただきたい</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産前産後休業および育児休業等取得時、社会保険料の免除を申請するためには、産前産後休業取得者申出書と育児休業等取得者申出書をそれぞれ事業主が提出しなければならないこととなっている。 しかし、産前産後休業取得者が育児休業を取得するケースが多いため、両申請書を統合して1回の手続きで済ませることができるようになっていた。 これが実現すれば、事業主の事務負担が軽減されるとともに、産前産後休業および育児休業等取得者にとっても利便性が高まると考えられる。 加えて、毎月100名超の産前産後休業取得者申出書および育児休業等取得者申出書を提出する企業にとっては、連記式の方が生産性を高めることができ、帳票1枚につき1名分しか申請ができない現在の申出書の様式に加えて、帳票1枚で複数名の申出が可能な帳票も作成していただきたい 	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	<p>健康保険法および厚生年金保険法においては、産前産後休業または育児休業をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、保険者に、申出をしたときは、その休業を開始した日の属する月から終了する日の前月まで当該被保険者に係る保険料を徴収しない旨を規定しています。また、事業主からの申出は、産前産後休業の期間中または育児休業の期間中に行うこととしています。そのため、産前産後休業または育児休業を開始した際に、都度、申出書を提出いただくこととなります。</p>	<p>検討を予定</p>	<p>休業取得の状況を把握したうえで保険料免除規定を適用する必要があるため、左記の通り取り扱っているところであり、1回の手続きで済ませるというご提案については、困難です。しかしながら、ご提案いただいた様式の統合については、産前産後休業取得者が育児休業も取得するケースが多いという実情を踏まえ、保険者(日本年金機構や健保組合等)におけるシステム改修等の影響を勘案しつつ、事業主の事務負担軽減及び被保険者の利便性の向上のために、どのような方案が講じられるのか、検討して参ります。</p> <p>また、連記式の様式については、同一期間に届出を行う従業員が多数存在する事業主において、提出漏れ等が発生しないような周知広報のあり方や、保険者におけるシステム改修等の影響を考慮しつつ、検討して参ります。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929055	29年9月29日	29年11月6日	29年12月15日	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の申請手続きにおける支給申請書類の簡素化を要望する。 ○雇用の実態を証明する「労働者名簿」「出勤簿」は同時に提出する「資金台帳」で代替する。 ○「雇用契約書」は同時に提出する「対象労働者雇用状況等申立書(様式第5号因)」で代替する。 ○「対象労働者であることの証明書」は、ハローワークが対象労働者を確定したうえで対象の事業主に書類を送付していることから不要とする。 ○「企業規模、業種、資本金などが確認できる書類」には登録事項証明書以外にディスクロージャー資料の写しも可とする。 【提案理由】 「ここ数年、育児・介護と仕事の両立支援や雇い入れ等に関する助成金は、「新設」「要件緩和」「支給額拡大」されるなど充実している。 一方、助成金支給のための申請に必要な書類が多岐にわたり作成負担が大きいものも存在する。中でも今後、雇用ニーズの高まりに伴って更なる活用が期待される特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)について、その手続きが簡素化・明確化され、事業者が適切かつ迅速に助成金を受給できるようにすれば、その助成金を高齢者や障がい者等への人材育成・教育費用等に充当することができ有効に活用できる。 以上を踏まえ、趣旨が重複する書類の統合や既存書類での代替等も、提出を求める趣旨・目的の達成に支障が生じない範囲において提出書類の簡素化を要望するものである。	一般社団法人日本損害保険協会 厚生労働省	○雇用の実態を証明する「労働者名簿」「出勤簿」は同時に提出する「資金台帳」で代替する。 「労働者名簿」は、必要に応じて支給申請書に添付する書類としており、解雇・退職している場合、その事由について確認するために提出を求めています。 「出勤簿」は、申請時に必須の添付書類として支給要領で規定しており、対象労働者の日々の出勤状況を日ごとに確認しています。 「資金台帳」は、申請時の必須の添付書類として支給要領で規定しており、労働者の氏名や当該月における労働日数、労働時間数を確認しています。 ○「雇用契約書」は同時に提出する「対象労働者雇用状況等申立書【様式第5号因】」で代替する。 「雇用契約書(又は雇入れ通知書(労働条件通知書))」は、申請時に必須の添付書類として支給要領で規定しており、労働者を雇用している実態があることを確認しています。 ○「対象労働者であることの証明書」は、ハローワークが対象労働者を確定したうえで対象の事業主に書類を送付していることから不要とする。 「対象労働者であることの証明書」は申請時の必須の添付書類として支給要領で規定しており、対象労働者であることの確認は支給決定時に確定しています。また、運用上、ハローワーク等が職業紹介を実施する場合、求職者本人に対し助成金の対象労働者となりえる者であることを説明した上で、当該事項を事業主に開示するか否かその意向を確認し、事業主に紹介しています。 ○「企業規模、業種、資本金などが確認できる書類」には登録事項証明書以外にディスクロージャー資料の写しも可とする。 「企業規模、業種、資本金などが確認できる書類」は必要に応じて支給申請書に添付する書類として支給要領で規定しており、登録事項証明書以外に「資本金、労働者数等を記載した資料、事業内容を記載した書類等」も認め、「ディスクロージャー資料の写し」が排除されるように規定はしていません。また、運用ではこれらの書類をもとに、第1期支給審査時に対象労働者を雇い入れた日における企業規模を判断しています。	雇用関係助成金支給要領(平成25年5月16日付け職発0516第19号・能発0516第4号・雇見発0516第9号「雇用安定事業の実施について」)	対応不可(一部) 現行制度下で対応可能(一部) 事実確認	○雇用の実態を証明する「労働者名簿」「出勤簿」は同時に提出する「資金台帳」で代替する。 「労働者名簿」は、解雇・退職の事由について把握する必要性からその提出を求めています。本助成金は対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合、その理由が(1)対象労働者の都合等の場合は、事業主が雇用しなくなった日の前日まで助成金の対象期間としており、また(2)対象労働者の都合等以外の場合は、その支給対象期は支給しないと判断しているため、その確認は必要と考えています。 「資金台帳」では、離職理由や日ごとの出勤状況を確認することができず、支給審査では対象労働者の日々の出勤状況を日ごとに明かにする必要があることから、「出勤簿」の提出を求めており、資金台帳では代替できません。 また、紹介時点で既に雇用されていた場合や雇用の予約がある場合等は、本助成金の不支給要件に該当しますが、例年会計検査院の決算検査報告において、その不支給要件に該当しているにも関わらず、不適正な支給を行っているとの指摘を受けている事項です。ご提案の方法ではそれらを確認できないままに支給可否を判断することとなり、不適正な支給を助長することになりかねないことから、代替は困難と考えています。 ○「雇用契約書」は同時に提出する「対象労働者雇用状況等申立書【様式第5号因】」で代替する。 「雇用契約書(又は雇入れ通知書(労働条件通知書))」は、労働者を雇用している実態があることを確認するために求めている書類であって、「対象労働者雇用状況等申立書【様式第5号因】」と照らし合わせ、記載内容に誤りや実態との齟齬がないか確認するために必要な書類です。そのため当該申立書のみの提出では照合作業ができないことから、代替は不可能と考えます。 ○「対象労働者であることの証明書」は、ハローワークが対象労働者を確定したうえで対象の事業主に書類を送付していることから不要とする。 「ハローワーク等が職業紹介を実施する際は、求職者に対して助成金の対象労働者となりえる者であることを説明したうえで、当該事項を事業主に開示するか否かその意向を確認し、事業主に紹介しており、紹介時ハローワークが対象労働者を確定している」というのは事実確認です。 また、対象労働者か否かの判断は、支給決定の際に雇い入れた日の時点で行うこととしているため、「対象労働者であることの証明書」は不要とすることは困難と考えています。 ○「企業規模、業種、資本金などが確認できる書類」には登録事項証明書以外にディスクロージャー資料の写しも可とする。 「企業規模、業種、資本金などが確認できる書類」は、第1期支給審査時に対象労働者を雇い入れた日の時点における企業規模を確認しています。よって、その時点で確認できる書類であれば、現行の支給要領の規定でもディスクロージャー資料の写しも可としています。			
290929060	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ ・個人型確定拠出年金の資格喪失年齢を65歳まで引き上げ可能とする。 ・資格喪失年齢を引き上げた場合でも、60歳～70歳までの任意の時期に受給できるままとする。 【提案理由】 「企業型年金加入者は確定拠出年金法第11条6項に定められているとおり、企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢が資格喪失時期とされている(65歳まで引き上げされている)。 「公的年金の受給開始年齢も65歳である中で、老後の所得確保に係る自助努力を促進し、企業型と個人型の不公平感を排除する観点において、個人型の資格喪失年齢も企業型と同様に、65歳まで引き上げ可能とするべきであると考え、 「既に65歳まで引き上げ可能となった場合に、受給の開始時期も65歳以降とした場合は、制度普及に逆行するため、引き上げ可能となった場合でも、受給開始時期については、現行のとおり、60歳～70歳までの任意の時期に受給できるままとすべきと考える。(企業型年金において、60歳以上で資格喪失年齢到達前に実施事業所を退職すれば資格を喪失し、受給が可能となることと平仄を取る。)	一般社団法人日本損害保険協会 厚生労働省	個人型確定拠出年金への加入については、確定拠出年金法において、60歳未満の者が加入できると規定されています。よって、60歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。	確定拠出年金法第62条第1項第2号	対応不可	確定拠出年金の資格喪失年齢については老後の所得確保という目的や国民年金の加入期間を踏まえ、原則60歳に加入資格を喪失し、受給資格を得るものとされているところです。ご要望については資格喪失年齢を含めた企業年金の拠出時、給付時の仕組みや高齢者雇用の在り方、社会情勢の変化等を踏まえつつ、関係者等とよく必要があるため、現時点では対応が困難です。	◎		
290929061	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	・現行の定額ではなく、確定拠出年金制度のみで退職金の設計が可能となるような柔軟な拠出限度額を設定する 【提案理由】 「確定拠出年金を実施している一部の企業では、拠出限度額の規制により、確定拠出年金で賄えない分については、給与等と上乗せして前払いを行ったり、退職一時金・確定給付型年金制度で給付するなどの調整を行っている。 多くの企業で、昇格や昇給に伴い掛金を増やしている実態を鑑み、現行の定額設定ではなく、例えば給与等と比例する等、確定拠出年金制度のみで退職金制度の設計が可能となるような柔軟な拠出限度額の設定を可能とするべきであると考え、 今後、公的年金制度で中長期的に給付水準の調整が行われることが見込まれる中、公的年金を補完する役割として、勤労者の老後の所得確保に係る自助努力を促進するために、拠出限度額を更に引き上げることが必要である。	一般社団法人日本損害保険協会 厚生労働省	確定拠出年金の掛金については、確定拠出年金法施行令において、企業型年金は最大5万5千円、個人型年金は最大6万8千円と、他の私的年金の実施状況や、公的年金の加入状況等に応じて、拠出限度額を規定しています。	確定拠出年金法第20条、第69条、確定拠出年金法施行令第11条、第36条	検討を予定	社会保障審議会企業年金部会における議論の整理において、拠出限度額を含めた確定拠出年金の拠出時、給付時の仕組みの在り方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされています。 当該事項に対応するためには、公的年金制度等とのバランスや税制の観点も含め慎重な検討が必要となるため、今後、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、関係者等による十分な検討が必要です。			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929062	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	確定拠出年金の通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し	通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを実施する。 【提案理由】 ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、通算加入者等期間が10年に満たない場合は、受給開始年齢が段階的に後ろ倒しになり、50歳以上の人にとっては加入しづらい制度となっているため、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを行うべきであると考えます。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	確定拠出年金法第33条	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、確定拠出年金掛金は全額所得控除となるなど、厚い税制優遇措置を設けているところです。仮に60歳直前に加入した方が、60歳で受給できる制度とした場合は、預貯金と違いがなく、また税制優遇措置も受けられてしまうことから、通算加入者等期間によって、受給開始年齢に差を設ける必要があると考えます。よって、給付要件を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。	◎	
290929063	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	確定拠出年金のマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限とする現行の規定を撤廃する。 【提案理由】 ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという制限は、公的年金の補完として、加入者が老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・マッチング拠出の普及および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、本規定は撤廃すべきであると考えます。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2	対応不可	企業型年金は事業主が実施主体となり実施するものであり、その掛金についても事業主が拠出するものであることから、加入者掛金については、あくまで補助的に上乗せするものであると考えます。したがって、加入者掛金については、事業主掛金の額を超えない範囲で拠出することが妥当であると考えます。		
290929064	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	企業型確定拠出年金に係る年金規約変更時の事務の簡素化	・企業型年金規約の変更内容が運営管理機関・資産管理機関の名称変更・所在地変更などにより事業主に起因するものでない場合や、法令改正による場合(例：厚生年金基金→存続厚生年金基金)は、運営管理機関による届出で可とする。 ・不可の場合は、運営管理機関による事前の届出に基づき、地方厚生(支)局長の職権による変更を可とする。 【提案理由】 ・企業型年金規約の変更の理由が事業主に起因しない内容であっても、事業主(複数企業実施の場合は代表事業主)が年金規約変更届に代表者印を捺印のうえ所管の地方厚生(支)局に届け出る必要があり、事業主における負担となっている。とりわけ、大手外資系企業においては代表者印押印にあたり事前に本国親会社への説明・承認を得ることが必要なケースが多く、事業主にとって負担が大きい。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	確定拠出年金法第6条	対応不可	企業型年金は事業主が実施するものであり、その企業型年金規約の作成も事業主が実施することとされています。当該企業型年金規約の変更においても、変更内容が軽微なものであっても事業主が把握し、かつ、加入者である従業員に周知することが確定拠出年金法において義務付けられており、運営管理機関による届出、又は、地方厚生(支)局長による職権変更を可とした場合、事業主が変更内容を把握しないこととなる恐れがあることから、事業主による届出が必要と考えます。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
290929065	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	確定拠出年金の「業務報告書」の簡素化	事業主の事務負担を軽減する観点から、業務報告書への事業主押印を不要とする。 【提案理由】 当該書類各種数値は記録関連運営管理機関のデータを基に作成していることもあり、実質的には運営管理機関がほとんどを取りまとめて作成している。また、当該書類への事業主の押印を要することが、各事業主にとって事務負担となっているため、事業主の事務負担を軽減する観点から、事業主の押印を不要とすることを要する。 不可の場合、例えば事業主から事前に報告書の作成や報告業務を運営管理機関に委託する旨を記載した押印書類を提出したうえで、以降の年度については当該書類への押印を不要とすることにより現状からの改善を図るべきと考える。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	確定拠出年金法第90条 確定拠出年金法施行規則第27条	対応不可	事業主の企業型年金に係る業務報告書は事業主が作成するものであり、記録関連運営管理機関に委託している業務にかかるデータについては、記録関連運営管理機関が保有するデータを基に作成していますが、当該報告書の提出は、委託元である事業主が実施する責任があります。事業主の押印を不要とすることは、運営管理機関が当該報告書の全てを作成し、事業主が当該報告書の内容を把握しないこととなる恐れがあることから、事業主の押印は必要と考えます。		
290929074	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	消費者トラブル減少のため、まつげエクステーション施術用グルーに対し新たな品質表示を策定義務付ける。	【提案の具体的内容】 ・グルー(接着用接着剤)で、シアノアクリレートとアクリル樹脂を含むグルーには「人によりアレルギー反応を起こす恐れがある」を明記する。 ・グルーに使用期限を明記する。 ・グルーの販売者にSDSの保持及び購入者への適宜公開を義務付ける。 ・グルーには、SDSに記載されているマテリアルの名称を配合量の多い順に表示する。 ・グルーは、製品または説明書に「販売者名・連絡先・用途・用法・容量・注意事項・製造国」を表示する。 【提案理由】 国民生活センターより業界団体にも要望が出ている「まつ毛エクステーションの道具やサービスに関連する消費者トラブルの減少」について、現時点でトラブル減少に大きく貢献する可能性が高い。現状、まつ毛エクステーションサロンに置いて、施術に使用される接着剤(グルー)は、家庭用品や化粧品や医薬部外品のいずれにも属さないため「販売者のモラル任せ」という現状状態にあります。そのため「使用方法や使用期限」といった重要事項が記載されていない製品が流通しています。「どういうリスクがあるのか?いつまで使えるのか?」がわからないという点です。そもそもグルーにはアレルギー性があると考えられます。また当会で、使用期限を過ぎたり劣化してしまったりしたグルーを使用した場合、皮膚や目に対して身体的被害リスクが高まるという見解を持っております。 現在、道具は主として有識者がサロン技術に使用する業務用ですが、ヘアカラー剤やネイル溶剤など同じように一般消費者にも販売されています。しかし、家庭用品としての品質表示義務には、素材の特徴や用法が似て非なる「つけまつげ用のリリや「肌着等の長時間肌に触れるもの」に対する規制はありません。「まつ毛エクステの消費者トラブルが減らない」というのはグルーだけが原因でないと考えられておりますが、道具の販売や使用にあたって本来記載されるべき表示が無いことがトラブルの一因であると考えております。 以上、安全で安心してできるまつげエクステーションサービスを消費者に提供するため、ご提案申し上げます。	一般社団法人日本まつげエクステメカカー連合会	消費者庁 厚生労働省	【消費者庁】 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)は、家庭用品の品質に関する表示の適正化により、不利益な購入や不合理な使用を行われることのないようし、一般消費者の利益を保護することを目的としています。同法に基づき、一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第390号。以下「政令」という。)又は家庭用品品質表示法施行規則(昭和37年通商産業省令第106号。以下「内閣府令」という。)において指定する家庭用品について、どのような表示をすべからなければならないか、まつ毛エクステーション施術用グルーについては、現在、政令及び内閣府令において家庭用品として指定していないため、同法に基づく表示を義務付けていません。 【厚生労働省】 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号。以下「家庭用品規制法」という。) は、国民が日常生活を送っていく上で使用する家庭用品に含有する有害物質を規制することにより、国民の健康を守り、安心して日常生活を送れるようすることを目的としており、保健衛生上の見地から厚生労働省令で指定する家庭用品について、家庭用品規制法第4条第1項の規定に基づき、有害物質の含有量、排出量又は発散量(関し、必要な基準を定めています。	【消費者庁】 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)第一条、第二条第一項 家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第390号)別表 家庭用品品質表示法施行規則(昭和37年通商産業省令第106号)第一条	【消費者庁】 「制度の現状」欄記載のとおり、家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化により、不利益な購入や不合理な使用を行われることのないようし、一般消費者の利益を保護することを目的とした法律であるため、同法において安全性に関する表示を義務付けることは困難です。 【厚生労働省】 今回の提案の趣旨は、「まつ毛エクステの消費者トラブルが減らない」理由が道具の販売や使用にあたって本来記載されるべき表示が無いためであるという点で、グルーに対して必要な表示義務を求めるものです。家庭用品規制法は「制度の概要」で述べたとおり、家庭用品に使用される有害物質の含有量について必要な基準を定めるものであり、表示の義務を課す法律でないため、提案の趣旨に対応することは困難です。		
290929075	29年9月29日	29年11月6日	29年12月15日	食薬区分照会に関する厚労省による事前相談窓口の設置	食薬区分照会の審査要件を予め明確にすることが実際には困難であると考えられることから、相談窓口を厚労省に設置し、個々の照会で要件を事前に相談できる仕組みを検討いただきたい。 現在、食薬照会は各企業所在地の都道府県業務課を通じて申請されることになっているが、審議する厚労省と単なる受付窓口の都道府県業務課との間に隔たりが生じており、申請者が審査基準を把握しづらいまま不十分な内容で申請されている例が見受けられる。例えばATPIについて2016年(www.mhlw.go.jp/stf/shing2/0000132416.html)、またN-アセチルサリチン酸について2015年(www.mhlw.go.jp/stf/shing2/000087738.html)、いずれも「判断基準」の(1)及び(2)に該当し、「専ら医薬品として使用される成分本質」に該当すると判断することがとされた。」と回答されているが、海外での食品素材としての実績等が如何に審査で考慮されたのか、あるいは同判断基準で記されていることろ「保健衛生上の観点として如何なるものが「薬品」として規制する必要性を判断されたのか等が不明瞭である。 食薬区分照会の相談窓口を厚労省に設置することは、手続きの合理化を通じて医療費抑制の一助を健康食品素材が扱うことにならんと期待され、日本社会にとって価値の高いものと考えられる。食薬照会の意見提出(2016年規制改革ホットライン集(中巻))で審議内容の公開を求めたところ、厚労省より前向きな回答を頂戴し、実際に2017年の医薬品の成分本質に関するワーキンググループの議事概要の記載(www.mhlw.go.jp/stf/shing2/0000166777.html)では一部の素材について過去事例よりも詳細な内容を記載いただき、また、専ら医薬品リストからの削除に際して新たな安全性に関する知見等により、必要に応じて変更することとしています。」との回答を頂戴したところである。しかしながら、食品として使用可能となるための要件は未だ不明瞭であり、安全で海外流通実績のある素材が日本国内で食品として使用できないという問題は現在も継続しており、食薬照会手続きの一層の合理化/透明化が求められる。	日本バイオ産業人協会	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条等 「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生労働省局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」において、「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料リスト)」にも、「医薬品の効果効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料リスト)」にも記載されていない成分本質(原材料)を含む製品を輸入販売又は製造する事業者は、あらかじめ、当該成分本質(原材料)の学名、使用部位、薬理作用又は生理作用、毒性、麻薬、覚せい剤様作用、国内外での医薬品としての承認前例の有無、食習慣等の資料を都道府県業務担当課(室)を通じて、厚生労働省医薬品局監視指導・麻薬対策課でも提出し、その判断を求めることができる。」としている。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条等 「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生労働省局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」	対応不可	新規成分本質(原材料)が「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)」と医薬品の効果効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)のどちらに該当するか判断する考え方は、「医薬品の範囲に関する基準」の別紙「食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いについて」の「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」の考え方」で示しているところである。 事業者等において、この考え方について不明点がある場合など、通知記載内容の解釈の相談は、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課においても相談を受け付けています。 しかしながら、個別の品目に関する食薬区分上の判断の事前相談については、業務上の観点から、都道府県において相談を受け付け、不明な場合には都道府県を介して厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課が照会を受け付けることが適当と考えます。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929076	29年9月29日	29年11月6日	29年11月30日	「専ら医薬品素材」のうち一定要件を満たすものについて機能性関与成分として扱うことを可能にする例外規定	以下の要件を満たすものについては特定保健用食品あるいは機能性表示食品の関与成分として使用可能とするよう、機能性表示食品の届出等に関するガイドライン(平成28年4月1日施行、平成27年3月30日、平成28年3月31日一部改正)(以下、「ガイドライン」)等を改訂していただきたい。 1. 特定保健用食品または機能性表示食品として使用可能と先に立つて、医薬品の成分本質に関するワーキンググループにおいて、「無承認無許可医薬品の指導取締り」について(昭和46年6月1日 薬発第476号、各都道府県知事等厚生省業務局長通知)別添2「O専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」(以下、「専ら医薬品リスト」)素材中の例外として食品扱いしうることの妥当性を審議する。 2. 医薬品としての効能効果を標榜しない。 3. 特定保健用食品もしくは機能性表示食品としてのみ用いることを可能とし、一般加工食品やいわゆる健康食品に用いることを禁止する。 「専ら医薬品リスト」中の素材は機能性表示食品制度において機能性関与成分として用いてはならないとされており、海外等で食品流通実績もある安全な素材が日本国内で食品として使用できないという事態が重大な損失となっています。本来、そのような素材については同通知の「(別添3)O 医薬品的効能効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に掲載されるべきであるが、様々な経緯もあり無条件に食品として解禁することが困難である場合は、特定保健用食品ならびに機能性表示食品の範囲で許可する例外規定を検討いただきたい。機能性表示食品にあっては「ガイドライン」記載の要件に沿って、関与成分の安全性と機能性が確認され、特定保健用食品にあっては、食品としての安全性と機能性を国により審査されている。本提案により、これまで国内で用いることが叶わなかった食品素材についても、国民の医薬品に対する認知の混乱を招くことなく、安全性を確保しながら機能性研究成果を社会実装することが可能になると考えられる。	日本バイオ産業人会議	消費者庁 厚生労働省	「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消費表第141号)の中では、「当該食品又は機能性関与成分について「無承認無許可医薬品の指導取締り」について」(昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省業務局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」を参照し、別添2「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に含まれるものではないことを確認すると規定されています。	食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)	検討を予定	現行では、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消費表第141号)の中で、「当該食品又は機能性関与成分について「無承認無許可医薬品の指導取締り」について」(昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省業務局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」を参照し、別添2「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に含まれるものではないことを確認する」と規定されています。 なお、上記別添2のリストに掲げられている成分本質(原材料)であっても、医薬品医療機器等法の規制対象となる医薬品とならないことが明確になる場合に当該成分本質(原材料)を機能性関与成分として機能性表示を行うことについては、当該表示を行う際に事業者において特に留意すべき等を検討した上で、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」等を改正し、当該表示を行うことを可能にすることを検討します。	◎
290929080	29年9月29日	29年11月6日	29年12月15日	美容師法の改正によるまつ毛美容師資格の新設	美容サービスの中でもまつ毛エクステンション施術による事故は、年間100件も発生し染毛剤(年間約200件)と並んで、今尚大きな問題となっています。 厚労省通達により、まつ毛エクステンションには美容師資格が必要となりましたが、この技術は美容師が行うカットやパーマネントウェーブのようなヘア技術とは全く異なる技術です。 美容師資格取得において、現在の多様化された美容技術を修得するための授業を全ての美容学校が行っている訳ではなく、国家試験に技術試験として採用もされていません。又、資格取得後もそれらを修得できる公的な制度もないのが現状です。国家試験に合格した美容師であっても、学校で習わず試験に出ることもないまつ毛エクステンションという全く別の美容技術を提供することは、安全性担保の観点から許されることはありません。 まつ毛エクステンションの事故を無くし、消費者保護の強化に資する為に、美容師資格を細分化して個別にその知識と技術を確かめる国家試験を実施する新たな資格制度を導入することが、最善の方法であると考えます。 加えて、上記資格制度を導入することは、まつ毛エクステンション技術の取得のみを志す者にとっては、資格取得の時間と経費の負担が軽減され、職業選択の自由度が広がることとなります。 美容師養成施設においても、まつ毛エクステンションのみを修得する新しい専門学科ができることで生徒数の増加が期待できます。その結果として、まつ毛エクステンション専門職の資格取得者が増え、事故の減少にも繋がっていかば、消費者の安心にも繋がります。 美容師資格を細分化した資格制度を導入することは、まつ毛エクステンション施術者を志す者、美容師養成施設、そして消費者の全てがメリットを享受できることとなり、延いては、美容師法が目指す「美容の業務が適正に行われるように規制し、もって公衆衛生の向上に資すること」が達成できるのではないかと考えます。 このことは、近年消費者に支持されて幅広く定着してきた他のパーツ美容(アイブロウ、リフトアンドブレイス、フェーシング)においても同様であることを付言します。 以上、美容技術が多様化した現在では、旧来の美容師資格のみが唯一の施術資格であるとの規制することには限界があると思料し、現行の美容師制度の枠組みを活かしつつ、新たな資格制度の創設を提案させていただきます。	ピェス株式会社、株式会社 松風	厚生労働省	○美容師法第2条において、「美容」とは、パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることであり、「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者を行い、「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設と定義されています。 ○また、美容師法6条において、美容師でなければ、美容を業として行わないこととされています。	美容師法第2条及び第6条	対応不可	○美容師は、技術だけでなく関係する法律等も含め、体系的に学んでいるため、衛生的で安全な業務が行えるものと考えます。業務内容ごとに細分化し、それぞれの業務を資格として取得させることは、公衆衛生上適切な規制とは考えていません。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の必要を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290930007	29年9月30日	29年11月6日	29年12月15日	食薬区分照会に関する厚生労働省による事前相談窓口の設置と審査要件の明確化	<p>在日米商工会議所(ACCJ)は食薬区分照会の相談窓口を厚生労働省に設置し、事前相談の中で審査要件を明確にしたいと要望しています。現在食薬照会には各企業所在地の都道府県業務課を通じて申請されていますが、審議する厚生労働省と受付窓口である都道府県業務課との間に隔りが生じており、申請者は審査要件を事前に十分に把握していただくことが難しく、結果を待たなければなりません。安全で海外流通実績のある素材が日本国内で食品として使用できないという問題は現在も継続しています。相談窓口の厚生労働省内への設置は、医療費審査過程の合理化によって経費削減にも貢献できる可能性があります。健康食品素材は疾病抑制の一助を担うことも期待され、日本社会にとって価値の高いものと考えます。</p> <p>2017年5月16日開催の第17回規制改革推進会議の資料3-2-1には(一社)国際栄養食品協会の「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」見直し検討要望への厚生労働省の回答として「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」等については、新たな安全性に関する知見等により、必要に応じて変更することとしています。また、2017年6月6日開催の平成28年度第1回医薬品の成分本質に関するワーキンググループ(以下WG)議事概要には一部の素材について過去事例より詳細な内容が記載されました。</p> <p>進展はあるものの、現時点で食品として使用可能となるための要件は各申請企業によって不明瞭です。例えばATPIについては2016年3月16日開催の平成27年度第1回医薬品の成分本質に関するWGの議事概要に、またN/Aセーラシステムについては2015年3月6日開催の平成28年度第1回医薬品の成分本質に関するWGの議事概要にあるように、「[判断基準]の(1)及び(2)の3に該当し、「専ら医薬品として使用される成分本質」に該当すると判断することが妥当とされた」といった審査結果となっています。このような結果にならないためには如何なる情報を揃えるべきなのかを含む明確な指針を業界が把握していれば、各申請者は事前に審査要件を満たすデータを準備したり、データが揃うまで申請を保留する、別の必要情報を加えて申請する等の対応が可能となります。このようなことから、申請者が厚生労働省に直接相談できる窓口の設置を要望します。</p>	在日米商工会議所(ACCJ)	厚生労働省	<p>「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省業務局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」において、「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」にも、「医薬品の効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」にも記載されていない成分本質(原材料)を含む製品を輸入販売又は製造する事業者は、あらかじめ、当該成分本質(原材料)の学名、使用部位、薬理作用又は生理作用、毒性、麻薬・覚せい剤様作用、国内外での医薬品としての承認前例の有無、食習慣等の資料を都道府県業務担当課(室)を通じて、厚生労働省医薬品局監視指導・麻薬対策課まで提出し、その判断を求めることができる。」</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条 等</p> <p>「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省業務局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」</p>	対応不可	<p>新規成分本質(原材料)が「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)」と「医薬品の効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質」のどちらに該当するか判断する考え方は、「医薬品の範囲に関する基準」の別紙1「食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いについて」の「1.「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」の考え方」で示しているところです。</p> <p>事業者等において、この「考え方」について不明な点がある場合など、通知記載内容の解釈の相談は、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課においても相談を受け付けています。</p> <p>しかしながら、個別の品目に関する食薬区分上の判断の事前相談については、業務上の観点から、都道府県において相談を受け付け、不明な場合には都道府県を介して厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課が照会を受け付けることが適当と考えます。</p>	◎
290930008	29年9月30日	29年11月6日	29年11月30日	「専ら医薬品素材」のうち一定要件を満たすものを機能性関与成分として扱うことに可能にする例外規定の提案	<p>機能性表示食品制度において、機能性関与成分については「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日 薬発第476号、各都道府県知事あて厚生省業務局長通知)別添2「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」(以下、「専ら医薬品リスト」)に含まれるものではないことを確認しなければなりませんとされています(機能性表示ガイドライン(平成28年4月1日施行)(平成27年3月30日制定、平成28年3月31日一部改正)(以下、「ガイドライン」))。</p> <p>安全で、海外において食品としての流通実績もある素材が「専ら医薬品リスト」掲載の素材であることを理由に日本国内で食品として使用できないという事象は重大な損失であると考えていることから、何らかの事情で無条件に食品として解禁することが困難である場合は、特定保健用食品あるいは機能性表示食品の機能性関与成分に限定して、以下の要件を満たすものについては機能性関与成分として使用可能とするよう「ガイドライン」中に記載したいと要望します。</p> <p>1. 特定保健用食品または機能性表示食品として使用可能とすでに充て、医薬品の成分本質に関するワーキンググループにおいて、「専ら医薬品リスト」に含まれる素材の例外として扱うことの実現性を審議する。</p> <p>2. 医薬品としての効能効果を標ぼうしない。</p> <p>3. 機能性表示食品にあつては「ガイドライン」記載の要件に沿って、安全性と機能性が評価されている。</p> <p>4. 特定保健用食品にあつては、その審査の過程で食品としての安全性と機能性を審査されている。</p> <p>5. 特定保健用食品もしくは機能性表示食品としてのみ用いることを可能とし、一般加工食品や「いわゆる健康食品」に用いることを禁止する。</p> <p>特定保健用食品ならびに機能性表示食品では一定の手続きの下で国または事業者によって安全性と食品機能性が確認された素材だけが関与成分として認められることから、本提案により、これまで日本国内で用いることが叶わなかった食品素材についても、安全性を確保し、国民の医薬品に対する認知の混乱を招くことなく、機能性研究成果を社会実装することが可能になります。</p>	在日米商工会議所(ACCJ)	消費者庁 厚生労働省	<p>「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消費表第141号)の中では、「当該食品又は機能性関与成分について「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省業務局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」を参照し、別添2「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に含まれるものではないことを確認する」と規定されています。</p>	<p>食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)</p> <p>機能性表示食品の届出等に関するガイドライン(平成27年3月30日付け消費表第141号)</p>	検討を予定	<p>現行では、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消費表第141号)の中で、「当該食品又は機能性関与成分について「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省業務局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」を参照し、別添2「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に含まれるものではないことを確認する」と規定されています。</p> <p>なお、上記別添2のリストに挙げられている成分本質(原材料)であっても、医薬品医療機器等法を機能性関与成分とする医薬品とされないことが明確になる場合に当該成分本質(原材料)を機能性関与成分として機能性表示を行うことについては、当該表示を行う際に事業者において特に留意すべきこと等を検討した上で、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」等を改正し、当該表示を行うことを可能にすることを検討します。</p>	◎
291003001	29年10月3日	29年11月14日	29年12月15日	保育園の施設認可について	<p>児童福祉法の改正により、保育所の認可にあつては審議会(子ども子育て会議等)の意見を聴くこととされた。これは、認可要件を満たすものからの申請にもかかわらず、認可を行わない、といった行政の恣意的な運用を防ぐために新たに規定したと思われるが、この規定が、保育所の設置の障害となっている。</p> <p>具体的には、審議会には、既存の施設の団体の代表等が入っているケースが多いが、新規参入を防ぐために、法的に根拠がない要求(例えば、近隣保育施設との同意や保育施設の運営経験がない場合の一定期間の無認可施設としての運営等)を行うこと等により、新規参入希望者が開設を断念する、あるいは開設が遅れてしまふケースがある。</p> <p>待機児童が発生している、あるいは、計画上保育定員が不足している状況で申請があつた場合には、審議会の意見によらず、認可するべきではないか。</p>	個人	厚生労働省	<p>児童福祉法第35条第6項において、「都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない」と規定されている。</p>	<p>児童福祉法第35条第6項</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>1 児童福祉法第35条6項は、保育所の設置の認可に係る手続きの透明化を図る観点から、都道府県知事が保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないことと定めており、審議会の意見の聴取は必要です。</p> <p>2 一方で、保育所の認可については、申請された施設又は事業者が所定の要件を満たす場合は「認可するものとする」と規定されており、各市区町村の計画作成に關し、翌年度の必要定員総数が今年度を上回る場合には、翌年度の必要定員総数に基づいて認可を行うよう改正するなど、年度ごとの必要定員総数を確実に確保できる計画的な受け皿整備を推進しています。</p> <p>3 したがって、ご指摘のような待機児童が発生している、あるいは計画上保育定員が不足しており、認可の要件を満たす場合には、制度上円滑な認可が行われるような仕組みが整えられています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291019006	29年10月19日	29年11月14日	29年12月15日	社会福祉法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きの簡素化	(1)要望の具体的内容 社会福祉法人の利便性向上のため、当該法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きを届出等で済むよう簡素化していただきたい。 (2)要望理由(弊害の具体的内容等) 社会福祉法人の財産を銀行単独で担保設定する場合、当該法人の申し出であっても、所轄庁の事前の承認が必要である一方、国が出資している独立行政法人福祉医療機構が関与する場合は、不要であるといった促進措置が存在している。民間金融機関でも、事業の妥当性、担保提供の必要性等について精査を実施のうえ担保を受け入れているほか、社会福祉施設等の維持・継続の観点から、融資先が経営不振に陥ったからといって担保物件を直ちに処分しないことについては、独立行政法人福祉医療機構と変わりはないと考える。 社会福祉事業への円滑な資金供給の必要性は増しており、本件については、所轄庁への届出等で済むよう手続きを簡素化していただきたい。 (3)制度の現状 社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に経営していくことが求められる。このため、特に財政面において、確固とした経営基盤を有していることが必要であることから、社会福祉法第25条において、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないこととしている。このため法人存立の基礎となる基本財産を処分し、又は担保に供する場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得た上で、所轄庁の承認を得ることが必要としている一方、①独立行政法人福祉医療機構に対して担保に供する場合、②独立行政法人福祉医療機構と協調融資の契約を結んだ民間金融機関に対して担保に供する場合については、社会福祉施設の維持・存続という目的に即して融資が行われることが明らかであり、また、同機構において、所轄庁と同等の審査が行われること等から、所轄庁の承認を不要としている。	(一社)第二地方銀行協会	厚生労働省	社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に実施することを目的として設立された法人であり、福祉サービスを必要としている方々に対して、サービス提供を行う必要があります。このため、社会福祉事業を実施するために必要な基本財産は、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産を担保提供する場合については、理事会及び評議員会の承認を得た上で、所轄庁の承認を得ることが必要となっております。 ①独立行政法人福祉医療機構に対して担保に供する場合 ②独立行政法人福祉医療機構と協調融資の契約を結んだ民間金融機関に対して担保に供する場合 については、所轄庁の承認を必要としないこととしています。	社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号)	検討を予定	ご提案については、規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)において、「社会福祉法人の基本財産への担保設定に関し、施設入所者の保護、法人経営の安定性等にも配慮しつつ、民間金融機関が単独で担保権者となるときの所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要とできるかも含めて検討し、結論を得る」とされています。(実施時期:平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置)	△
291019013	29年10月19日	29年11月14日	30年2月5日	最低積立基準額の見直し	・最低積立基準額の算定に用いる予定利率の基準を緩和していただきたい。 ・最低積立基準額算定の予定利率は30年国債の応募者利回りの5年平均(これに0.8~1.2の数値を乗ずることも可能)により定められているが、マイナス金利政策による金利の大幅な低下の影響で最低積立基準額の予定利率が大きくなり、非継続基準の要求が厳しくなっている。さらに、足元の国債利回りの状況を見ると、予定利率がさらに低下することも想定される。 ・その結果、非継続基準に対応するための掛金が大幅に引き上がり、制度実施の障害となりがねないことから、回廊幅(0.8~1.2)の拡大や基準とする債券・平均期間の見直しを行うこと等の緩和を要望するものである。 ・なお、平成15年以前の当該予定利率は20年国債の応募者利回りの5年平均に基づき決定されていたが、平成16年度に30年国債の応募者利回りの5年平均に基づくよう変更されている。	(一社)信託協会	厚生労働省	最低積立基準額の計算の基礎となる予定利率は、当該事業年度の末日の属する前5年間に発行された国債(期間30年のものに限る。)の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率とされており、30年国債の応募者利回りの5年平均が使用されています(当該率に0.8~1.2を乗じること可能です)。	確定給付企業年金法第60条第3項、確定給付企業年金法施行規則第55条	対応不可	最低積立基準額の計算の基礎となる予定利率は、加入者等の受給権保護の観点から、リスクフリー資産である国債の利回りを基に算定することとしているものであり、金利の低下により当該規定を変更することは困難です。	
291019014	29年10月19日	29年11月14日	30年2月5日	非継続基準の特例掛金の設定における予定利率変動等に基づく部分の償却の緩和	(提案の具体的内容) 非継続基準抵触に伴う特例掛金を設定する場合の翌年度の予定利率の低下分、および制度変更等に起因する経過措置の縮小分について、積立不足に係る拠出と同様、1/15~1/5を下限とする拠出していただきたい。 (提案理由) ・非継続基準抵触に伴い、確定給付企業年金法施行規則第58条の方法により翌々事業年度に拠出する特例掛金を設定する場合、積立不足に係る拠出は1/15~1/5が下限とされる一方で、翌事業年度の最低積立基準額の増加見込み額から積立金の増加見込み額を控除した額についてはその全額を拠出することとされている。 ・これは、制度の継続性を前提に積立不足の全額に係る拠出までを強制していないものと理解されるが、近年の急激な予定利率低下分、および制度変更等に起因する経過措置の縮小分は継続的な変動分ではないと考えられることから、積立不足に係る拠出と同様の措置を要望するものである。 ・特に、翌年度の予定利率の変動分については、当該利率が決算月や債務算定期間に判明しているかどうかによるため、その全額を特例掛金として拠出することを義務付けるのは適切でないと考えられる。	(一社)信託協会	厚生労働省	・非継続基準に抵触した場合にDBは、 ①翌年度に拠出する場合に、最大で最低積立基準額に対する積立金の不足額までを拠出すること ②翌々年度に拠出する場合には、掛金収入のみならず、給付による減分及び運用収入による増減分を含んだ積立金の増加見込み額を控除した額(減少が見込まれる場合には減少見込み額を加算した額)とする とされています。	確定給付企業年金法施行規則第58条	対応不可	最低積立基準額の計算の基礎となる予定利率は、加入者等の受給権保護の観点から、リスクフリー資産である国債の利回りを基に算定することとしているものであり、金利の低下により当該規定を変更することは困難です。 なお、非継続基準に抵触した場合に、その積立不足の見込み額に必ずしも翌事業年度における予定利率の低下を反映する必要はなく、適正な年金数理と言えらる範囲内で設定する予定利率を用いて積立不足を見込むことも許容されます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291019015	29年10月19日	29年11月14日	30年2月5日	確定拠出年金における加入者の年齢範囲の拡大	(提案の具体的内容) 確定拠出年金における加入者の年齢範囲を65歳まで拡大していただきたい。 (提案理由) ・個人型確定拠出年金の加入者の年齢範囲は60歳未満の被保険者とされている。 ・また、企業型確定拠出年金では規約に定めることで、65歳まで加入者とするのが認められているが、60歳以上で同一プランの実施事業所間を異動する場合、異動先で新たに加入者となることができない。 ・そのため、確定拠出年金の普及、従業員の多様なライフプランに対応し、また、企業型確定拠出年金との整合性の観点から、個人型確定拠出年金および企業型確定拠出年金の加入者の年齢範囲を65歳まで拡大していただきたい。	(一社)信託協会	厚生労働省	確定拠出年金法において、個人型確定拠出年金への加入については、60歳未満の者が加入できると規定されています。よって、60歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。さらに、企業型確定拠出年金の加入資格は原則60歳到達時に喪失しますが、例外として60歳到達前から同一事業所において継続して使用されている60歳以上の従業員(厚生年金保険の被保険者であった者)については、60歳以上65歳以下の一定の年齢まで引き続き加入者することが認められています。	確定拠出年金法第9条第1項、第62条第1項第2号	対応不可	確定拠出年金の加入者の年齢範囲については老後の所得確保という目的や国民年金の加入期間を踏まえ、原則60歳に加入資格を喪失するものとされているところです。ご要望については資格喪失年齢を含めた企業年金の拠出時、給付時の仕組みや高齢者雇用の在り方、社会情勢の変化等を踏まえて今後引き続き議論を重ねていく必要があるため、現時点では対応が困難です。	◎
291019016	29年10月19日	29年11月14日	30年2月5日	確定拠出年金における外国籍の者の一時金受給資格の緩和	(提案の具体的内容) 外国籍の方が母国に戻ると時に、日本企業で積み立てた確定拠出年金の残高を一時金で受給することを認めていただきたい。 (提案理由) ・日本国籍以外の者も、被用者年金被保険者等であれば、確定拠出年金への加入が認められている。しかし、原則60歳に到達しないと確定拠出年金の給付は開始されないこととなっている。 ・今後、グローバル化が一層進み、外国籍採用が増加することが想定されるため、これまで以上に帰国時(中途帰国時)の「一時金受給」の必要性が高まることから、公的年金と同様(※)に「一時金受給」を認めていただきたい。 (※)日本国籍を有しない者が、国民年金または厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができる。	(一社)信託協会	厚生労働省	確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなり、外国籍の加入者が帰国した場合、脱退一時金要件に該当すれば、支給することになります。 【企業型DCからの脱退一時金】 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が15,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 【個人型DCからの脱退一時金】 ・国民年金保険料の免除者である ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から2年以内 ・年金資産が25万円以下 または 遡算拠出期間が1年以上、3年以下 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない	確定拠出年金法附則第2条の2、第3条	対応不可	脱退一時金については、企業型年金は任意加入であることや手厚い税制優遇措置が設けられていることから、従来より例外的な措置としていっています。さらに、平成28年の確定拠出年金法改正による個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大に伴い、脱退一時金の支給要件をより厳格にするよう措置したことから、外国籍の加入者に例外を認めるのは困難です。 実施する事業主においては、外国籍の方を雇用する場合、その者が帰国した場合においても脱退一時金を請求できない可能性があることを事前に説明することや、年金規約において、企業型年金への加入を希望者のみとするなど、雇用される外国人の方に不利益がないように対応していただきたいと考えます。	◎
291019017	29年10月19日	29年11月14日	30年2月5日	厚生年金・企業年金における遺族の範囲の拡大	(提案の具体的内容) 遺族厚生年金および企業年金に定める遺族において、同性婚のパートナーを遺族に含めていただきたい。 (提案理由) ・厚生年金保険法および確定給付企業年金法の規定において、同性婚パートナーが含まれるよう改正いただきたい。 ・上記主旨の取扱いを社内規程に反映させる企業があらわれるなど、性的指向による差別禁止を実施することが今後想定されることから、同性婚のパートナーを遺族に含めていただきたい。	(一社)信託協会	厚生労働省	厚生年金保険法及び確定給付企業年金法に定める遺族において、同性婚のパートナーを遺族に含みません。	厚生年金保険法第59条 確定給付企業年金法第48条	対応不可	厚生年金保険法における配偶者は、民法や戸籍法における婚姻の概念を前提としています。現行の民法や戸籍法の婚姻の概念によると、同性婚については婚姻には該当していないことから、厚生年金保険法においても、同性婚は保障の範囲に含んていません。 同性婚を厚生年金保険法において保障の対象とするか否かについては、民法等における婚姻の概念を現ながら検討すべきものとなります。 また確定給付企業年金についても、厚生年金保険の取扱いに準じ、検討することとなります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291019018	29年10月19日	29年11月14日	30年2月5日	年金給付の保証期間の上限年数の緩和	(提案の具体的内容) 年金給付の保証期間の上限(20年)を延長していただきたい。 (提案理由) ・年金給付の保証期間の上限は20年とされており、平成14年の確定給付企業年金法制定当初から変わっており、また、それ以前の厚生年金基金や税制適格年金においても同様であった。 ・昨今の平均余命の伸長、および、高齢期の就労状況の多様化に対応するため、当該上限を拡大することを要望するもの。	(一社)信託協会	厚生労働省	年金給付の支給に関して保証期間を定める場合における保証期間の上限は20年までとされています。	確定給付企業年金法施行令第25条第1号	対応不可	年金給付の保証期間について、確定給付企業年金の給付は高齢期における所得の確保を目的とするものであり、遺産形成を防止する観点などから20年を超えてはならないものとしており、保証期間の上限を引き上げることは困難です。	
291019019	29年10月19日	29年11月14日	30年2月5日	脱退一時金の繰下げ請求が可能となる者の範囲の拡大	(提案の具体的内容) 確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当するものとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げを申し出ることができない。当該者について、支給の繰下げを認めていただきたい。 (提案理由) (確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げを申し出ることができない。 ・老齢給付金支給開始要件のうち、加入期間要件を満たす者は、確定給付企業年金法第27条第3号により資格喪失した場合、繰下げができず、同法第27条第2号、4号、および5号により資格喪失した者は、繰下げをして年金として受け取る選択があることと比較すると、公平でない。 ・また、同法第27条第3号の該当者であって、将来年齢要件を満たすことにより老齢給付金の請求が可能となる者が、支給要件を満たすまでの間は脱退一時金を請求しないままの状態(未請求状態)を継続することになり、脱退一時金及び老齢給付金の受給権の失効に繋がる虞がある。 ・そのため、確定給付企業年金法第27条第3号により資格喪失した場合であっても、基金(基金型)や代表事業主(規約型)への申出を可能とし、当該資格喪失者の支給方法の選択権を広げていただきたい。(確定給付企業年金法第41条第4項の括弧内に「第27条第3号」を追加いただきたい。) ・なお、実務上、加入者や受給者の管理は、基金型であれば基金、共同設立の規約型の場合代表事業主が行っているため、他の事業所の資格喪失者を含めて、繰下げや年金給付の管理・コストは確定給付企業年金で継いで運営されているため、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者であっても管理することは可能である。また、繰下げや年金給付の管理・コストが不足することとなる場合は、確定給付企業年金法第78条にもとづき当該不足を解消するための一括届出が義務付けられており、本件改正にあたっては基金、代表事業主が管理することが合理的であると考える。	(一社)信託協会	厚生労働省	脱退一時金は、加入者が、死亡以外の理由によって加入者の資格を喪失し、かつ、規約で定められた脱退一時金の支給要件を満たすこととなったときに支給されます。脱退一時金の支給要件を満たした人(死亡したとき及び使用される事業所等が実施事業所でなくなったときは除きます)、事業主等に脱退一時金の全部または一部の支給の繰り下げの申出をすることができることを規約で定めることが出来ます。	確定給付企業年金法第41条第4項	対応不可	確定給付企業年金の実施事業所でなくなったことにより、資格喪失した者に係る脱退一時金の繰下げを可能にすることは、当該資格喪失者の管理コスト等を残った実施事業所が負担することになるため、対応は困難と考えます。	
291019020	29年10月19日	29年11月14日	30年2月5日	確定給付企業年金から確定拠出年金への移換額算定方法の選択肢の拡大	(提案の具体的内容) 確定給付企業年金から企業型確定拠出年金へ移行できる移換額は、最低積立基準額と規定されている。加入者への明瞭性や算定方法の簡便性から、移行時に退職した場合に受け取る確定給付企業年金の要支給額を基準として確定拠出年金への移行を行うケースが多数存在することから要望するもの。 (提案理由) ・確定給付企業年金から企業型確定拠出年金へ移行できる移換額は、最低積立基準額と規定されている。加入者への明瞭性や算定方法の簡便性から、移行時に退職した場合に受け取る確定給付企業年金の要支給額を基準として確定拠出年金への移行を行うケースが多数存在することから要望するもの。 ・なお、確定給付企業年金の要支給額は規約に基づく給付額であり、確定拠出年金への移換額として公平性や合理性があると考えられ、退職一時金から企業型確定拠出年金へ移行する場合の取扱いも整合的である。また、確定給付企業年金の要支給額は最低積立基準額の算定方法の一種であるとも考えられることから、最低積立基準額を基準として企業型確定拠出年金への移換額を定める現行法令の趣旨に沿うものであると考えられる。	(一社)信託協会	厚生労働省	確定給付企業年金から確定拠出年金の個人別管理資産に充てることができる金額は、確定給付企業年金における最低積立基準額の減少とされています。	確定給付企業年金法施行令第54条の2第4号	対応不可	確定給付企業年金制度においては、例えば制度を終了する場合に各加入者等に各々の最低積立基準額を支給する等、各加入者等の最低積立基準額を確保することを求めています。こうした制度の中で、確定給付企業年金から企業型確定拠出年金へ移行する場合には、これまで加入していた期間に積立てられた金額を移換するため、移換額としては最低積立基準額を基準としており、対応は困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291019021	29年10月19日	29年11月14日	30年2月5日	厚生年金基金の解散・確定給付企業年金の終了に伴う確定拠出年金への移換の移換日の制約緩和	(提案の具体的内容) 厚生年金基金の解散・確定給付企業年金の終了に伴い残余財産を確定拠出年金へ移換する場合、厚生年金基金・確定給付企業年金の清算終了日以前の移換を認めていただきたい。 (提案理由) ・厚生年金基金の解散・確定給付企業年金の終了に伴う残余財産の清算手続きは、事業所・個人の意向により、分配金受取・確定給付企業年金への交付・中退共への交付・連合会への移換・確定拠出年金への移換から選択する。 ・このうち確定拠出年金への移換のみが、厚生年金基金・確定給付企業年金の「清算が終了した日」に行う(清算手続きの中で最後に行う)と規定されており、他の手続き(準備が整い次第、遅延手続き可能)と整合性が取れていない。 ・確定拠出年金へ移換する金額は個人別の財産算定時点で確定しており、移換のタイミングにより金額が変更したり、他の権利者の権利を害することはないにもかかわらず、他の手続き(所在不明による供託・分配金送金エラーによる返戻再送金等)が終了するまで移換することができない。 ・当該制約を改め、確定拠出年金への移換を厚生年金基金・確定給付企業年金の清算終了日以前に行うことを可能とさせていただきたい。	(一社)信託協会	厚生労働省	厚生年金基金の解散・確定給付企業年金の終了に伴う残余財産を確定拠出年金へ移換する際は、厚生年金基金・確定給付企業年金の清算終了日に行うこととされています。	確定拠出年金法施行令第22条第2項2号	対応不可	確定給付型である厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度と、確定拠出型の確定拠出年金制度では制度の仕組みが異なることや、権利者の受給権を保護する観点からも厚生年金基金の解散及び確定給付企業年金の終了の清算手続きの終了を以て残余財産を移換することが必要であるため、対応は困難です。	
291019022	29年10月19日	29年11月14日	30年2月5日	積立超過に係る掛金停止が生じないことが明らかなケースでの行政手続きの簡素化	(提案の具体的内容) 控除すべき掛金が存在しないにもかかわらず、積立上限額の算定が必要とされていることについて、簡素化していただきたい。 (提案理由) ・加入者が存在しない制度や、新規加入が停止しており加入者の将来期間に係る給付の伸びが停止している制度のように控除前の掛金が存在しない場合、積立金の額が積立上限額を上回っても控除すべき掛金が存在しないため、積立上限額の算定を不要と考える。	(一社)信託協会	厚生労働省	積立金が積立上限額を上回る場合には、その超過額に応じて掛金を下げるとは停止しなればならないとされています。	確定給付企業年金法第4条 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企第50329003号・年運発第03229002号)	検討を予定	控除すべき掛金が存在しない場合には、手続簡素化の観点から積立上限額の報告を不要とするか検討いたします。	△
291114003	29年11月14日	29年12月8日	29年12月15日	柔道整復師の保険請求適正化について	整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫……の施術を受けた場合に保険の対象になることされるが、要領には、単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術が受領委任により多く行われている。これは、柔道整復師のみでなく、受診者の利益にもなるため、告訴、告発等がなされることはないと思われるが、ほぼ公知の事実である。 国家財政がひっ迫するなか、このような現状を野放しにしておくこと、厚生労働省におかれては、金融機関の店舗検査のように、予告なしに保健所が検査に入り、不正があった場合、受診者、柔道整復師とともに受益分の返還を適時的に行うといった取り組みなどを積極的に検討されたい。	個人	厚生労働省	健康保険法では、保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき又は保険医療機関以外の者から診療、手当等を受けた場合に、やむを得ないと認めるときは、療養費を支給できるとされています。 療養費は、患者が費用の全額を支払った後、保険者へ請求を行い、支給をうける償還払いが原則ですが、柔道整復の施術に係る療養費については、例外的な取扱いとして、保険者等からの委任を受けた地方厚生(支)局長及び都道府県知事と柔道整復師が協定・契約を結ぶことで、患者が自己負担分相当額を施術者に支払い、施術者が療養費を保険者に請求する受領委任払いの実施が認められています。 受領委任協定等に基づき、柔道整復師による療養費の請求に関しては、保険者等からの情報提供により不正請求が疑われた場合には、厚生労働省地方厚生(支)局が都道府県と共同で、個別指導を実施し、その結果、不正又は著しい不当が疑われる場合には、監査を実施することとしています。	健康保険法第87条 柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日付け保発0524第2号)	その他	現行の受領委任協定・契約においても、地方厚生(支)局と都道府県知事が指導又は監査等を行う場合は、協定・契約を締結した柔道整復師はこれに応じることとしており、協定・契約の内容を遵守しない場合は、受領委任の取扱いを中止することとしております。また、監査の結果、不正又は著しい不当の事実が認められた場合には、受領委任の取扱いを中止し、以後原則5年間は受領委任契約等を結ばないよう措置するとともに、不正等により支払われた療養費については、保険者に返還するよう求めています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291211001	29年12月11日	30年1月16日	30年2月5日	政策的低金利下、確定給付企業年金制度の財政検証における非継続基準のあり方、及び算定方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●提案の具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> ・現行は継続基準・非継続基準の二本立てとなっているが、非継続基準については、解散・閉鎖を含めた当該制度の見直し時、他制度への移行時、積立水準で的一定以下の悪化時など適用時期について検討されたい。 ・また、検証に用いる予定利率が30年国債の5年平均とされるが、金利低下局面の長期化により、金利反転期にも過去の影響が続くなど不合理な点が顕在化してくる。あらかじめ金利水準の動向の反映や、検証値となる「最低積立基準額」の算定、不足金解消などの方法について検討されたい。 ●提案理由 <ul style="list-style-type: none"> ・昨今の日銀の低金利政策は、これまでも低位に推移してきた長期金利水準をさらに押し下げ、こうした市場動向により設定される予定利率の低下が、非継続基準の検証に用いられる「最低積立基準額」を過大に算定させる結果をもたらしている。その一方で、運用環境低迷による時価資産の伸び悩みも加わり、財政上の積立水準が悪化しやすい環境下にある。 ・二つの検証基準があることにより、一方はクリア、一方は抵触するなど、財政運営における年金債務の評価に真逆の「ねじれ現象」をもたらしており、存続を前提としている企業にとっては、現行の財政運営に理解しがたい状況も見られる。非継続基準の適用時期については、一定の条件の下でもよいのではないかと。 ・超長期の金利とは云え、市場動向に左右される予定利率で将来支給される給付を現時点まで割り引くことから「最低積立基準額」の振れ幅は大きく、低金利下での非継続基準クリアのハードルは高い。30年国債5年平均の予定利率のあり方や、「最低積立基準額」の算定方法の見直し、不足金解消のための拠出方法など非継続基準全般について再検討をお願いしたい。 ・非継続基準に抵触した場合、短期間に掛金の引上げが必要となり、低金利下のDB制度の実施・継続には短期間に多大な負担が求められる。経営基盤の弱い中小企業等にとって予期せぬ追加負担を強いられ、結果、DB制度の存続にもつながらず。 	企業年金連綿協議会	厚生労働省	<p>①非継続基準の適用時期について 非継続基準の財政検証として、事業主及び基金は、毎事業年度の決算において、積立金の額が最低積立基準額を上回っているかどうか計算しなければならないとされている。</p> <p>②最低積立基準額とその算定の基礎となる予定利率のあり方について 最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付額の予想額の現価として算定することとされており、最低積立基準額の計算の基礎となる予定利率は、当該事業年度の末日の属する年前5年間に発行された国債(期間30年のものに限る。)の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率とされており、30年国債の応募者利回りの5年平均が使用されている。</p> <p>③不足金の拠出方法について 非継続基準に抵触した場合に確定給付企業年金(DB)は、(1)翌年度に拠出する場合には、最大で最低積立基準額に対する積立金の不足額までを拠出すること (2)翌々年度に拠出する場合には、(1)に加え、翌事業年度における最低積立基準額の増加見込額から積立金の増加見込額を控除した額(減少が見込まれる場合には減少見込額を加算した額)を拠出することとされている。</p>	確定給付企業年金法第60条、第61条、第63条 確定給付企業年金法施行規則第55条、58条、59条	①対応不可 ②対応不可 ③検討を予定	<p>①非継続基準の適用時期について 非継続基準は、現在まで発生していると考えられる債務に見合う積立金を保有しているかどうかを検証するものであり、予期せぬ解散又は終了のおそれは常に常にあることから、毎事業年度の決算において、検証を行う必要があります。</p> <p>②最低積立基準額とその算定の基礎となる予定利率のあり方について 最低積立基準額は、積立水準の検証だけでなく、確定拠出年金制度へ移行する際の移換額の基準等にも用いられており、当該変更がおよぼす影響等について、中長期的に検討する必要があります。現時点では対応は困難です。</p> <p>③不足金の拠出方法について 現在の実務などについて改めて見直し、必要な検討を行っていきたいと考えています。</p>	
300111001	30年1月11日	30年1月22日	30年3月9日	日雇派遣の原則禁止の見直し	<p>【提案の具体的内容】 適正な雇用管理(例えば、日雇専門の派遣元責任者を選任すること、安全衛生管理体制や教育の徹底を図ることを義務付けるなど)を前提に日雇派遣の原則禁止を見直すべき</p> <p>【提案理由】 「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する所管省庁からの回答(平成28年度分)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容となっている。早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。検討にあたって、以下の通り要望する。</p> <p>労働者派遣法では、労働者の雇用の安定を図るため、日々又は30日以内の期間を定めて雇用する日雇派遣を原則禁止している。例外として、雇用機会の確保が困難であると認められる労働者(高齢者、昼間学生、副業として従事する者、主たる生計者でない者)の雇用の継続等を図る場合等としている。</p> <p>しかしながら、「短期的に働きたい」「短期的に労働力を確保したい」など労使双方にニーズがあることに加えて、家計補助のために働く主婦層や、就職活動中のつなぎ収入を得るために日雇派遣を利用していた求職者の多くが、年収制限が足かせとなり就業機会を喪失している。雇用の機会の拡大に向けて、適正な雇用管理を前提に日雇派遣の原則禁止を見直すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>労働者派遣法では、</p> <p>①その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがない業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合</p> <p>②雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、日雇労働者についての労働者派遣は禁止されています。</p>	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の4第1項 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条	検討に着手	<p>日雇派遣の原則禁止については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っています。</p> <p>なお、平成24年労働者派遣法改正法の規定については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、平成26年1月29日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行うことが適当とされました。</p> <p>これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300111002	30年1月11日	30年1月22日	30年3月9日	グループ企業内派遣規制の廃止	<p>【提案の具体的内容】 グループ企業内派遣規制を廃止すべき</p> <p>【提案理由】 「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する所管省庁からの回答(平成28年度分)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容となっている。早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。 検討にあたって、以下の通り要望する。 労働者派遣法では、労働市場における需給調整機能が果たされるように、グループ企業内の派遣会社が当該グループ企業に派遣できる割合を8割以下に制限している。 しかしながら、グループ企業内での派遣について、制限を設けずに積極活用することは、企業・派遣労働者の双方にとって有益である。専門知識を有した人材がグループ企業内で活躍することは、グループ全体の競争力強化に有効である。グループ企業内での派遣は、派遣先の経営実態や組織事情を熟知していることが前提にあり、高度な就労マッチングや派遣後の就労状況の詳細な把握も可能である。個々の労働者、とりわけ技術者のスキルアップには、グループ内の様々な企業でのOJT等を通じた能力開発や経験の蓄積が効果的である。グループ企業内であれば、福利厚生施策を利用しやすいなどのメリットも大きい。 労働条件の引下げに派遣を悪用する等、悪質なグループ派遣は排除されるべきだが、グループ企業の退職者以外を派遣労働者として採用し、業務の繁閑に応じてグループ内で派遣することは、適切な需給調整機能にほかならない。また、いわゆる企業城下町などにある子会社には、グループ外の企業を派遣先として開拓することが困難な場合もある。 以上に加えて、本規制については、合理性の面で「100分の80」という数字の根拠が薄弱であり、連結決算を採用しているか否か、採用しているとしても、どの会計基準を採用しているかによって「関係派遣先」の範囲が異なるといった問題も抱えていることから、廃止すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣法では、派遣元事業主は、グループ企業に労働者派遣をするときは、その派遣割合が100分の80以下となるようにしなければならないことを規定しています。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条の2	検討に着手	グループ企業内の派遣割合の規制については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っています。 なお、平成24年労働者派遣法改正法の規定については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、平成26年1月29日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を促りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行うことが適当とされました。 これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。	
300111003	30年1月11日	30年1月22日	30年3月9日	離職後1年以内の労働者派遣の禁止の撤廃	<p>【提案の具体的内容】 離職後1年以内の労働者派遣の禁止を撤廃すべき</p> <p>【提案理由】 「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する所管省庁からの回答(平成28年度分)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容となっている。早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。 検討にあたって、以下の通り要望する。 労働者派遣法は、派遣を悪用した労働条件の引下げを予防するために、離職1年以内に元の勤務先に派遣することを禁止している。このため、自らの意志で離職した者や過去に有期契約により短期就業した者であっても、離職後1年以内であれば在籍していた企業で派遣労働者として働くことができない。このような状況は、就業希望者のニーズに反しており、労働者保護と逆行することになるばかりか、就業機会そのものを阻害していることから撤廃すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣法では、派遣先は、労働者派遣を受け入れようとする場合に、その労働者派遣に係る派遣労働者がその派遣先を離職した者であるときは、その離職の日から起算して1年を経過する日までの間は、その派遣労働者を受け入れてはならないことを規定しています。 また、派遣元事業主は、その派遣労働者をその派遣先に派遣してはならないことを規定しています。	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の5、第40条の9 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第33条の10	検討に着手	離職後1年以内の労働者の労働者派遣の禁止については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っています。 なお、平成24年労働者派遣法改正法の規定については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、平成26年1月29日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を促りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行うことが適当とされました。 これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。	
300111004	30年1月11日	30年1月22日	30年3月9日	労働契約申込みなし制度の撤廃	<p>【提案の具体的内容】 採用の自由、労働契約の合意原則の観点から問題があるため、労働契約申込みなし制度を撤廃すべき</p> <p>【提案理由】 「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する所管省庁からの回答(平成28年度分)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容となっている。早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。 検討にあたって、以下の通り要望する。 一定の違法派遣に該当した場合、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす、「労働契約申込みなし制度」が2015年10月1日から施行されている。本制度は労働契約の合意原則に反するとともに、憲法で保障された採用の自由を阻害する内容となっている。また、派遣先の違法性の判断について、偽装請負に関しては各労働局、指導官による見解の相違が予測され、予見可能性が低いうえで、同制度が適用とされない「当該事項に該当することを知らず、かつ、知らなかったことについて過失がなかったとき」については、派遣先がそれを立証することが困難である。 以上から、労働契約の申込みなし制度は撤廃すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣法では、労働者派遣を受けける者等が、 ①派遣労働者を労働者派遣の適用除外業務に従事させた場合 ②無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合 ③期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合 ④労働者派遣法等の規定の適用を免れる目的で行われるいわゆる偽装請負の場合のいずれかの場合には、その行為が①～④に該当することをその者が知らず、又は知らなかったことについて無過失であるときを除き、その時点において、労働者派遣を受けける者からその労働者派遣に係る派遣労働者に対して、その時点におけるその労働者派遣に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなすことを規定しています。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の6	検討に着手	労働契約申込みなし制度については、平成24年の労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っています。 なお、平成24年労働者派遣法改正法の規定については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、平成26年1月29日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を促りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行うことが適当とされました。 これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項)
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300111005	30年1月11日	30年1月22日	30年3月9日	派遣労働者の被保険者証の写し等の提示・送付に関する見直し	<p>【提案の具体的内容】 派遣元事業主から派遣先に対して、派遣労働者の健康保険・厚生年金保険・雇用保険の被保険者証等の写しを提示または送付する仕組みについては、派遣先からの要望があった場合に限定することや派遣労働者本人による提示を認める等の見直しを図るべき</p> <p>【提案理由】 労働者派遣法(法第35条、施行規則第27条の2)では、派遣労働者の健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入事実を派遣先に確認できるよう、被保険者資格取得届の提出の有無についての通知を派遣元事業主に義務付けており、通知しない又は虚偽の通知をした者は、30万円以下の罰金に処すこととしている。また、資格取得届の提出「有」の場合には、被保険者証の写し等の資料を派遣先に提示又は送付することを業務取扱要領において義務付けている。提示又は送付の際には、原則として派遣労働者本人の同意を得ることになっており、同意が得られなかった場合は、氏名以外の個人情報(生年月日、年齢等)を黒塗りしたうえで対応しなければならない。さらに、派遣労働者本人による提示は認められておらず、派遣元の担当者が都度対応しなければならない。 断続的に就労する派遣労働者においては、派遣契約の都度、個人情報の保護を図りながら対応する必要があり、派遣元事業主にとって極めて重い事務負担となっている。したがって、派遣元事業主から派遣先に対して、派遣労働者の被保険者証等の写しを提示または送付する仕組みについては、派遣先からの要望があった場合に限定することや、派遣労働者本人による提示を認める等の見直しを図るべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣法では、派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、派遣労働者の健康保険・厚生年金保険・雇用保険(以下「社会・労働保険」という。)の被保険者資格の取得の有無に関する事項を派遣先に通知することを規定しています。また、労働者派遣法施行規則では、当該事項の詳細を規定しており、具体的には、社会・労働保険の被保険者資格取得届が行政機関に提出されていることのある無、これらの書類が提出されていない場合にはその具体的な理由を通知しなければならないことを規定しています。さらに、労働者派遣法施行規則では、派遣元事業主は、これらの書類が提出されている場合にはその事実を証する書類を提示しなければならないことを規定しており、労働者派遣法施行規則において、当該書類として、原則として派遣労働者の同意を得た上で、被保険者証等の写し等を提示することを示しています。なお、派遣労働者本人の同意が得られなかった場合には、生年月日、年齢等を黒塗りする等、個人情報に配慮することが適当であることを示しています。	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条第1項第4号 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第27条第4項、第27条の2 ○労働者派遣事業関係業務取扱要領第7、18	対応不可	派遣元事業主に対し、派遣労働者の社会・労働保険の被保険者資格の取得の有無を証する書類としての被保険者証等を派遣先に提示することを求めているのは、派遣先が社会・労働保険の加入の事実を確認できるようにすることで、派遣労働者の社会・労働保険の適正な加入を促進するためです。したがって、派遣先からの要望があった場合に限り、被保険者等の提示を派遣元事業主に求めることは適当ではないと考えています。 また、社会・労働保険の資格取得に係る手続を実施する主体は派遣元事業主であるため、派遣労働者本人による被保険者証の提示を求めることにより、派遣労働者に新たな負担を課することは適当ではないと考えています。	
300111006	30年1月11日	30年1月22日	30年3月9日	雇用保険における転勤届に関する手続きの見直し	<p>【提案の具体的内容】 現在の適用事業所管理に加えて、社会保険と同様に本社での一括手続きを可能とすべき</p> <p>【提案理由】 転勤になった場合、社会保険については、いったん被保険者資格を喪失し、転勤先で被保険者資格を再取得する手続きが必要となるが、本社一括加入している場合は、転勤の都度手続きをする必要はない。 他方、雇用保険については、転勤先の事業所を管轄するハローワークに転勤届等必要書類を都度提出することが求められている。 転勤者が多い企業では、転勤届等必要書類を図るからことから、社会保険と同様の対応を可能とすべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	雇用保険については、一定の場所において一定の組織のもとに有機的に相関して行われる一体的な経営活動の単位であり、人事、経理、経営上の指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性がある事業所ごとの適用としており、これにより、事業所の異動があった場合は転勤届の提出を求めています。	雇用保険法施行規則第3条、第13条等	対応不可	雇用保険は、求職者等から給付の支給申請がある場合、要件の該当・非該当の要件を判断するに当たって、被保険者の勤務実態を正確に把握する必要があることから、雇用管理単位である事業所ごとの届出としています。 なお、電子申請にて届出を行う場合、届出を行う本社等において、複数の事業所の事務処理を一括で行うことが可能となっています。	
300111007	30年1月11日	30年1月22日	30年3月9日	雇用保険の事務統一(ローカルルールの廃止)	<p>【提案の具体的内容】 各地方の労働局にて事務取り扱いが統一されていない現状を改め、全国統一の事務対応とすべき</p> <p>【提案理由】 地方により手続き方法が異なっているため、事業主における事務の本社集約化・システム化が困難となり、生産性を高めることができない。 例えば、育児休業開始時の届出の際、ある公共職業安定所では、「育児休業給付資格確認票」および「休業開始時賃金証明書」、従業員が記載した育児休業にかかる申請書、母子健康手帳の写し等の必要添付書類の提出で可とされるのに対し、別の公共職業安定所ではそれらに加え、事業主の回答状(従業員の育児休業の申請を承認した証跡)の提出も求められる。この点については、「育児休業給付資格確認票」に事業主が証明印を押印することにより当該休業を事業主が承認したことを確認可能と思われるため、事業主の回答状添付を不要とする手続きに統一していただきたい。 また、雇用保険法施行規則16条・17条に基づく、離職証明書の作成方法も地方により異なっている。具体的には「離職票-2」の賞金記載方法について、記載場所の指示が異なっていたり、計上する対象の指示が異なっていたりするなど指示が統一されておらず、社内統一のシステム化に支障をきたしている。 現在、各省庁において行政手続コストの削減に向けて基本計画を策定し、取り組まれているところであるが、行政手続コストを削減するうえで、ルールが全国で統一されていることが大変重要と考えられるため、事務対応を統一すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	育児休業開始時の届出と育児休業給付資格確認票(初回)育児休業給付金支給申請書支給申請書の提出を同時に行う場合には、①育児休業を開始した日及びその日現在の賞金の額を証明することができる書類、②育児の事実が確認できる書類の添付を求めています。 離職証明書については、記載例等も含め統一的に指示しています。	雇用保険法施行規則第14条の3、第101条の13、第16条、第17条等	検討に着手	平成29年10月末から雇用保険関係届出における事務取扱の調査を開始しており、その結果を踏まえ必要な対応を検討する予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300212001	30年2月12日	30年2月23日	30年3月30日	36協定の届出について	労働基準法36条に定める協定書の届出について、毎年、4月から翌年3月までの1年間の分を、各事業所の従業員の代表と締結し、労働基準監督署に提出しています。当社の場合、労働組合がなく、一方で変形労働時間制を採用し、事業所が多数に及ぶため、取りまとめのために、本社では相当な時間(およそ3週間)を要しています。しかしながら、この協定書の届出は、たとえば4月2日に届出した場合、提出日より前の期間は無効であって、提出日より有効である旨の付記がなされます。つまり、1日でも遅れば、その期間は無効となり、違法状態となるのです。そのため、2月中に協定を取りまとめ、本社で回収し、3月中に届出したのですが、協定の成立時期が早すぎるとして、合意をやりなおすよう行政指導される場合があります。(これは、受領する担当の監督官によって異なります。)そこで、次の3点について提案します。特に、電子署名まで求める必要の無い書類と思っておりますので、ご検討をお願いします。(1)たとえば、4月から翌年3月までの36協定の場合、何日前までの合意を有効とするのか、労働基準監督署の取扱いを統一し、明確にして頂きたい。(2)届出書の様式では、一見して目的が分かりづらく、各事業所に説明するのに時間を要するため、届出書の様式を見直して頂きたい。具体的には、36協定が何のためにあるのか、従業員にも分かりやすい表現が望ましい。(3)毎年提出することを踏まえて、たとえば署名捺印した届出書をスキャンしたPDFを送信する方法により、電子署名を省略して提出できるようにして頂きたい。	個人	厚生労働省	労働基準法第36条第1項 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第4項 厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第4項	(1) 対応不可 (2) 現行制度下で対応可能 (3) 対応不可	(1) 制度の現状にも記載しましたとおり、36協定については、成立日から届出日までの期間が何日以内でなければならないという基準はありません。よって、原則として、2月に締結された36協定を3月に届けることは可能です。また、改めて36協定を締結し直す必要があるかどうかの判断については、個々の事業場の状況によって大きく異なるため、一律に基準を定めることは困難です。同時に、労働基準監督官の斉一的な権限行使や指導の適正な執行については、各階層別の職員研修の実施等において、その徹底を図っているところです。(2) 36協定の制度については、リーフレットの配付、労働条件に関するポータルサイト「確かめよう労働条件」や厚生労働省HPへの掲載、相談対応等を通じて、その趣旨もきめて周知を図っており、引き続き、これらの取組を徹底していきたく思います。36協定の趣旨等について記載したリーフレットは、以下のURLに掲載しておりますので、是非ご活用いただければと思います。http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/roudoukan/040324-4.html(3) 労働基準法施行規則に定める様式は、必要な事項の最小限度を記載すべきことを定めたものであるため、最低限の記載事項を満たせば、様式を利用しやすいよう加工することも可能です。	(1) 制度の現状にも記載しましたとおり、36協定については、成立日から届出日までの期間が何日以内でなければならないという基準はありません。よって、原則として、2月に締結された36協定を3月に届けることは可能です。また、改めて36協定を締結し直す必要があるかどうかの判断については、個々の事業場の状況によって大きく異なるため、一律に基準を定めることは困難です。同時に、労働基準監督官の斉一的な権限行使や指導の適正な執行については、各階層別の職員研修の実施等において、その徹底を図っているところです。(2) 36協定の制度については、リーフレットの配付、労働条件に関するポータルサイト「確かめよう労働条件」や厚生労働省HPへの掲載、相談対応等を通じて、その趣旨もきめて周知を図っており、引き続き、これらの取組を徹底していきたく思います。36協定の趣旨等について記載したリーフレットは、以下のURLに掲載しておりますので、是非ご活用いただければと思います。http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/roudoukan/040324-4.html(3) 労働基準法では、1日及び1週間の労働時間並びに休日日数を定めていますが、36協定の届出を要件として、法定労働時間を超える時間外労働及び法定休日における休日労働を認めています。また、36協定届については、使用者が原則である週40時間などの労働時間を超えて労働者を労働させることについて、当該届出が適正に行われたものでなければ、使用者に刑事罰が課されることとなります。このような届出の真正性を担保するために、原則として使用者の電子署名等を求めることです。例示していたいた「署名捺印した届出書をスキャンしたPDFを送信する方法」では、その署名捺印の真正性が確保されないことから、36協定届について電子申請を行う際に、電子署名等を求めることとしています。	
300220007	30年2月20日	30年3月26日	30年4月20日	「日本料理海外普及人材育成事業」の対象拡大	【提案の具体的内容】 「日本料理海外普及人材育成事業」の対象を、海外の日本料理店に勤務している外国人調理師にも拡大すべき 【提案理由】 政府においては、拡大する世界の食市場を見据え、2019年にわが国農林水産物・食品の輸出額を1兆円を目標を設定し、輸出拡大に取り組んでいる。その中で、わが国が強みを生かす「日本食」や食文化の海外展開を図っているが、実現にあたっては、実際に普及を担う日本料理の調理師の育成が喫緊の課題である。 しかし、「日本料理海外普及人材育成事業」の対象は、調理師養成施設の留学生に限られており、海外の日本料理店で雇用された外国人調理師は対象にならない。海外で日本料理を提供する事業者が取組実施機関となつて、勤務する外国人調理師が本事業を活用できるようになれば、調理師の育成が加速することができる。	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省 農林水産省	本事業は、調理師養成施設が主体(取組実施機関)となり、日本国内の日本料理店(受入機関)と連携し、当該調理師養成施設を卒業し、一定の技術を習得した外国人料理人に、働きながら更なる技術を習得する機会(最大5年間)を提供することで、本事業終了後に母国等において日本食、日本食文化の普及を図ることを目的に実施しているものです。	日本料理海外普及人材育成事業実施要領	対応不可	本事業においては、日本国内での外国人料理人の活動中の技術の習得状況、素行、雇用条件について、事業実施時に審査を行うとともに、事業実施後も責任を負える状況であることが必要であることから、事業に係る活動が行われている日本国内の調理師養成施設が取組実施機関となるものであり、御提案内容は、こうした本事業の性格を担保できないと考えます。	
300220019	30年2月20日	30年3月13日	30年3月30日	特定化学物質等を取扱う作業環境の測定と、局所排気装置周辺部の測定合理化	【提案の具体的内容】 6か月以内に1回の頻度で行う特定化学物質と有機溶剤に関する作業環境測定(以下、作業環境測定という)と、1年以内に1回行う局所排気装置のフード周辺の抑制濃度および制御風速測定(以下、抑制濃度・制御風速測定という)は、別々に行うことが求められているが、その内容や目的の同一性に鑑み、作業環境測定のみで足りることとし、抑制濃度・制御風速測定を不要とすべきである。 【提案理由】 a. 規制の現状 特定化学物質・有機溶剤を取り扱う作業場においては、6か月以内に1回、作業環境測定を行う。また、特定化学物質・有機溶剤を取り扱う作業場には局所排気装置の設置義務があり、その局所排気装置の性能を点検するため、1年以内に1回、フード周辺の抑制濃度・制御風速測定の実施が規定されている。 b. 要望理由 作業環境測定と抑制濃度・制御風速測定は、測定箇所、評価方法、評価指標(管理濃度と抑制濃度)に相違はあるものの、気中の有害物質の濃度の平均的な状態や濃度分布を測定することにより、局所排気装置が適切な機能を維持しているかどうかを判断し、作業場全体の暴露濃度を安全水準に保つ目的において(ほぼ)同じ測定である。つまり、単位作業場所における気中有害物質の平均的な状態を把握するための測定と、環境気中の濃度が最大になると考えられる作業者の位置での測定である作業環境測定を行うことで、抑制濃度・制御風速測定による局所排気装置の性能・稼働要件(制御風速等)の確認は満たされる。したがって、6か月以内に1回行う作業環境測定を行うことで、1年以内に1回行う抑制濃度・制御風速測定は不要とすべきである。 c. 要望が実現した場合の具体的な効果 他重要業務への配置転換および人材の一層の活躍促進。測定の合理化・測定費用の削減。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第1項等の規定により、事業者は、局所排気装置について、1年以内ごとに1回、定期に、吸気及び排気の能力等について、定期自主検査を行わなければならないこととされています。また、局所排気装置の定期自主検査指針において、吸気及び排気の能力の検査については、制御風速や抑制濃度を測定する方法等により行わなければならないこととされています。また、労働安全衛生法第65条第1項等の規定により、事業者は、有機溶剤業務や特定化学物質を製造する業務等を行う屋内作業場等について、6か月以内に1回、定期に、有機溶剤や特定化学物質の濃度を測定しなければならないこととされています。	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条及び第55条 有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)第20条及び28条 特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)第30条及び36条 作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号) 局所排気装置の定期自主検査指針(平成20年自主検査指針公示第1号)	対応不可	局所排気装置は、有害物質を取り扱う作業場所に設置を義務づけているものですが、その性能が低下すれば、近接した場所で作業者の有害物へのばく露が高まるおそれがあります。こうした事態を防ぐためには、定期的な局所排気装置の性能を確認し、その不具合を早期に発見することで、その性能を維持する必要があり、定期自主検査はこれを目的として行うものです。一方、作業環境測定は、定期自主検査により局所排気装置の性能が維持されていることを前提として、作業場全体としての作業環境を測定しこれを評価するものです。したがって、作業環境測定を実施していることを理由として、定期自主検査における制御風速や抑制濃度の測定を不要とすることはできません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300220032	30年2月20日	30年3月13日	30年7月23日	行政機関から生命保険会社への照会手続の簡素化	<p>【提案の具体的内容】 行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続を統一化・電子化すべきである。</p> <p>【提案理由】 行政機関は、財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。現状、照会手続は多種多様な様式の文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認をしながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならない、大きな負担となっている。 そこで、照会文書の様式を統一化するとともに、手続の電子化を可能とすべきである。 昨年度も同様の要望を提出し、財務省・国税庁関係の照会については統一様式の移行が完了しているが、厚生労働省と総務省関係の照会における統一様式の移行率は低額なため、移行完了に向けた両省のさらなる取り組みを求めたい。 なお、2016年12月に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」には、「行政手続のオンライン利用の原則化(第10条)」「官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(第15条)」が規定されている。加えて、本年1月16日に「eガバメント閣僚会議」が決定した「デジタル・ガバメント実行計画」には、「金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)」が盛り込まれた。これらを踏まえ、行政機関からの照会手続の電子化が必要である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房(IT総合戦略室) 総務省 厚生労働省	<p>【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われている。</p> <p>【厚生労働省】 ○照会様式の統一化の周知・徹底について 照会文書の様式統一については、平成27年度から様式を統一化しております。引き続き、福祉事務所と生命保険会社における取扱いの現状を踏まえ、周知・徹底を行っていきたくと考えています。</p>	<p>【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第9項他(国税徴収法第141条)</p> <p>【厚生労働省】 生活保護法第29条</p>	<p>【内閣官房】 検討を予定</p> <p>【総務省】 検討を予定</p> <p>【厚生労働省】 対応</p>	<p>【内閣官房・総務省】 行政機関から金融機関に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行います。 具体的には、内閣官房は、2018年度を目標に、一部の金融機関(銀行等)及び行政機関(地方公共団体)において、情報システムを用いた預貯金等の照会の効率化に係る実証実験が開始されるよう、関係機関との調整を行います。また、内閣官房は、この実証実験において洗い出される課題を踏まえて、関係府省(総務省、財務省、厚生労働省等)や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性をとりまとめます。</p> <p>【総務省】 地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。</p> <p>【厚生労働省】 毎年3月初旬頃に開催される地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で周知を行ったところ。</p>	
300228024	30年2月28日	30年3月19日	30年5月15日	NDBオープンデータの公表項目の改善	<p>【提案の具体的内容】 NDBオープンデータの公表項目の最小集計単位を都道府県から二次医療圏レベルとするとともに、公表項目としてレセプト病名の追加を求める。</p> <p>【提案理由】 現在、NDBオープンデータの最小集計単位は都道府県であるが、医薬品の処方薬・適正使用の把握に基づく情報提供活動の高質化や効率化を目的とした場合、医師による治療、医師会や近隣医師による影響等も大きく、同じ都道府県であっても、特に糖尿病など治療法、薬剤投与順番などにエリア差が出ることも多く、また各種検査値の管理状況なども治療環境により大きく異なる。そのため、きめ細やかな医療サービスの創出や改善を行うためには、大きな単位の統計データではなく、できるだけ詳細な単位でのデータを活用できる環境が必須である。各都道府県でも都市部、田舎部の違いはあるので、少なくとも二次医療圏レベルもしくは病院単位での解析データの活用価値は高い。その結果として、医薬品の適正使用状況や診療上の課題が具体的に把握でき、医療の質と効率性の向上、ひいては社会保障費の削減につながるかと考えられる。 また、現在、レセプト病名については公表項目に含まれていないが、人口動態や薬剤投与状況などと合わせて市場把握をすることにおいては、ある程度の疾患患者数を推計するための大きなデータとしての活用が期待できる。日本全体で疾患患者数を明確に示すデータはないため、それを補完する位置づけとしてレセプト病名は非常に利用価値の高い情報であり、更に、疾病情報に投与薬剤情報を掛け合わせることで、医薬品の適正使用の推進につながるかと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>現在、NDBには医療保険のレセプトデータのかなりの部分が集められるとともに、年間2千万件を超える特定健診・特定保健指導のデータが含まれており、国民の医療動向や健康等の実態を把握する観点から、有用なデータと考えられます。 こうしたデータの有用性を更に活かすため、まずは典型的かつ一般的な観点からNDBデータを集計し公表することで、広く国民に情報提供してはどうか、という議論が「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」等でなされました。NDBオープンデータは、こうした指摘を踏まえて、作成したものです。第1回NDBオープンデータ公表後も、集計項目についてはHP上で民間からも要望を受け付けており、レセプト情報等の提供に関する有識者会議に語った上で集計項目の拡充に努めています。</p>	検討を予定	<p>NDBオープンデータの集計項目についてはHP上で民間からも要望を受け付けており、頂いた要望についてはレセプト情報の提供に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)での審議を経て、集計の可否を決定しているところです。平成30年度上半期に予定されている有識者会議において第1回NDBオープンデータの集計項目について検討を予定しており、今回頂いた要望についてもその場で検討させて頂きたいと思っております。</p>	◎	
300228025	30年2月28日	30年3月19日	30年5月15日	レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)の民間利用の拡大	<p>【提案の具体的内容】 レセプト情報・特定健診等の提供に関するガイドラインの該当ページを以下の通り追加・変更いただきたい。 P14「4提供依頼者申出者の範囲」追加「生命科学および将来の医療への寄与を目的として研究開発を業とする企業」 P14f(1)利用目的、「施策の推進に有益な研究又は学術の発展に資する」→「施策の推進に有益な研究又は学術の発展あるいは国民のヘルスケア向上に資する」 【提案理由】現在NDBは、全国や都道府県における医療費適正化計画の作成のために使われている。それ以外の目的でも利用できるが、患者個人の病歴などセンシティブな情報を含むことから、国や行政機関・医療保険者の中央団体における分析や、有識者による審査を踏まえて研究しか使うことはできない。更に、分析結果の公開には厳格なルールが定められており、公開目的の場合は最小限のデータしか使用できない他、個人が特定されやすい小さな集団における分析は行わないことになっている。これら状況から、NDB情報の民間利用については、審査プロセスが厳しく、かつ、時間と労力を有するため、一定の審査期間も要するという課題が挙げられ、NDB情報の民間利用については、未だ限られた用途にのみしか活用できない状況となっている。 NDBの民間利用に関しては、2016年10月に「基礎的な集計表」としてNDBオープンデータが一般公表されているが、あくまで集計データであるため情報が十分ではなく、更なる疫学研究を進めるためには、民間による主体的なNDBの活用が必要である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>「高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する広報の利用及び提供に関する指針」においてNDBデータの利用は「医療のサービスの質の向上等を目的とした正確な根拠に基づく施策の推進に有益な分析・研究又は学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究のためにデータを利用しようとする者が、当該データを利用する場合であって、当該研究の目的、研究計画、データの使用方法等について審査した上で、当該データの利用が公益性が最も高いものとして厚生労働大臣が承認した場合」とされており、提供依頼者申出者の範囲や審査基準等が規定されているレセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインに基づき、有識者会議での審査の上データの提供が行われています。 NDBの民間利用に関してはこれまでレセプト情報等の提供に関する有識者会議でも議論されており、民間からのヒアリングや模擬申出の通して検討を行ってまいりました。その検討の中で民間からの要望に応えるために、汎用性が高く様々なニーズに一定程度応える基礎的な集計表を作成し、公表していくこととなり、平成28年度よりNDBオープンデータを作成、公表しております。</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する広報の利用及び提供に関する指針</p>	検討を予定	<p>地域における効果的・効率的で質の高い医療・介護の提供体制や地域包括ケアシステムの構築等の観点から、NDBと介護保険総合データベースで保有する情報との連結解析や、NDBで保有する情報の適宜に即した第三者提供の枠組み等について、医療保険者や医療関係者といった、関係主体の意見を踏まえて検討を進めることとしています。</p>	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300228026	30年2月28日	30年3月19日	30年5月15日	ウェアラブルデバイスとデバイスに実装するアプリケーション等	ウェアラブルデバイスとデバイスに実装するアプリケーション等を臨床試験や製造販売後調査への活用を推進するためガイドライン作成など環境整備を求める。 【提案理由】ウェアラブルデバイスとデバイスに実装するアプリケーションについて、医薬品の研究開発においての利活用が期待されている。一方で、臨床試験・市販後調査などでウェアラブルデバイスとアプリケーションにより収集されたデータがある場合、どのようなデータであれば承認申請等に使用できるかが不明確である。そこで、信頼性が担保できるデータの基準について、国と臨床試験・市販後調査を実施する企業が議論し明確にするとともに、活用が推進されるようガイドライン等の整備をお願いしたい。この環境整備によって、以下の効果が期待できる。 ①医薬品の臨床試験や市販後調査の過程において、ウェアラブルデバイスと実装するアプリケーションを活用することにより、対象患者の日常の連続的なデータを収集することで、極めて詳細な分析が可能となり、これまでの臨床試験では明らかにならなかったような潜在的な有効性や懸念を早期に明らかにできる。更に、被験者や患者の診察頻度を減らすことができ、結果的に臨床試験を早期に終了させるなど開発効率を高めたり、被験者や患者さんの状態を経時的に把握することにより高いレベルでの安全性の確保が期待できる。また、ウェアラブルデバイス・アプリケーションは、携帯性に優れるため、先進国だけでなく新興国でも救急救命や診療所での普及拡大、在宅・遠隔医療での活用が可能となり、医療費抑制の課題解決が期待できる。 ②ウェアラブルデバイス・アプリケーションの活用により、患者に毎回来院してもらわなければならない。また、患者の状態をリアルタイムに把握でき、臨床試験の場を施設から日常生活へシフトできる。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	ウェアラブルデバイスから収集する情報に限らず、治験において必要とされる情報の精度は、その治験の目的、治験における情報の位置づけ等を踏まえて、製品の開発者が選定している。個々の開発毎にその是非について検討されるため、現状、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の相談業務により、個々の治験に応じた助言を行っています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律	対応不可	ウェアラブルデバイスから収集する情報に限らず、治験において用いられる測定法は、その精度、治験の目的、治験における情報の位置づけ等に適切なものかどうかを踏まえて、製品の開発者が選定しています。個々の開発において要求される事項等が異なることから、ガイドラインにより画一的な運用を行うよりも、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の相談業務を活用し、個別の状況に応じた柔軟な対応を行ってゆくことが適切と考えます。	△
300302001	30年3月2日	30年4月17日	30年7月23日	健康保険組合における法定帳簿の電子的管理	【提案の具体的内容】健康保険組合が作成する「現金出納簿」、「歳入簿」、「歳出簿」、「收支差引残高簿」等の経理法定帳簿について、電子帳簿保存法(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律)を参考に、紙に出力することなく、電子的に管理することを認めるべきである。 【提案理由】「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」(昭和61年11月28日付保険発第104号通知)において、「法定帳簿とするものは、会計年度終了時において出力して作成したものとすること。」とされている。このため、健康保険組合は、経理法定帳簿を毎月及び年度末に紙に出力している。また、抜き差しできないような特殊な帳簿を有することも求められている。しかし、紙に出力して保管する現状を改善するため、健康保険組合の経理法定帳簿について電子的な保存を認めるべきことを要望してきた。平成28年度に提出した同様の規制改革要望(受付番号281107012)に対する平成29年2月15日の厚生労働省回答によれば、法定帳簿の紙による管理は、「①過去の会計帳簿の改ざん防止等、健康保険組合の厳正な運営に一定の効果がある」②地方厚生局による健康保険組合の監査時に電子データのままで帳簿内容の確認が困難とのことであるが、電子帳簿保存法に準拠した手順(電磁的記録の訂正・削除の履歴を確認できる機能の搭載、見誤可能装置の備付け等)を定めることで、ご指摘の問題は解決されると考えられる。 本要望の実現により、紙代ならびに紙資料の管理(整理整頓などの人的作業が必要)、保管(膨大なスペースが必要)、廃棄(焼却または溶解が必要)等に係るコストの抑制が期待される。法定帳簿が電子化されれば、検索や経年比較も容易となり、健康保険組合の監査の円滑化に資すると考えられる。	一般社団法人 日本経済団体連合会	厚生労働省	「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」(昭和61年11月28日 保険発第104号 厚生省保険局保険課長通知)において、「法定帳簿とするものは、会計年度終了時において出力して作成したものとすること。」としています。	昭和61年11月28日 保険発第104号 厚生省保険局保険課長通知	検討を予定	左記経理帳簿等につきまして、電子帳簿による保存について検討してまいります。なお、検討に当たっては、電子帳簿保存法に準拠した手順(電磁的記録の訂正・削除の履歴を確認できる機能の搭載、見誤可能装置の備付け等)の整備や、実地監査時に電子帳簿の確認が円滑に実施されるための環境整備を、健康保険組合に求めることを前提とさせていただきます。	
300302002	30年3月2日	30年4月17日	30年7月23日	産前産後休業と育児休業を併せて取得する者	【提案の具体的内容】産前産後休業と育児休業を併せて取得する者については、産前産後休業取得者申出書と育児休業等取得者申出書を統合し、かつ、統合した帳票1枚で複数名の申出が可能な帳票も作成すべきである。なお、当初の予定を変更して産前産後休業のみ取得する場合には、産前産後休業終了予定日や育児休業終了予定日を変更したとき等と同様の手続きをすることとすれば足りる。 【提案理由】産前産後休業および育児休業等取得した際、社会保険料の免除を申請するためには、産前産後休業取得者申出書と育児休業等取得者申出書をそれぞれ事業主が提出しなければならないこととなっている。しかし、産前産後休業取得者が育児休業も同時取得するケースが多いため、両出書を統合して1回手続きで済ませることができるようになる。当初の予定を変更して産前産後休業のみ取得する場合には、産前産後休業終了予定日や育児休業終了予定日を変更したとき等と同様、その旨事業主が機橋に届け出なければならぬ旨規定すればよい。これが実現すれば、事業主の事務負担が軽減されるとともに、産前産後休業および育児休業等取得者にとっても利便性が高まる。加えて、毎月100名超の産前産後休業取得者申出書および育児休業等取得者申出書を提出する企業にとっては、連記式の方が生産性を高めることができるため、帳票1枚につき1名分、1枚申請ができない現行の申出書の様式に加えて、帳票1枚で複数名の申出が可能な帳票も作成すべきである。	一般社団法人 日本経済団体連合会	厚生労働省	健康保険法および厚生年金保険法においては、産前産後休業または育児休業をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、保険者に、申出をしたときは、その休業を開始した日の属する月から終了する日の前月まで当該被保険者に係る保険料を徴収しない旨を規定しています。また、事業主からの申出は、産前産後休業の期間中または育児休業の期間中に行うこととしています。そのため、産前産後休業または育児休業を開始した際に、都度、申出書を提出いただくこととなります。	厚生年金保険法第81条の2、81条の2の2 厚生年金保険法施行規則第25条の2、第25条の2の2 健康保険法第159条、第159条の3、 健康保険法施行規則第135条、第135条の2	検討を予定	1回の手続きで同時に2つの届出をしたとすると、出産予定日から育児休業開始日を決めることになるため、予定日と出産日が異なった場合には、再度育児休業開始日の変更の届出をしたこととなり、かえって事務が複雑になる恐れがあります。また、すべての被保険者が育児休業を取得するわけではなく、育児休業を取得する意思がない方についても届出が提出される可能性があり、結果的に誤って免除がなされてしまうような事態も想定されます。したがって、ご提案の様式の統合及び産前産後休業取得者申出書と育児休業等取得者申出書の同時提出は困難です。また、連記式の様式については、同一期間に届出を行う従業員が多数存在する事業主において、同一期間をどの程度の期間とするか、提出漏れや保険料の還付等が発生しないような周知広報のあり方、保険者におけるシステム改修等の影響を考慮しつつ、検討してまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300302003	30年3月2日	30年4月17日	30年7月23日	健康保険組合における適用事業所の所在地及び名称変更手続き簡素化	<p>【提案の具体的内容】 健康保険組合の適用事業所所在地及び名称変更の手続きは、規約別記の変更にあたるため、厚生労働省へ規約変更届を提出する必要がある。 適用事業所数が多く、年間20〜30件の変更が生じる健保にとって、都度、手続きを行うことは事務負担が大きい。年度末に変更内容を一覧表で報告する形式とともに、書類一式(届出申請書、年金事務所への届出済書類写し、商業登記簿原本)は健保で保管することとし、厚生労働省への届出は不要とするべきである。</p> <p>【提案理由】 適用事業所数が多い健保では、頻りに変更が発生しており、届出書類の提出作業や送料等々で労力・費用を要している。 所在地変更や名称変更は、被保険者や健保事業運営に直接的に大きな影響を与えるものではないため、年度末に一括報告する形式に簡素化し、書類一式の届出も不要とするべきである。 当該手続きは、「行政手続きコスト削減のための基本計画」の対象である健康保険法施行規則第30条の届出と連動して、健康保険組合が行う手続きであるので、同計画の一環として検討すべきである。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	厚生労働省	健康保険組合の設立に係る適用事業所の名称や所在地に係る規約の変更をした場合は、健康保険法第16条第3項に基づき、「遅滞なく届ける必要があります。	健康保険法第16条第3項 健康保険法施行規則第5条第1項、第6条、第30条	検討を予定	年度末にまとめて届けることをご提案頂いていますが、そうした場合、規約の変更認可申請が必要となる際(設立事業所の増加・減少など)には、その直近までの名称または所在地変更の情報について届出が行われていない中で、当該変更情報が未反映の規約に基づいて認可することとなり、認可事務上、不適当となります。 したがって、一律に年度末に一括の届出とするのは困難ですが、一定の条件を付した対応の可否について検討を進めてまいります。なお、添付書類については原則、省略する方向で検討してまいります。 ただし、上記の運用が可能となつた上で、健康保険法第16条第3項の改正が必要となります。	
300302004	30年3月2日	30年4月17日	30年7月23日	健康保険組合の設立事業所増減に係る手続きの簡素化	<p>【提案の具体的内容】 他の健康保険組合や全国健康保険協会へ移行する際の手続きについて、被保険者の2分の1以上の同意取得を必須とすることを撤廃し、事業主同意(事業主責任)で移管可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 健康保険組合がその設立事業所を増加させ、又は減少させようとするときは、健康保険法第25条1により、その増加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に使用される被保険者の二分之一以上の同意を得なければならない。 また、健康保険法施行規則第5条により健康保険法第25条1の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。 しかしながら、資本関係の変更等により現在加入の健保組合から他の健保組合や全国健康保険協会に移行せざるを得ない場合に、被保険者の2分の1以上の同意を取得しなければならないため、一人ひとりの同意確認と取得に多大な労力を要している。 加えて2分の1以上の同意を取得できない場合は、資本関係の無い健保組合に継続加入しなければならないため、事業再編の阻害要因の一つとなっている。 従って、他健保組合や全国健康保険協会への移行手続きについて、被保険者の2分の1以上の同意取得を必須とすることを撤廃し、事業主同意(事業主責任)で移管可能とすべきである。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	厚生労働省	資本関係の変更等を理由とする健康保険組合の事業所の増減においても、健康保険法第25条第1項に基づき、適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に使用される被保険者の二分之一以上の同意が必要である。	健康保険法第25条第1項、健康保険法施行規則第5条第2項	対応不可	ご提案に、「資本関係の変更等により現在加入の健保組合から他の健保組合や全国健康保険協会に移行せざるを得ない場合」とのご認識が示されていますが、企業の資本関係の変更が生じた場合、変更後の企業に対応する健康保険組合等へ移行しなければならないということとは異なることは、引き続き変更前の健康保険組合に継続加入することも可能です。 このため、被保険者には、現在の健康保険組合と、移行先として加入可能な健康保険組合とで、保険給付内容・保険料率等を勘案したご判断を頂き、移行に係る可否をお示し頂くことが必要と認識しています。	
300302005	30年3月2日	30年4月17日	30年7月23日	任意継続被保険者・特例退職被保険者の健康保険料納付方法の多様化	<p>【提案の具体的内容】 現状の①毎月納付、②半年分前納、③1年前納の3パターンに加えて、厚生年金支給月に、健康保険料を2か月単位でまとめて納付することを可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 任意継続被保険者・特例退職被保険者については、65歳以上の年金受給者が増加している。現状の①毎月納付、②半年分前納、③1年前納の3パターンに加えて、隔月で支給される厚生年金支給月に合わせて、健康保険料を2か月単位でまとめて納付できるようにすることで、加入者にとって選択肢が広がることにも、納付滞りや納付遅延を防止が期待できる。 例えば、厚生年金支給月に健康保険料を2か月分をまとめて納付する場合には、毎月10日となっている納付期限を年金支給日である15日以降とするなど、納付の選択肢を増やすべきである。 毎月納付すべき対象者分の未回収件数が年金支給月とそれ以外の月で5倍程度の差が生じている。 平成26年10月に規制改革ホットラインへ提出した同様の提案(管理番号:270331061)に対して、納付期間を細分化することによって事業主の事務負担が増大すると所管省庁回答が示されている。しかしながら、納付滞りや納付遅延のフォローのために費やす事務(再引落日の設定処理等)を考慮すれば、むしろ全体としては事務負担は軽減される。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	厚生労働省	任意継続被保険者・特例退職被保険者の保険料前納については、4月から9月までと10月から翌年3月までの6ヶ月間、または4月から翌年3月までの12ヶ月間を単位として行なっています。	健康保険法第165条 健康保険法施行令第48条、第52条	対応不可	保険料の前納期間は、4月から9月までと10月から翌年3月までの6ヶ月間、または4月から翌年3月までの12ヶ月間を単位として行われており、これ以外の期間で任意に前納を行うことは認められていません。これは保険者の事務処理の迅速性・確実性等を考慮し期間を限定しているところです。 ご提案の2ヶ月間を単位とした保険料の前納につきましては、短期間の前納における控除額(割引額)をどうするか、複数期間の前納を管理することとなる被保険者における事務負担等を考慮しながら、慎重な検討が必要であると考えます。	
300302006	30年3月2日	30年4月17日	30年7月23日	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書の提出期限延長	<p>【提案の具体的内容】 「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」の申請期間が短くなるケースがあるため、期限延長を措置すべきである。</p> <p>【提案理由】 企業は従業員が育児休業を取得する際に、健康保険料・厚生年金保険料の免除申請のため、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」の提出を行っている。 申出書の提出は、①子が1歳に達する日までの育児休業期間中、②子が1歳から1歳6か月までに達する日までの育児休業期間中、③子が1歳6か月から2歳に達する日までの育児休業期間中、④2歳から3歳に達する日までの育児休業の制度に準ずる措置による休業期間中、それぞれの育児休業等期間中に都度提出することとなっている。 子が1歳に達する日の間隙で復帰予定日を繰り下げた場合などでは、この申出書の提出期間が短くなってしまいうケースがあり、事務負担が大きい。提出期限を延長すべきである。 <例:子どもが1歳になる前に1度復帰日を変更したケース> 2014年6月10日に子が出生し、職場復帰予定日を当初は2015年6月1日としていた従業員が、復帰予定日を2015年6月9日へと変更した場合(出生2014.6.10、当初復帰日2015.6.1→変更後2015.6.9)、このケースでは、8日間(2015.6.2〜6.9)の中で事務センターへの書類到達が必須となる。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	厚生労働省	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律において、申出書の提出期間は、下記の通りとなっております。 ①歳に満たない子を養育するための育児休業期間中 ②1歳から1歳6か月までに達するまでの子を養育するための育児休業期間中 ③1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業期間中 ④1歳(上記②の場合は1歳6ヶ月、上記③の場合は2歳)から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業期間中	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条、第23条第1項 健康保険法第159条、健康保険法施行規則第135条 厚生年金保険法第81条の2、厚生年金保険法施行規則第25条の2	検討を予定	現時点での取扱いでは、原則それぞれの該当期間中にご提出いただくこととなっております。しかしながら、ご提案の事例やそれ以上に育児休業の申出期間が短い場合も想定されることから、今後、申告書の提出期間について、取扱いの変更を含め、検討してまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300302007	30年3月2日	30年4月17日	30年7月23日	医薬品に関する「卸売販売業の申請」、「高度管理医療機器等販売業の申請」の手続きについて	【提案の具体的内容】 医薬品に関する「卸売販売業の申請」、「高度管理医療機器等販売業の申請」について、官轄する地方自治体によって異なる申請書類の様式を統一化すべきである。 【提案理由】 申請書類は管轄する地方自治体毎に様式が異なる上、各自治体のホームページ掲載場所や書類作成～申請のフローも判り難い。加えて、役員変更の度に変更手続きが必要となるため、手続きの頻度が高く、負担感が大きい。自治体毎に様式を変える必要性はないと思われるため、申請書類の様式を統一すべきである。異なる申請書類作成方法を理解しながら個別に対応する負担が軽減されることが期待される。	一般社団法人 日本経済団体連合会	厚生労働省	申請書の様式は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)にて規定しています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条、第26条、第34条、第38条第2項第39条第1項、第40第1項、同法施行規則第153条、第160条等	対応	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)等において定めている申請・届出様式について、現在、厚生労働省ホームページに掲載しています。 また、平成30年1月31日付で事務連絡「行政手続の簡素化について(協力依頼)」を发出し、事業者に対する当該ホームページの案内や各地方公共団体で示す様式のほか、施行規則で定められた様式により提出を行っても差し支えない旨の周知について、地方公共団体にて協力を依頼しました。	
300302008	30年3月2日	30年4月17日	30年7月23日	防除用医薬品・防除用医薬品外品の承認に関する審査手続きの見直し	【提案の具体的内容】 防除用の医薬品及び医薬品外品の承認に関わる審査手続きについて、以下の見直しを求める。 (1)「一部変更」と「軽微変更」の基準の見直し (2)審査期間の目安内での審査実施 (3)防除用医薬品に係るPMDAの相談機能の強化 【提案理由】 (1)「一部変更」と「軽微変更」の基準の見直し 規格及び試験方法の変更は一部変更とされているが、より精度の高い分析への変更については、軽微変更として対応できるような基準を緩和すべきである。 また、承認書の誤字訂正の際、農林水産省管轄の動物用医薬品等の場合は軽微変更の提出で済むところ、動物用以外の医薬品等の場合、厚生労働省へ顔末書を出し確認を得た上で、PMDAに軽微変更を提出する必要がある。この手順をPMDAへの軽微変更届のみ提出に見直しすべきである。 (2) 審査期間の目安(通常品目は12か月、優先品目は9か月)はPMDAより示されているが、防除用医薬品・医薬品外品については、このような目安からかけ離れた実態がある。例えば、新規有効成分を含有する防除用医薬品外品の場合、申請から承認まで1年以上かかった事例もある。加えて、審査期間の想定が現実的なタイムラインに製品を上市できないことも課題となっている。防除用医薬品・医薬品外品の審査手数料も上がっているため、PMDAの該当期間の人材拡充等により、審査期間の目安内で審査を実施すべきである。 (3) 防除用医薬品に係るPMDAの相談機能の強化 医療用医薬品の場合は、簡易相談以外にも臨床試験実施に関わる助言をはじめPMDAに相談する機会が多くあるが、防除用医薬品の場合、簡易相談しか当局と直接相談できる場がない。簡易相談は文字どおり簡易な事項しか相談できず、簡易から承認まで1年以上かかった事例もある。加えて、審査期間の想定が現実的なタイムラインに製品を上市できないことも課題となっている。その後、審査の中で当局と議論することになる。しかし、最悪の場合、当局の指導によっては一旦申請を取り下げて、再度、試験を行う申請し直さなければならなくなるリスクがある。こうしたことは、最初に当局に相談できる機会があれば避けられることである。時間や工数、投資が無駄となる事態を避けるため、防除用医薬品に係るPMDAの相談機能を強化すべきである。	一般社団法人 日本経済団体連合会	厚生労働省	(1) 医薬品及び医薬品外品について承認された事項を変更する場合は一部変更承認若しくは軽微変更が必要となります。一部変更承認の変更となる範囲は、当該品目の本質、特性及び安全性に影響を与える製造方法等の変更、規格及び試験方法に掲げる事項の削除及び規格の変更等としています。 また、承認書の誤字等の訂正の際は、承認内容の本質の変更に係る場合にのみ顔末書の提出を求め、今後の対応方針(一部変更承認・軽微変更届の別)等を確認していますが、単なる誤字の場合は求めています。 (2) PMDAにおいて一般用医薬品は行政側審査期間7ヶ月(中央値)、医薬品外品は5.5ヶ月(中央値)の目標を設け、いずれも目標を達成しています。 また、審査業務を的確・迅速に遂行するため、審査やれに伴う手続き等を内容とする「一般用医薬品承認審査実施要領」、「殺虫剤・殺そ剤承認審査実施要領」及び「医薬品外品承認審査実施要領」や各業務に係る「標準業務手順書」等を整備し、審査の迅速化に努めています。 ただし、申請内容に対するPMDAからの照会に対し、申請者からの回答に時間を要した場合などは、総審査期間が延長することがあります。 (3) 防除用製品については、予定している成分・分量、効能・効果、用法・用量から判断できる承認申請の申請区分及び添付資料、有効成分又は添加物の使用例等の相談に対してPMDAにおいて簡易相談を実施しています。	(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項/施行規則第47条 (2) 一 (3) 一	(1) 対応不可 (2) 事実確認 (3) 事実確認	(1) 変更される試験方法の妥当性を審査が必要であることから、今後も一部変更承認申請の対象とします。 また、顔末書の提出については、引き続き、承認内容の本質の変更に係る場合にのみ提出を求め、今後の手続きが適切に行われるかを確認していきます。 (2) PMDAにおいて行政側審査期間の目標を達成しています。個別の品目において十分なデータがない場合には時間を要することもあります。個別の品目において十分なデータがない場合には時間を要することもあります。個別の品目において十分なデータがない場合には時間を要することもあります。個別の品目において十分なデータがない場合には時間を要することもあります。 (3) PMDAの相談業務に関する内容であり、規制はありません。	△
300302009	30年3月2日	30年4月17日	30年7月23日	医療機器の業許可に必要な責任者の雇用形態の緩和	【提案の具体的内容】 医療機器の業許可において設置が義務付けられている責任者・管理者について、グループ会社間の出向者であっても、使用関係を証する書類及び会社間の出向に係る契約の写しを添付すれば、責任者・管理者に任命できるようにし、その解釈を明確化すべきである。 【提案理由】 医療機器の業許可を申請・維持するためには、法令が定めた資格要件を満たした責任者・管理者を配置しなければならず、業許可の申請時には、責任者・管理者の「雇用契約書の写しその他責任者・管理者の使用関係を証する書類を添付する必要がある。代表者名で発行した「雇用証明書」を提出するのが一般的である。しかしグループ会社からの出向者は直接雇用者ではないため、業許可可者である都道府県によっても出向者を責任者・管理者として認めないことがある。昨今、事業別にグループ会社化されているケースも多くあるが、この規制のため同じグループ会社社員であっても、責任者に任命できないことがある。企業における業許可の申請・支障が生じることも多い。出向者について責任者・管理者を認めることにより、企業による新たな事業拡大が円滑に行えることである。 補足 医療機器の業許可には、製造販売業、製造業、修理業及び販売業・貸与業の4つの業態があり、それぞれで責任者又は管理者を置かなければならない。さらに業態によって責任者・管理者の資格要件が異なっており、学歴や実務経験年数、所定の講習会修了、又はそれらの組合せなど様々である。このうち実務経験年数は最もハードルが最も高い要件であり、新たに業許可を申請しようとする事業者にとって大きな課題となっている。 ● 本提案における用語の説明 出向者：在籍先出向者として、労働者が原籍のある出向元との雇用を継続しつつ、出向先の就業規則及びその他の規程・指示に従い、出向先の事業に係る業務を行う場合を想定。 グループ会社間出向：資本関係にある連結対象会社間出向者であって、①本社・子会社間(本社から子会社、その逆も含む)、②子会社・子会社間出向者を想定。	一般社団法人 日本経済団体連合会	厚生労働省	①総括製造販売責任者(医療機器製造販売業) 施行規則第114条の2の第2項第5号において、「申請者以外の方がその医療機器等総括製造販売責任者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその医療機器等総括製造販売責任者に対する使用関係を証する書類を申請書に添付することとされている。 ②責任技術者(医療機器製造業) 施行規則第114条の9の第2項第3号において、「申請者以外の方がその医療機器責任技術者又は対外診断用医薬品製造管理者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその医療機器責任技術者又は対外診断用医薬品製造管理者に対する使用関係を証する書類を申請書に添付することとされている。 ③営業所管理者(高度管理医療機器等販売業及び貸与業) 施行規則第160条第2項第4号において、「申請者以外の方がその営業所の高度管理医療機器等営業所管理者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその営業所の高度管理医療機器等営業所管理者に対する使用関係を証する書類を申請書に添付することとされている。 ④責任技術者(医療機器修理業) 施行規則第180条第2項第5号において、「申請者以外の方がその事業所の医療機器修理責任技術者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその医療機器修理責任技術者に対する使用関係を証する書類を申請書に添付することとされている。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第114条の2の第2項第5号 ①総括製造販売責任者(医療機器製造販売業) 第114条の2の第2項第5号 ②責任技術者(医療機器製造業) 第114条の9の第2項第3号 ③営業所管理者(高度管理医療機器等販売業及び貸与業) 第160条第2項第5号 ④責任技術者(医療機器修理業) 第180条第2項第5号	現行制度下で対応可能	出向者と出向先企業との間で使用関係があると認められる場合、申請書に「使用関係を証する書類」を添付することで当該出向者を責任者・管理者に任命することが可能です。 医療機器等総括製造販売責任者の場合、施行規則第114条の2第2項第5号において、「申請者以外の方がその医療機器等総括製造販売責任者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその医療機器等総括製造販売責任者に対する使用関係を証する書類を申請書に添付することとされており、出向者と出向先企業との間で使用関係があると認められる場合も想定されています。製造業及び修理業の責任技術者、販売業及び貸与業の営業所管理者に關しても同様です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300302010	30年3月2日	30年4月17日	30年7月23日	巡回健診等に係る厚生労働省医政局長の通知内容の明確化	<p>【提案の具体的内容】 医療機関の事務手続の簡素化を図る目的で発信された健政発第927号厚生労働省健康政策局通知(および医政発0331第11号)について、移動健診等施設によるCTやMRI検査は、既存の病院又は診療所の事業としての巡回健診であり、保険者からの委託に基づく健康診断等の場合には、通知の趣旨を鑑み、上記通知1.(1)アを満たし、新たに診療所開設の手続きを要しない旨を明確にし、保健所と医療機関双方の行政手続きコストを削減すべき。</p> <p>【提案理由】 健政発第927号厚生労働省健康政策局通知(およびその後に発信された医政発0331第11号、これをまとめて以下「同通知」とする。)により、同通知1.(1)アからウを満たす巡回健診等の実施においては、医療機関の事務手続の簡素化を図る観点から、医療法第8条、医療法施行令第4条第3項ならびに医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号等の規定にかかわらず、同通知1.(2)に記載の方法で手続きすることで、新たに診療所開設の手続きを要しないこととなった。 一方、同通知にかかわらず、医療機関が、同通知1.(1)アに記載の「保険者からの委託に基づく健康診断等」に該当する、移動健診等施設によるCTやMRIを利用した巡回健診を、保健事業として実施するにあたり、複数の保健所より、開設手続きを求められるケースが確認された。保健所の判断理由は、同通知1.(1)アに記載の「労働安全衛生法に基づく健康診断」ないし「公共的な性格を有する定型的な健康診断」に該当しない、であった。一方、同じ保健所の管轄内にて実施事例が確認できた。(1)アに記載の「労働安全衛生法に基づく健康診断」ではないマンモグラフィ搭載車両を利用した巡回健診の取扱いについて保健所の担当者に関合わせしたものの明確な回答は得られなかった。各地の保健所において、同通知の内容が必ずしも正確に理解されていないことに起因する問題と考えられる。 医療機関が、同通知の現行する移動健診等施設を利用した巡回健診等を行うに際し診療所開設の手続きを求められた場合、申請書類の作成等準備に数週間かかるうえ、都度、巡回実施後の廃止届けも必要となり、大きな行政手続きコストとなっている。 要望が実現することで、保健所と医療機関双方の行政手続きコストが削減され、同通知の趣旨である「国民がより身近に健康診断を受けることを可能とする」ことを実現し、疾病予防や生活習慣病の早期発見等に寄与するものと考えられる。</p> <p>※「巡回健診等」：医療機関外の場所で行う健康診断、予防接種又は採血。「移動健診等施設」：巡回健診等を目的とした車両又は船舶であって当該車両または船舶内において健康診断、予防接種又は採血を行うことができる構造設備となっているもの。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>平成27年医政発0331第11「医療期間外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」においては、疾病予防、生活習慣病の早期発見等に係る国民の関心の高まりなどを背景に、医療機関外で行う健康診断等の扱いを定めているところである。 当該通知においては、実施主体が既存の病院又は診療所であり、以下の条件のいずれをも満たす場巡回健診等の実施の場合、新たに診療所の開設手続きは不要としています。 ア 公共的な性格を有する定型的な健康診断等であること イ 当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行われるものであること ウ 巡回検査等を目的とした車両又は船舶を利用する場合又は異動健診等施設以外を利用される巡回健診等であって定期的に反復継続して行われることのないもの又は一定の地点において継続して行われることのないもの</p>	医政発0331第11号(平成27年3月31日) 医療法第8条 医療法施行令第4条第3項 医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号	現行制度下で対応可能	移動健診等施設によるCT等を用いた健康診断等については診療所の開設許可を不要である取を明確にすべきであるというご提案の内容については、現状の通知等のルールの中でも、すでにCT等の医療機器の有無にかかわらず、通知等の要件を満たす際には、すでに診療所の開設の許可は不要となっており、現行の制度において対応可能です。	
300302011	30年3月2日	30年4月17日	30年7月23日	医療機関間における医療機器の共同利用	<p>【提案の具体的内容】 医療機関間において、別経営の医療機関同士がエックス線診断装置等の医療機器を共同利用することを認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 ①規制の現状 ・地域医療支援病院では、二次医療圏に所在する医療機関の登録制度(利用医師等登録制度)を設けることで、医療機器の共同利用を行うことができる。 一方で、例えば、ある医療機関(内科)が所有するX線装置を、別経営の医療機関(小児科)が使用し保険請求する場合において、各都道府県から認められた事業は、今のところ確認できていない。</p> <p>②規制の弊害 ・医療機関間で検査を目的とした患者紹介は可能だが、カルテ作成や診察など医療費の無駄が生じることとなる。 ・医療モールの場合、入居している各医療機関それぞれがX線装置などの医療機器を所有することになり、医療機器導入コストや設置スペースが無駄となる。</p> <p>③規制改革の許容性 ・医療機器の管理については、当然、所有する医療機関が適切に対応する。 ・保険請求はそれぞれの医療機関が行い、使用量に応じ管理する医療機関へ料金を支払うことで対応する。</p> <p>④規制改革のメリット ・医療機器を複数の医療機関で共同利用することにより、医療機器導入コストの無駄が削減され医療費の抑制につながる。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>医療法及び医療法施行規則においては、地域医療支援病院の管理者は当該病院の設備等を当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診察、研究又は研修のために利用させるための体制を確保することとなっています。 E200 コンピューター断層撮影(CT撮影)及びE 202 磁気共鳴コンピュータ断層撮影(MRI撮影)については、撮影装置を持ち、その他の必要な施設基準を満たす保険医療機関を共同施設として登録している場合には、患者が受診している保険医療機関が当該保険医療機関に依頼し行う場合にも算定可能です。この場合の診療報酬の請求は、撮影装置のある保険医療機関ではなく、患者が受診している画像診断を依頼する側の医療機関からの請求となります。この際、保険医療機関間の合議により、依頼側の保険医療機関が撮影に係る必要な費用を撮影装置のある保険医療機関に支払うこととなります。 なお、共同利用施設としての登録を行っていない場合や、CT撮影およびMRI撮影以外の撮影を行う場合は、患者を保険医療機関へ転送させる、又は紹介した上で撮影し、その請求は転院先又は紹介先の保険医療機関が行うこととなります。</p>	医療法第4条第1項、第16条の2、医療法施行規則第9条の16 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	医療法について、事実確認	<p>医療法上は、地域医療支援病院に勤務しない医師等の医療従事者が、当該地域医療支援病院の設備等を利用することは可能であり、現行の制度において対応可能です。 E200 コンピューター断層撮影(CT撮影)と、E202 磁気共鳴コンピュータ断層撮影(MRI撮影)については、共同利用施設において行われる場合も算定可能とされており、CT撮影及びMRI撮影の施設基準の届出を行っていること ・当該撮影機器での撮影を目的とした別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該診断撮影機器の使用件数(割合)1割以上であること 等の施設基準を満たす医療機関を共同利用機関とし、当該医療機関での撮影を行った場合において、撮影機器を所持しない保険医療機関も算定することができます。</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300302012	30年3月2日	30年4月17日	30年7月23日	介護事業における各種手続書類の指定権者ごとに異なる様式の統一	<p>【提案の具体的内容】 介護事業者が各種手続(介護事業所の管理者交代、介護職員処遇改善加算申請等)を行う際、各事業所の指定権者(都道府県知事、市町村長等)に対して提出する関係書類について、指定権者ごとに異なっている様式の統一を推進すべきである。</p> <p>【提案理由】 複数の都道府県・市区町村に亘り事業を展開する介護事業者は、各種手続の際、指定権者ごとに異なる様式に合わせて記載内容を整えるために多くの時間を費やしている。厚生労働省の「行政手続コスト削減のための基本計画」でも、介護サービス事業者の各種手続の添付書類に関して、自治体ごとのばらつきがあるとの認識が示されており、同計画における課題としても取り組むべきである。神奈川県では、「平成29年度分の福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の届出」について、県内共通の様式を設けているが、このような事例も参考にして様式の統一を推進すべきである(参考「障害福祉情報サービスかながわ」http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/)。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	厚生労働省	介護保険サービス事業者が指定権者に提出する各種手続の書類は、介護保険法等に基づき、提出する関係書類の様式を各指定権者が定めている。なお、厚生労働省においては、通知により参考様式を提示している。	「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考様式(案)について」(平成18年2月28日厚生労働省老健局振興課)、他	検討し着手	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び自治体が求める帳票等については「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)において「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の突進把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組む」とことされており、今後必要な見直しを検討する予定です。 ・様式の統一については、厚生労働省はすでに都道府県等に対して参考様式を示しているところですが、上記の検討に併せて、今後必要な対応を検討する予定です。 	△
300302014	30年3月2日	30年4月17日	30年7月23日	同一資本の企業グループ内における社会保険関連業務の見直し	<p>【提案の具体的内容】 昨今、企業が各事業領域に自律性を持たせ、経営資源の効率活用を模索する動きが強い。その一環として、従来はグループ内各社の間接部門であった組織を切り出し、一か所に集中させることで、高品質なバックオフィス機能※をグループ内横断的に提供するシェアードサービス化が進んでいる。例えば、グループ企業の給与計算処理を一括して行う等のサービスが導入されている。しかし、給与計算処理とほぼ一体不可分となっている社会保険関連業務に関しては、社会保険労務士法の規定により別法人の処理を行うことができるのは社会保険労務士のみとなっている。社会保険関連業務については、同一資本の企業グループ内のシェアードサービス会社が担当する場合(特に親会社資本100%の場合)、例外的に同一企業内で行う業務とみなし代理申請を可能としていただくよう要望する。 ※バックオフィス機能:社員に各種サービスを提供する、人事、総務等の機能</p> <p>【提案理由】 社会保険業務については、それまでは同一企業内で行われていた業務がシェアードサービス化されると同時に行うことができなくなる。例えば、親会社のA社に在籍している社会保険担当者は、自社であるA社の社員に関する社会保険業務が行えるが、このA社が持ち株会社化され、その傘下に100%資本の事業会社のB社、C社が設立されると、A社の社会保険担当者はB社、C社の社会保険業務を行うことができなくなる。従来A社の社会保険業務に精通している担当者を活用できなくなり、事業効率が低下する。 資本関係のない企業間取引については確かに業としてサービスが提供されるべきであるが、持ち株会社を含めた同一資本の企業グループ内で業務を行う場合、法人格が別ということを除いては、サービス提供者もその受益者も同一企業内で業務を行っている場合と変わりはない。それにもかかわらず、業務遂行に制約を設けることはグループ経営の効率化への妨げとなる。同一資本の企業グループ内に限った社会保険業務は同一企業内で行う業務とみなし、代理申請を可能としていただくことを要望する。 この要望の実現により、現在グループ各社が個別に担当者を配置してそれぞれで実施している手続をシェアードサービス会社に配置された高度専門職が集約して行うことができ、事務作業のスピードアップが可能となる。このように、専門能力を高めたシェアードサービス会社を活用することで、グループ企業運営がより効率的・機動的に推進され、生産性の向上が期待できる。また、従来社内でも実施されていたフローワーキングがシェアードサービス会社内で実施されることによっても、より複雑・高度な複数業務を経験することが可能になり、専門人材の育成にもつながる。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	厚生労働省	社会保険労務士法第27条により、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が、他の求めに応じ報酬を得て、同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行うことはできないこととされています。	社会保険労務士法第27条 社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号	対応不可	<p>社会保険労務士法第27条の趣旨は、複雑・多岐にわたる労働社会保険関係法令に基づく事務を適正に遂行するためには、国家試験に合格し、実務経験によって専門的知識を習得する等により労働社会保険制度に精通した資格者のみにその業務を行わせる必要があることから、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が他人の求めに応じ報酬を得て業として行うことを禁止しているものです。</p> <p>また、労働社会保険関係法令は、労働者を直接雇用する企業ごとに適用されるものであり、労働社会保険関係法令に基づく各種届出等の事務については、同一資本の企業グループ内であっても、企業ごとに行う必要があります。</p> <p>よって、同一資本の企業グループ内であっても、社会保険労務士及び社会保険労務士法人でない者に、他人の求めに応じ報酬を得て、同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行わせることをできないようにすることは困難です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300302019	30年3月2日	30年4月17日	30年5月15日	企業単独型技能実習における「法第2条第2項第1号の主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関」の解釈の明示・拡大	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>技能実習法施行規則第2条第1項第1号「本邦の公私の機関と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関」の解釈について、無償の取引であっても国際取引に該当する事例を例示することを求める。</p> <p>技能実習法施行規則第2条第1項第2号「本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関」の解釈について、技能実習制度運用要領第3章では、代表的な事例が例示されている。それらに加えて、アジア諸国の鉄道事業者に対し中古鉄道車両の無償譲渡や技術支援を行う事例について、上記規則第2条第1項第2号の「密接な関係」にあたる事例として例示することを求める。</p> <p>また、技能実習を実施しようとする企業のグループ会社等(実習実施企業が設立した財団法人等を含む)が、海外の企業・団体に対して国際協力のための研修を実施している場合についても、技能実習法の目的である閉鎖型上地域密着への技能等の修習による国際協力の推進に資するものと考えられるので、そのような研修の実施をもって、技能実習を実施しようとする企業と当該国際協力のための研修に参加している企業・団体が上記「密接な関係」にあると認められるとの解釈を示す必要がある。</p> <p>【提案理由】</p> <p>技能実習法第2条第2項第1号の「主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関」については、技能実習法施行規則第2条第1項第1号「本邦の公私の機関と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関」、第2条第1項第2号「本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関として法務大臣及び厚生労働大臣が認めるもの」とのいずれかに該当するものと定められている。日本の高度なインフラ技術の海外への発信や海外のインフラ技術者の人材育成のため、技能実習を活用したいと考えているが、上記の要件に該当するかどうか必ずしも明確でない場合があり、制度利用の制約となっている。</p> <p>上記要件に該当する事例について、より多くの例示が列挙されることで、予見可能性が高まることが期待される。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	<p>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第2条第2項第1号・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第2条</p> <p>企業単独型技能実習に関して、外国の事業所が「本邦の公私の機関の外国にある事業所」以外の場合における要件として、 ①本邦の公私の機関と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年以内に十億円以上の国際取引の実績を有する機関(技能実習法施行規則第2条第1号) ②本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関として法務大臣及び厚生労働大臣が認めるもの(技能実習法施行規則第2条第2号) のいずれかに該当することが求められており、その代表例を技能実習制度運用要領にて示しているところである。</p>	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条	その他	技能実習制度運用要領に記載されている事例はあくまで代表的な事例を例示しているものであるところ、提案の具体的内容等の事例のような個別具体的な案件についてはその内容を踏まえ、要件への適合の適否を判断することとしています。平成29年11月に制度が運用されてから、一定期間を経過していないことから、直ちに、代表的な事例の提示を増やすことは困難ですが、制度の運用状況の把握及び分析を行い、代表的な事例と考えられるものについては、必要に応じ、今後、運用要領に提示することを検討します。	
300302020	30年3月2日	30年4月17日	30年5月15日	外国人技能実習計画制度 技能実習計画認定申請手続きの簡素化・迅速化(企業単独型)	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請手続きにつき以下5点を要望。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請書類の種類削減 2. (廃止でない書類については)申請書類の提出頻度の削減 3. 事業所ごとに提出の書類(参考様式1-16) <ul style="list-style-type: none"> → 同じ内容の添付資料は、代表1名分のみに添付 → 認定申請ごとに提出の書類(参考様式1-2、1-17、1-18) → 変更が生じた場合のみ提出 4. 派遣元事業者の登記簿提出の廃止 5. 認定審査期間(通常2か月)の短縮 <p>【提案理由】</p> <p>本年11月の法改正に伴い、外国人技能実習機構への認定申請が義務化されたことで約40種類の書類の作成・提出が必要となった。(従来、地方入国管理局に約20種類の書類提出。本制度後は機構と入管の両方に書類提出あり) 技能実習の適切な運営や実習生の保護という法改正の趣旨は理解するものの、非常に煩雑な手続きが実習生の受入に負担になっている。</p> <p>さらに現在の申請書類は実習生の受入規模に関わらず、一律で同じ書類提出を求められているため、実習規模が大きい会社等にとっては同じ資料を何人もも添付・保管など手続きがあり煩雑。とりわけ企業単独型は、これまで不正などの大きな問題がなかったと思われ、規制緩和すべき。</p> <p>例①:実習生ごとに提出する書類・全実習生同じ内容の場合、省略可となる書類もあるが、依然として実習生一人一人に要提出の書類もあり(省令様式第1号、参考様式1-16)、1回の申請で全く同じ書類を数十枚添付している。 例②:事業所ごとに技能実習指導員・生活指導員を選任し、履歴書・誓約書・社会保険の証明書を要提出</p> <p>加えて、派遣元事業者で実習生の人選に十分なリードタイムと柔軟性を確保するため、認定審査期間の短縮を要望する。 申請手続きが簡略化・迅速化されることで、企業単独型の技能実習制度の利用が拡大し、海外人材の育成を通じた国際貢献が促進されることを期待する。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	<p>技能実習計画の認定申請に際して必要な書類については、技能実習制度運用要領の別紙②及び外国人技能実習機構のホームページで御案内差し上げています。また、同時に2以上の申請をする場合や、過去の一定期間内に同一の書類を提出したことがある場合にあつては、これを省略することを認めたり、地方入国管理局に提出した書類で代用可能な書類を、外国人技能実習機構ホームページでお示しするなどの運用も行っています。</p>	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条	その他	平成29年11月に制度が運用されてから、一定期間を経過していないことから、直ちに見直しを行うことは困難ですが、制度の運用状況を踏まえながら、必要に応じて、申請書類の軽減化を含めた運用の見直しを検討してまいりたいと考えております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300302021	30年3月2日	30年4月17日	30年7月23日	外国人雇用状況届出における届出様式および届出先の統一	<p>【提案の具体的内容】 外国人雇用状況届出について、雇用保険被保険者となる外国人の場合と、雇用保険被保険者とならない外国人の場合では、届出様式が異なり、届出先となるハローワークも異なっている。 届出様式を統一化することや、被保険者とならない者に係る届出についてもe-Govの電子申請システムから届出できるようにすることで、管轄するハローワークに拘わらず、外国人雇用状況届出の手続きを本社等で一括して実施できるようにすることを求める。 平成29年度規制改革実施計画を踏まえ策定された、厚生労働省の「「行政手続コスト削減」のための基本計画」において、厚生年金保険、健康保険、労働保険、雇用保険等の届出契機が同じ各種手続きの届出様式の統一化に取り組みとされているが、その取り組みの一環として検討されるべきである。 【提案理由】 外国人雇用状況届出の届出先は、雇用対策法施行規則第10条において○被保険者については雇用保険被保険者資格取得届と併せて届出ることとされていることから、被保険者については雇用保険適用事業所を管轄するハローワークが届出先となり、被保険者とならない者については勤務先事業所の所在地を管轄するハローワークが届出先となっている。 被保険者とならない者に係る届出手続き自体はインターネット上の外国人雇用状況届出システムを利用することで、本社等で一括して事務を行うことが可能であるが、全国に店舗等施設(雇用保険非適用事業所)を有する事業者の場合は、届出先となる管轄のハローワーク単位で同システムの事業所番号(ユーザーID)を取得する仕様となっているため、本社等で一括して事務を行う場合は、ログイン・ログアウトにより、届出するハローワークごとにユーザーIDを切り替えて作業しなければならず、作業が煩雑である。 管轄のハローワーク単位で事業所番号(ユーザーID)を発行することの政策上の必要性はないと考えられ、雇用保険適用事業所単位で、単一のユーザーIDを発行し、管轄するハローワークを跨ぐ届出を一括して行うことができるようにする。もしくはe-Govの電子申請システムを通じて、電子署名を利用して届出ができるようにすべきである。 なお、外国人雇用状況届出書の様式については、マイナンバーを軸としたバックヤード連携を念頭にない見直しを検討すべきである。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	厚生労働省	外国人労働者を雇い入れる際には、その労働者が雇用保険の被保険者となる場合は雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワークに、被保険者とならない場合は事業所の所在地を管轄するハローワークに外国人雇用状況の届出を行うこととしております。	雇用対策法第28条、雇用対策法施行規則第12条	対応不可	ご提案の件ですが、未届けの防止及び行政手続きの簡素化の観点から、外国人雇用状況届出のうち雇用保険の被保険者となる外国人については、雇用保険の取得・喪失手続きと一括して行っていただくこととしております。また、被保険者とならないアルバイト等の外国人労働者については、本社では雇用管理の状況について把握せず、各々の就業場所に任せている場合が多いと考えられるため、ハローワークでの確実な雇用管理改善指導等が行えるよう、就業場所を所管するハローワークに届出を提出していただくこととしております。	△
300313001	30年3月13日	30年3月19日	30年7月23日	確定拠出年金制度普及のための施策<投資一任サービスの導入>	<p>【提案の具体的内容】 投資無関心層を長期的な資産運用である確定拠出年金加入者に仕向ける契機として、米国SMAと同様、事業者に運用を一任する選択肢を加入者に持たせるべきである。 【提案理由】 米国IRA/401kでは既に導入されており、効果が見られる。 我が国でも、確定拠出年金加入の意義を認識しつつも、実際の運用になると知識の無さなどで加入に二の足を踏む層が相当程度見込まれる。 運用開始時の運用商品の選択のみならず、長期的な運用を前提とする確定拠出年金においては、運用中のリバランスや年齢に応じた組み換えなどが効果的だが、これを実際に行うための金融リテラシーの引き上げには限界がある。 ノバランス型ファンドやラップ型ファンドなどの投資信託でもある程度達成できるが、人それぞれ、年齢に応じた個別の運用を行うためには一任運用が適切である。 手数料などコスト面での負担については、ロボアドバイザーなどコストを低減しユーザー体験を向上させたサービスが我が国でも定着しつつある。 なお、導入に際しては、一任業者の業務範囲及び責任の範囲、取り扱う商品の選定、フィデューシヤリー・デュティーを全うするための要件作りが必要。</p>	一般社団法人 Fintech協会	厚生労働省	確定拠出年金制度は、確定拠出年金法第1条に個人が自己の責任において運用の指図を行うと規定されており、他者に運用を一任する契約は前提としていません。また同法第23条には、加入者が運用の指図を行うことができる運用の方法が規定されていますが、投資一任契約については規定がありません。	確定拠出年金法第1条、第23条	対応不可	確定拠出年金制度は、個人が資産を自己の責任において運用の指図を行うものであり、加入者が運用商品を選択しやすくするよう、平成28年の確定拠出年金法の改正により実施事業主に係る継続投資教育を努力義務化するなど、加入者の適切な運用に資する措置を講じています。 また、前述の法改正に伴い、平成30年5月より加入者が運用の指図を行わないまま一定の期間が経過してもなお運用の指図を行わない場合は、予め運営管理機関の選定した指定運用方法を加入者が選択したものとみなすこととしました。 このように、現在、確定拠出年金制度は他者に運用を任せるとはなく、個人が自己の責任において運用の指図を行う制度であるため、投資一任契約の導入を認めることは困難です。	△
300313002	30年3月13日	30年3月19日	30年7月23日	確定拠出年金制度普及のための施策<中途脱退要件の緩和>	<p>【提案の具体的内容】 確定拠出年金制度における中途脱退要件を緩和すべきである。 【提案理由】 米国IRAには、医療費、失業時の医療保険等支払いなどで早期引き出しが認められている。 我が国においても、長期的に資金が「塩漬け」されてしまうのでは、という観点から確定拠出年金への加入に躊躇する層が一定程度見受けられ、一定の要件下での早期引き出しを認めることが、特に個人型Dの普及促進に寄与すると考えられる。 なお、いわゆる中途退職時の脱退一時金給付問題に見られるような事案へは、税率の引き上げなどのペナルティを課すことも効果的と考えられる。</p>	一般社団法人 Fintech協会	厚生労働省	確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 【企業型確定拠出年金からの脱退一時金】 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が15,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 【個人型確定拠出年金制度からの脱退一時金】 ・国民年金保険料の免除者である ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から2年以内 ・年金資産が25万円以下 または 遺算拠出期間が1年以上、3年以下 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない	確定拠出年金法附則第2条の2、第3条	対応不可	脱退一時金については、企業型年金は任意加入であることや手厚い税制優遇措置が設けられていることから、従来より例外的な措置としていたところですが、一昨年の法改正により個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大に伴い、脱退一時金の支給要件をより厳格にするよう措置したことから、確定拠出年金の脱退要件の緩和を認めるのは困難です。 よって、加入時において、原則中途脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してよくご説明し、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
300315001	30年3月15日	30年4月17日	30年7月23日	営業許可に係る消防法のワンストップについて	<p>ホテル業を営む場合、許可に際して消防署の検査を受け、消防法の適合通知書を取得する必要がある。</p> <p>たとえば、マンションを改装してホテル業とする場合、建物の用途変更(マンションからホテル)の書類を作成し、建築主事による建築確認を受けてから、改装工事をすることになる。</p> <p>ただし、ここでは建築基準法上のホテル業の要件に該当するかの審査であって、消防法上のホテル業の要件については検討されない。</p> <p>そのため、建築主事とは別途、消防署と協議して、消防法に基づくホテル業の要件を満たした工事を行う必要がある。</p> <p>ところが、ホテル業の許可は旅館業法に基づくため、保健所が許可申請の窓口となっており、旅館業法上のホテル業の要件が満たされていなければ、ホテル業の許可はおりない。</p> <p>民間企業は、この3つの役所の全ての基準に適合したホテルを作らなければ、営業できないのである。</p> <p>そこで、ホテル業のための工事の協議や検査については、窓口を建築主事に一本化するべきである。</p>	個人	総務省 厚生労働省 国土交通省	<p>【総務省、厚生労働省】</p> <p>1 建築物の用途変更に伴う消防法に基づく手続き 建築確認が必要となる用途変更を行う場合、その確認を行うに際しては、建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意が必要とされています。</p> <p>2 ホテル業を営む場合の旅館業法に基づく手続き(消防法令適合通知書関係) 旅館業法に基づく営業の許可に際しては、建築物の検査済証の写し及び当該建築物が消防法令に適合している旨の所轄消防機関の通知書の送付を受けるまでの間は、営業許可を差し控えることとされています。</p> <p>【国交省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物を建築しようとする場合、工事着手前に当該建築計画が適法であることについて、建築主事又は指定確認検査機関による確認(建築確認)を受ける必要があります。 旅館業、興行場営業及び浴場業に対する防火安全対策の強化について(昭和44年5月21日環衛第9,072号) <p>【国交省】 建築基準法第6条、第93条</p>	<p>【総務省、厚生労働省】</p> <p><左記1関係> ・建築基準法第6条、第87条 ・消防法第7条 <左記2関係> ・旅館業法第3条 ・旅館、ホテルに係る防火安全について(昭和56年1月24日付け消防予第21号)</p> <p>防火対象物に係る表示制度の実施に伴い「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了承事項」の運用について(平成26年3月7日付け消防予第60号)</p> <p>旅館業、興行場営業及び浴場業に対する防火安全対策の強化について(昭和44年5月21日環衛第9,072号)</p> <p>【国交省】 建築基準法第6条、第93条</p>	<p>対応不可</p>	<p>建築基準法においては、建築基準関係規定への適合判断を建築主事又は指定確認検査機関が行うこととなっているが、消防法や旅館業法で求める基準への適合判断とは根本的に異なり、建築主事が消防法や旅館業法に関する法令審査を行うことは困難です。</p> <p>なお、建築確認の約9割を担っている指定確認検査機関についても、上記の審査を行うことは困難です。</p> <p>建築物を不特定多数の方々が利用する旅館・ホテル等として使用する場合、消防法令に定める技術基準に適合するように消防用設備等を設置しないと、火災時の火災感知、消火、避難、通報等が適切に行われず、火災被害の拡大を招くおそれがあります。したがって、防火の専門家である消防機関が立入検査を行って、例えば自動火災報知設備の感知器が適切に設置されているか等の具体的なかつ詳細な技術基準に適合していることの確認を行う必要があることから、消防機関に関係書類を提出し、消防法令適合通知書を受領していただくこととしているものです。</p> <p>なお、建築確認が必要となる建築物の用途変更(旅館・ホテル以外への用途変更も含む)を行う場合、当該建築物の用途変更に係る工事に着手する前に建築基準法等に精通している建築士が消防用設備等の設置を含む防火基準に適合するように設計し、建築主事に建築確認申請をすれば、当該書類は消防機関にも送付されるようになり、事務手続きの効率化が図られています。</p>
300318001	30年3月18日	30年4月17日	30年7月23日	日本の防爆検定制度の導入	<p>■要望内容</p> <p>日本の防爆検定制度では、新規検定を受けようとする同一型式ごとに型式検定を受けが必要があり、一つの製品でも多数の申請に分割されてしまうので、内容がほぼ共通な文書が大量に必要となり、合格後も細かい合格番号の管理が発生する。一方、国際的な防爆認証制度のIECExシステム等では、同様の製品でも一つの申請で可能な「シリーズ認証」という考え方が認められている。日本の防爆検定制度でも国際基準に合わせた「シリーズ認証」可能な仕組みを構築するべき。</p> <p>■要望理由</p> <p>a.規制の現状 新規に防爆検定を受けようとする同一型式ごとに型式検定を受けが必要がある。この「同一型式」の解釈により同一型式として認められる範囲が極めて狭い。例えば要望元が製造する防爆電気機器の一つである流量計の場合、配管接続口径と一部材料の違いにより、60種類以上に型式を分けて申請し、それに対応する60種類以上の異なる検定合格証を受領している。配管接続口径が違うものは同じ流量計製品でも型式が違うと見なされるからである。これは異なる評価試験(机上評価を含む)が必要な場合は、型式を分ける必要があるという考えに基づいているもので、流量計の例では口径毎に温度試験の条件が異なるからである。</p> <p>b.要望理由 上記規制の現状により、型式ごとに合格標準を作成して貼り付ける義務が生じ、事務処理の負担が大きくなっている。一方、上記具体例では、仮に60種類の口径を同一型式と定義してもその60種類の口径仕様を明らかにした上で最悪条件の口径による評価試験を行えば、検定に必要な十分な評価を行うことができる。このような考え方は「シリーズ認証」としてIECExシステムなどは認められている。「シリーズ認証」の考え方はEUや北米等に広く浸透している。日本でも同一型式の範囲を広くとらえることで対応可能であり、規格適合評価においては何ら問題ない。従って日本の防爆検定制度においても国際基準に合わせ、「シリーズ認証」が可能な仕組みを構築するべき。</p> <p>c.要望が実現した場合の具体的な効果 上記の具体例では、60種類以上に型式を分けて申請し、それに対応する60種類以上の異なる検定合格証を受領し、これに60種類以上の合格標準を作成し、60種類以上の型式に正しい組み合わせで合格標準を貼り付けた上で製造製品を管理・出荷する、という莫大な事務処理負担が軽減される。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	厚生労働省	<p>爆発の危険のある場所で使用できる防爆性能を有する電気機械器具(以下「防爆機器」といいます。)の新規型式検定にあたっては、機械等検定期(昭和47年労働省令第45号、以下「検定期」といいます。)第6条第1項では、新規の型式検定を受けようとする者(以下「申請者」といいます。)は、「型式ごと」に申請書を提出しなければならないこととされており、また、法第44条の2第3項では、登録型式検定期間は、当該申請に係る型式の機械等の構造等が検定期第8条の基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならないこととされています。</p> <p>防爆構造、定格電圧、温度等級、材料など(以下「防爆構造等」といいます。)が同一であり、同一型式と判断できる製品群については、新規型式検定申請時に、一括して申請することができます。</p> <p>一方で、防爆構造等に関する条件のいずれかが異なる場合は、安全性に係る試験条件が異なること等から、同一である認められず、個別の申請及び検定によりそれぞれの実績を確認することとしています。</p> <p>現在の制度においては、型式ごとに検定を受け、それぞれに対応した合格番号を記載した合格標準を貼付することによって、製造メーカー等の申請者の負担感があるものの、市場には細かく区分され、管理された防爆機器が供給されることから、企業規模に係わらず全ての国内の防爆機器のユーザーにとっては、型式ごとの合格標準を確認することで、防爆機器の間違いのない選択・使用が可能となるメリットがあります。</p>	<p>●労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第44条の2第1項、第3項、第4項、第5項</p> <p>●労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第14条の2第3号</p> <p>●機械等検定期(昭和47年労働省令第45号)第6条、第8条、第14条</p> <p>●昭和53年7月10日付け発第80号「機械等検定期の一部を改正する省令の施行について」</p>	<p>検討を予定</p>	<p>防爆機器の製品群について、防爆構造等に関する条件が異なることにより、試験条件が異なる防爆機器が混在しているにも関わらず、想定される最悪の条件を仮定して、一つの種類の機器のみを代表とすることで一括して検定を行う場合、安全性を確認できない機器が残るおそれがあります。</p> <p>この点を考慮しつつ、同一型式として判断できる基準及び型式の管理方法について、安全性を確保する観点から技術的な検討が可能であるか検討してまいります。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300318002	30年3月18日	30年4月17日	30年7月23日	日本の防爆検定制度におけるIECExシステムの「製造者」と「製造場所」の考え方の導入	<p>■要望内容 日本の防爆検定制度では、防爆検定の申請を行うことができる者は、防爆電気機器の製造者(外国製造者も含む)又は輸入者に限られているため、海外子会社が生産を担当した製品について、検定の申請および直出荷が出来ない。又同じ製品・同じ生産工程であっても、海外の各工場別に申請するなど非効率的な手続きとなっている。一方、国際的な防爆認証制度であるIECExシステムなどでは、「製造者」と製造者の責任の管理下のもと製造を行う「製造場所」(※)という考え方が規定されており、それにより日本の防爆検定制度で行われている非効率的な手続きを行う必要はない。従って日本においても国際基準に合わせ、効率的な改善を図るべきである。</p> <p>※製造者:製品の製造、評価、取扱い及び保管における段階を実行または制御することで、製品に関連する要件に継続的に従う責任を負うことを可能にし、その関係におけるすべての義務を負うと公認された場所にある組織。 製造場所:製造、取扱い、保管、及び/又はその他の活動(例:ルーチン試験)を実施する施設で、番号の付いた製品を市場に放出することを含む。製造所は証明書に記載された製造者の管理下で操業する。</p> <p>■要望理由 a.規制の現状 「防爆検定の申請を行うことができる者は、防爆電気機器の製造者(外国製造者も含む)又は輸入者に限られる。従って製造者が日本国内の会社であって実際の生産を海外子会社が担当した製品については、そこで製造して出荷することはできない。」 b.要望理由 上記の規制により、海外生産子会社が直出荷するためには、海外生産子会社が当該製品の防爆検定を申請する必要があります。このためラインを別の生産子会社に移転する場合は、移転先の海外生産子会社から、改めて当該製品の防爆検定を申請する必要があり、時間と費用が発生する。 例えば、国際的な防爆認証制度であるIECExシステムでは、「製造者」と、製造者の責任の管理下のもと製造を行う「製造場所」という考え方が規定されている。また、型式検査に加え、工場監査(品質管理システム審査)があり、それにより海外生産子会社(製造場所)からの防爆検定の申請が不要になる。 c.要望が実現した場合の具体的な効果 色々な生産方式(国際調達等)の中で製造会社にあった適切な生産形態が選択できる。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	厚生労働省	我が国の防爆機器の新規型式検定にあたっては、検定期第6条第1項第3号により、新規型式検定申請時、当該機械等を製造し、及び検査する設備の概要、当該機械等の作業責任者、当該機械等の検査組織、当該機械等の検査のための規程等を記載した書面を提出していただき、型式検定期間は、型式検定に合格した製品が適切に製造等される体制が確保されていることを確認しています。その後は、3年に1回程度、型式検定合格証の有効期間の更新(更新検定)に合わせて、書面審査により製品が適切に製造等される体制が確保されていることを確認しています。 このため、複数の法人が同じ製品を同じ生産工程で製造する場合があるとしても、法人ごと製造等の体制が異なることから、防爆機器を製造する各法人から個別に申請していただく必要があります。 一方、IECExシステムでは、製造者と製造場所を区別した上で、型式検定に加え、毎年1回程度の工場監査を実施することで、製品が適切に製造等されていることを確認しています。この工場監査は認証機関が実施しており、監査は認証機関が行うとともに、現場での監査に係る費用は、申請者が負担しているため、日本の制度以上の大きな負担がかかる側面があります。	●労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第44条の2第1項、第2項、第3項、第5項 ●労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第14条の2第3号 ●機械等検定期規則(昭和47年労働省令第45号)第6条、第8条、第11条 ●昭和53年2月10日付け基発第80号「機械等検定期規則の一部を改正する省令の施行について」	事実確認	提案者は「海外子会社が生産を担当した製品について、検定の申請及び直出荷が出来ない。」と主張されていますが、海外子会社が自ら製造者として新規検定を申請し、出荷することは現に認められています。また、国内親会社が、海外子会社が製造した機器を輸入する者(輸入者)として新規検定を申請し、輸入・販売等することも現に認められています。	
300318003	30年3月18日	30年4月17日	30年7月23日	日本の防爆検定制度における防爆機器に関する変更申請の許可範囲の拡大	<p>■要望内容 日本の防爆検定制度では、防爆機器の変更申請は、限定的な例外(※)を除き、ほとんど認められていない。従って、防爆機器の設定変更をしたい場合ほとんどが新規申請となり、合格番号も変更となる。例えば、要望元の事例では、防爆検定の合格後にコンデンサの容量に誤記があることに気がつき、修正しようとしたところ、この変更(修正)が認められず、新規申請を行って新たな合格番号の合格証を取り直した。一方で国際的な防爆認証制度であるIECExシステムなどでは、防爆性能への影響によらず変更申請は認められているため、同様の内容の申請を行ったところ、事務処理レベル(簡単な机上評価のみ)で変更申請が認められた。 IECExシステムと同様の変更申請の考え方は、EU、北米等に広く浸透している。日本の防爆検定制度においても国際基準に合わせ、事務処理手続きの低減を図るべき。 ※防爆性能上、同一の構造・性能を持つと判断された場合、上記コンデンサの例では、同一の構造・性能と認められなかった。</p> <p>■要望理由 a.規制の現状 防爆機器の変更申請はほとんど認められていない。防爆機器の設定変更をした場合新規申請となり、合格番号も変更となる。一方、国際的な防爆認証制度であるIECExシステムなどでは、防爆性能への影響によらず、変更申請は認められている。 b.要望理由 日本の防爆検定制度において、ほとんどが変更申請を認めず、新規申請による事務処理の負担が膨大になる。例えば、変更申請の場合は合格番号は変わらないが、新規申請の場合は合格番号が変わるため、これを記載している合格標準の作り直しや、販売ドキュメントの修正等に時間と費用が発生する。なお、上記のコンデンサの容量の例では、新規申請に提出した技術書類は約170枚ほどであった。このうち誤記訂正分の技術書類は1枚のみであったため、変更申請が認められた場合は1枚ほどで済む可能性もある。 また、近年、半導体部品の製造中止の発生頻度が多くなっているなかで、対応に苦慮する状況が発生している。国際基準に合わせ、事務処理手続きの低減を図るべき。 c.要望が実現した場合の具体的な効果 事務処理手続きの低減とコスト削減。防爆機器の市場投入のスピードアップ。およびそれに伴う国際競争力の強化。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	厚生労働省	日本の防爆検定制度においては、現行制度においても、既に型式検定に合格している防爆機器の設定の変更について防爆機器の構造等が型式検定に合格した型式の範囲内での変更であることが書面のみで確認できる場合には、更新検定として書面審査のみで変更することが認められています。また、検定申請に係る書面の誤記について、誤記であることが他の書面等から確認できる場合は、差し替えが認められています。 なお、国際的な防爆認証制度であるIECExシステムにおいては、防爆性能への影響によらず書面審査のみでの変更申請が認められているわけではなく、防爆性能の変更を伴う場合は原則追加検査が必要となります。	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第44条の2第1項、第2項、第3項、第5項 ・労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第14条の2第3号 ・機械等検定期規則(昭和47年労働省令第45号)第6条、第8条第1項第1号、第11条 ・昭和53年2月10日基発第80号「機械等検定期規則の一部を改正する省令の施行について」記のIIの4	事実確認	日本の防爆検定制度においては、現行制度においても、既に型式検定に合格している防爆機器の設定の変更について防爆機器の構造等が型式検定に合格した型式の範囲内での変更であることが書面のみで確認できる場合には、更新検定として書面審査のみで変更することが認められています。また、検定申請に係る書面の誤記について、誤記であることが他の書面等から確認できる場合は、差し替えが認められています。 なお、国際的な防爆認証制度であるIECExシステムにおいては、防爆性能への影響によらず書面審査のみでの変更申請が認められているわけではなく、防爆性能の変更を伴う場合は原則追加検査が必要となります。	

